

令和2年分

年末調整の しかた



ご注意ください!! 昨年の年末調整から変わっています!!

- 「給与所得控除額」が改正されています。
- 「基礎控除」が改正され、この控除を適用するためには、給与所得者から『基礎控除申告書』の提出を受ける必要があります。
- 「寡婦（寡夫）控除」の適用要件の改正などが行われ、新たに「ひとり親控除」が創設されました。これにより、給与所得者から『扶養控除等申告書』の提出を受ける必要が生じる場合があります。
- 「所得金額調整控除」が創設され、この控除を適用するためには、給与所得者から『所得金額調整控除申告書』の提出を受ける必要があります。

※ 詳しくは、4ページ以降を確認してください。

年末調整手続の電子化でバックオフィス業務が効率化！

※ 詳しくは、8ページ以降を確認してください。

はじめに

本年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（毎日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなるわけですから、この意味からも非常に大切な手続です。

年末調整は大事な手続です。
正しく行いましょう。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

- **納期の特例の承認を受けていない場合**
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**
- **納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）
1月から6月までの分…**7月10日**
7月から12月までの分…**翌年の1月20日**

- (注) 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
- 4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が所得税徴収高計算書（納付書）に印字（記載）されているかどうかを確認してください。
- 5 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

(※) この「年末調整のしかた」は、令和2年7月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

目 次

I 昨年と比べて変わった点…………… 4	IV 令和3年分の給与の源泉徴収事務…………… 75
1 給与所得控除に関する改正…………… 4	1 令和3年から変わる事項…………… 75
2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正…………… 4	1-1 扶養控除等（異動）申告書の 変更…………… 75
3 各種所得控除等を受けるための扶養 親族等の合計所得金額要件等の改正…………… 5	1-2 源泉徴収簿の変更…………… 75
4 ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除 に関する改正…………… 6	2 実務上の留意事項…………… 76
5 年末調整関係手続の電子化…………… 7	2-1 扶養控除等（異動）申告書の 受理と内容の確認…………… 76
II 年末調整とは…………… 10	2-2 源泉徴収簿の作成…………… 78
1 年末調整を行う理由…………… 10	V 給与所得者の確定申告…………… 79
2 年末調整の対象となる人…………… 10	1 給与所得者が確定申告を必要とする 場合…………… 79
3 年末調整を行う時…………… 11	2 退職所得がある人の場合…………… 79
III 年末調整のしかた…………… 12	3 源泉徴収税額のある給与所得者で確 定申告をすればその源泉徴収税額が還 付される場合…………… 80
1 年末調整の手順…………… 12	VI 電子計算機等による年末調整…………… 82
2 各種控除額の確認…………… 13	
2-1 扶養控除等（異動）申告書の 受理と内容の確認…………… 13	
2-2 基礎控除申告書等の受理と 内容の確認…………… 21	
2-3 保険料控除申告書の受理と内 容の確認…………… 26	
2-4 （特定増改築等）住宅借入金等 特別控除申告書の受理と内容の 確認…………… 39	
3 年税額の計算…………… 56	
3-1 年末調整の対象となる給与と 徴収税額の集計…………… 56	
3-2 給与所得控除後の給与等の金 額（調整控除後）の計算…………… 58	
3-3 年調年税額を求めるまでの具 体的な計算の流れ…………… 59	
3-4 扶養控除額等の合計額の計算…………… 60	
3-5 課税給与所得金額の計算と算 出所得税額の計算…………… 61	
3-6 年調年税額の計算…………… 62	
4 過不足額の精算…………… 63	
5 税額の納付と所得税徴収高計算書 （納付書）の記載…………… 73	
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親 族等の異動があった場合の再調整…………… 74	
	○ 令和2年分の年末調整等のための給与 所得控除後の給与等の金額の表…………… 84
	○ 令和2年分の年末調整のための算出所 得税額の速算表…………… 93
	○ 【参考】令和2年分の基礎控除額の表 …… 93
	○ 【参考】令和2年分の配偶者控除額及び 配偶者特別控除額の一覧表…………… 93
	○ 【参考】所得の種類・収入・必要経費 の範囲等…………… 94
	○ 令和2年分 年末調整チェック表…………… 96
	○ 年末調整 Q&A…………… 97
	○ 各種控除について（給与所得者用）…………… 101
	○ （参考文例）「年末調整を受ける際の注 意事項」…………… 102
	○ 「令和2年分の扶養控除額及び障害者 等の控除額の合計額の早見表」(120 ページ) の使い方…………… 118
	○ 令和2年分の扶養控除額及び障害者等 の控除額の合計額の早見表…………… 120

I 昨年と比べて変わった点

1 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。

この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（84ページ参照）を使用してください。

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

(2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) 所得金額調整控除には、上記の控除のほか、給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（年金等）」といいます。）もありますが、年末調整においては、所得金額調整控除（年金等）の適用を受けることはできません。ただし、確定申告により所得金額調整控除（年金等）の適用を受けようとする人が、年末調整の際に「給与所得者の基礎控除申告書」等で合計所得金額を計算するときは、所得金額調整控除（年金等）を考慮して合計所得金額を計算する必要があります。

(3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記(1)及び(2)の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」^(注1)が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならぬこととされました。

(注) 1 租税特別措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書をいいます。以下同じです。

2 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載している「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」については、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」(3様式の兼用様式)となっています。

(4) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿に「所得金額調整控除額⑩」欄、「給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)⑪」欄及び「基礎控除額⑲」欄が追加され、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄が「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に改められました。

これらに伴い、基礎控除額について、令和元年分の源泉徴収簿においては、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に含めて記載することとなっていました。令和2年分の源泉徴収簿においては、「基礎控除額⑲」欄に記載することとされました。

○ 源泉徴収簿の変更点

令和元年分 源泉徴収簿 (抜粋)		令和2年分 源泉徴収簿 (抜粋)	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得金額調整控除額(※) ((⑨-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩ (1,000円未満切上げ、最高130,000円)
社会保険料等	給与等からの控除分(②+⑤) ⑩	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪
除料等	申告による社会保険料の控除分 ⑪	給与等からの控除分(②+⑤)	⑫
控除額	申告による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑫	除料等	申告による社会保険料の控除分 ⑬
生命保険料の控除額	⑬	控除額	申告による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑭
地震保険料の控除額	⑭	生命保険料の控除額	⑮
配偶者(特別)控除額	⑮	地震保険料の控除額	⑯
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	配偶者(特別)控除額	⑰
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)	基礎控除額	⑲
		所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳
		差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑ (1,000円未満切捨て)

《所得金額調整控除に係る取扱いについて》

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、「所得金額調整控除に関するFAQ(源泉所得税関係)」を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注) 1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられています。

4 ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子^(注1)を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人^(注2)がいないこと。

(注) 1 その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子をいいます。

2 その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人をいいます。

- a その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
- b その人が住民票に世帯主と記載されていない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

- イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)ロの要件が追加されました。
- ロ 上記(1)ハの要件が追加されました。

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

(3) 令和2年分の年末調整の際の申告

上記(1)及び(2)の改正は、令和2年分の年末調整から適用され、この改正による改正前後の控除に係る適用判定のフロー図は次のとおりです。

フロー図において、[改正後]の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている人は、令和2年分の年末調整の際にその異動内容について申告をする必要がありますので、令和2年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を、給与の支払者に提出してください。

なお、改正前の「未婚のひとり親（寡婦（夫）、特別の寡婦に該当しない人）」に該当する人が、適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合の申告については、以下の記載例を参考に、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法により申告してください（給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の「左記の内容」欄に記載する必要はありません。）。

〔記載例〕扶養控除等（異動）申告書（ひとり親に該当する場合）

（令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）

（月々の源泉徴収時）当初申告

C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	L 障害者		区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
			一般の障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦
			特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
			同居特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。							



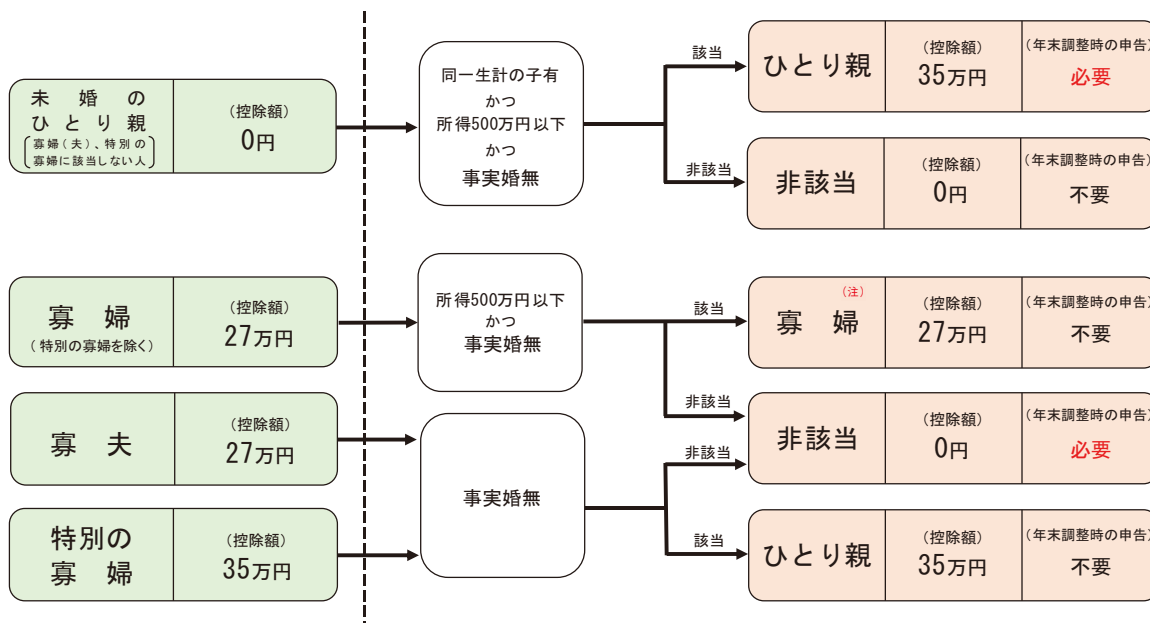
（年末調整時）異動申告

C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	□ 障害者		区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
			一般の障害者				(人)	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親
			特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
			同居特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。							

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕

〔改正後〕



(注) 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

(4) 令和2年分の源泉徴収簿の記載

ひとり親に該当する旨の申告があった場合等には、以下の記載例を参考に、「扶養控除等の申告」欄やその欄外の余白などに「ひとり親」と記載します。

(注) 改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する人が、上記適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合、令和2年分の年末調整では、「ひとり親」に該当する旨を申告する必要はありませんが「ひとり親控除」が適用されますので、源泉徴収簿の訂正漏れにより年末調整に誤りが生じることのないよう、ご注意ください。

〔記載例〕 源泉徴収簿（ひとり親に該当する場合）

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者		一般の扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
		当初	有・無	当初	人	当初	人	当初	人			
有	無	月日	有・無	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	有
有	無	月日	有・無	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	有
有	無	月日	有・無	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	有

《ひとり親控除及び寡婦控除に係る取扱いについて》

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得税関係）」を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

5 年末調整関係手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました（令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます）。

令和2年10月からの 年末調整手続の電子化に向けた取組について

1 年末調整手続の電子化の概要

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書（「給与所得者の保険料控除申告書」や「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をいいます。以下同じです。）に、従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「控除証明書等データ」といいます。）を添付して提出することができるよう手当てされました。

（注） 控除申告書を給与の支払者に電磁的に提出する場合があります。

これに伴い、年末調整手続において、従業員（給与所得者）が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下「年調ソフト」といいます。）を無償提供します（令和2年10月に国税庁ホームページ等で公開予定）。



年調ソフトには主に以下の機能があります。

- ① 保険会社等から交付を受けた控除証明書等データをインポートすることにより、控除申告書の所定の項目に控除証明書等データの内容を自動入力する機能
- ② 保険料控除等の控除額を自動計算し、控除申告書を作成する機能
- ③ 作成した控除申告書をデータ出力する機能

なお、①の機能については、マイナポータルと連携し、必要な控除証明書等データを一括取得し、自動入力することにより控除申告書データを作成することも可能となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページをご覧ください。

- （注）
- 1 年調ソフトとマイナポータルを連携させて控除証明書等データを一括取得するためには、マイナンバーカード及びICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可）が必要となります。
 - 2 年末調整手続の電子化は、民間ソフトウェア会社の給与システム等でも行うことが可能な場合があります。詳しくは現在ご利用になっている給与システム等を開発する民間ソフトウェア会社にお尋ねください。

2 年末調整手続の電子化のメリット

(1) 給与の支払者のメリット

イ 控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書等を作成するため、控除額の検算事務が不要となります。

- ロ 控除証明書等との突合作業が不要
従業員が、年調ソフトに控除証明書等データをインポートすることにより、控除証明書等の内容が控除申告書の所定の項目に自動入力されるため、控除申告書の記載内容と控除証明書等との突合作業が不要となります。
- ハ 従業員からの問合せが減少
従業員が、年調ソフトの入力支援機能や、「年調ソフトヘルプデスク（令和2年10月設置予定）」を利用することにより、従業員からの問合せが減少することが見込まれます。
- ニ 年末調整関係書類の保管コストの削減
従業員から提供された控除申告書データを原本として保管するため、書類の保管が不要となります（従業員から書面で提出を受けた書類については保管が必要となります。）。

(2) 従業員（給与所得者）のメリット

- イ 控除証明書等の内容の転記・控除額の手計算が不要
年調ソフトに控除証明書等データをインポートすることにより、控除証明書等の内容の転記が不要になるとともに、控除額を自動計算することができます。
また、「マイナポータル連携」を利用すれば、必要な控除証明書等データを一括取得し、控除証明書等の内容を控除申告書の所定の項目に自動入力することができます。
- ロ 控除証明書等データを紛失しても再取得が容易
控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してもオンラインで再取得することができます。
- ハ 提出のオンライン化により押印が不要
控除申告書データを提出する場合、控除申告書への押印に代えて電子署名又はパスワードを付して提出するため押印が不要となり、テレワークの方などが押印のために出勤することが不要となります。
- ニ 給与の支払者からの確認が減少
年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書を作成できますので、控除申告書データの提出後、給与の支払者からの控除申告書データの内容についての確認が減少することが見込まれます。

3 年末調整手続の電子化に向けた準備

(1) 実施方法の検討

年末調整手続の電子化に当たり、従業員が使用する控除申告書作成用のソフトウェア（「年調ソフト」や民間ソフトウェア会社が提供する給与システム等）の選定、電子化後の年末調整手続の事務手順をどうするかなどを検討します。

(2) 従業員（給与所得者）への周知

(1)の検討結果に加え、保険会社等から控除証明書等データの交付を受けるための手続など、事前準備が必要であることを早期に従業員へ周知することが必要です。

なお、従業員から控除証明書等データの取得方法について問合せがあった場合には、マイナポータル連携を利用又はその従業員が契約している保険会社等のホームページ等で確認するよう周知願います。

(3) 給与システム等の改修等

従業員が提供する控除申告書データや控除証明書等データをご利用の給与システム等にインポートし、年税額等の計算を行うための給与システム等の改修等を行います（詳細については現在ご利用の給与システム等の民間ソフトウェア会社へお問合せください。）。

(4) 税務署への届出

従業員から控除申告書を電子データで提供を受けるためには、所轄税務署長宛に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

Ⅱ 年末調整とは

1 年末調整を行う理由

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年の中で給与の額に変動があること、②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

2 年末調整の対象となる人

年末調整は、原則として給与の支払者に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます。）を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象となる人ととならない人を区分して示すと次の表のとおりです。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の中で退職した人のうち、次の人 ① 死亡により退職した人 ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者） (4) 年の中で退職した人で、左欄の(3)に該当

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
<p>払を受けると見込まれる場合を除きます。)</p> <p>(4) 年の中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）</p>	<p>しない人（97ページ年末調整Q & A〔問1〕参照)</p> <p>(5) 非居住者</p> <p>(6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）</p>

〔注意事項〕

- 1 1か所から給与の支払を受ける人で、年末調整を行う時までには、その給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出していない人については、この申告書を提出するよう指導してください。
- 2 年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになりますから、このような人には期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出するよう指導してください。
 なお、確定申告をしなければならない給与所得者の範囲の詳細及び確定申告期間については、79ページ以降を参照してください。
- 3 外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続き国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになりますから注意してください。

3 年末調整を行う時

年末調整は、本年最後に給与の支払をする時に行うことになっていますので、通常は12月に行いますが、次に掲げる人については、それぞれ次の時に年末調整を行います。

年末調整の対象となる人	年末調整を行う時
(1) 年の中で死亡により退職した人	退職の時
(2) 著しい心身の障害のため年の中で退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと見込まれる人	退職の時
(3) 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
(4) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）	退職の時
(5) 年の中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	非居住者となった時

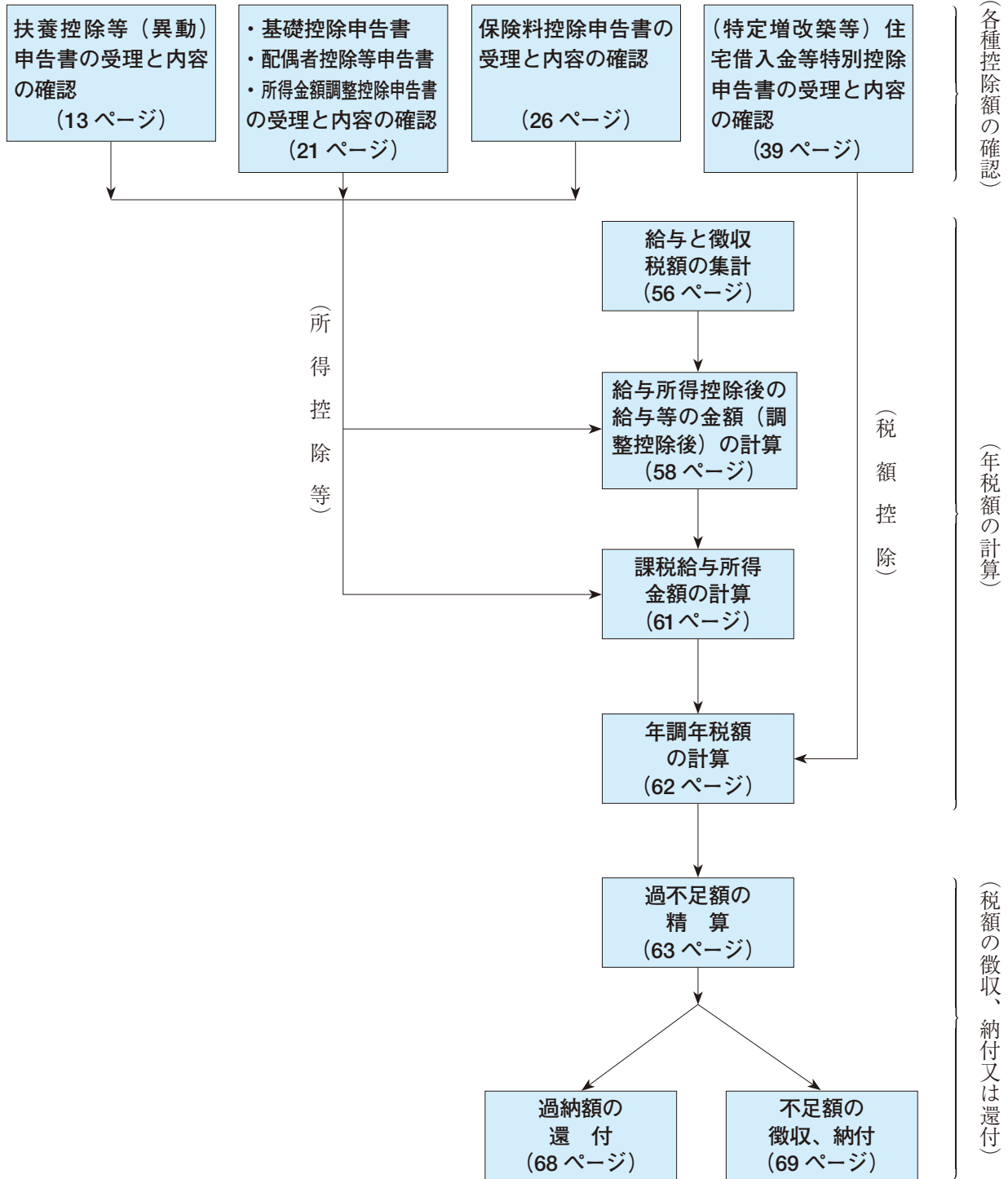
なお、その年最後に給与の支払をする月中に賞与以外の普通給与と賞与とを支払う場合で、普通給与の支払よりも前に賞与を支払うときは、その賞与を支払う際に年末調整を行っても良いことになっています。この場合には、後で支払う普通給与の見積額及びこれに対応する見積税額を加えたところで年末調整を行います。後で支払う普通給与の実際の支給額がその見積額と異なることとなったときは、その実際の支給額によって年末調整のやり直しを行う必要があります。

Ⅲ 年末調整のしかた

1 年末調整の手順

年末調整は、次のような手順で行います。

(枠内のページ番号は、それぞれの手順の内容を説明している箇所を示します。)



以下、それぞれの手順について、順を追って説明します。

2 各種控除額の確認

年末調整に当たっては、まず、扶養控除等（異動）申告書などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。

年末調整において、各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

なお、令和2年分の年末調整から、基礎控除の適用を受けるためには、「給与所得者の基礎控除申告書」（以下「基礎控除申告書」といいます。）を給与の支払者に提出する必要がありますのでご注意ください。

また、扶養控除等（異動）申告書などの年末調整関係書類の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例「各種控除について（給与所得者用）」や「年末調整を受ける際の注意事項」、「令和2年分給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント」などを101ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください（文例については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にも掲載しています。）。

申告書	控除	説明箇所
1 令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	13～20ページ 60ページ
2 令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除	21～25ページ
3 令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除	
4 令和2年分 所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除	
5 令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	26～38ページ
6 令和2年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 ^{（注1）}	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	39～55ページ

（注）1 「平成32年分」と記載されたものを含みます。

2 上記1から5までの様式については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載しています（上記2から4までの様式については、3様式の兼用様式となっています）。上記6の申告書については、控除を受けることとなる各年分の一括して税務署から所得者本人に送付しています。

3 給与の支払者が、受給者（給与所得者、給与の支払を受ける人）から上記1から6までの申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます（上記6の申告書については、令和2年10月1日以後に提出するものから電磁的提供が可能となります。）。

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ 年末調整は、先に説明したように年末調整を行う時まで扶養控除等（異動）申告書を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確かめる必要があります。

ロ この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時まで給与の支払者に提出することになっており、また、年途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時まで申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになっていますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情があった人については、異動申告が忘れずに行われているかを確認してください。

- (イ) 本年の途中で、控除対象扶養親族であった人の就職、結婚などにより控除対象扶養親族の数が減少したこと。
- (ロ) 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったこと。
- (ハ) 本年の途中で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったこと。

なお、令和2年分の年末調整においては、同年中に提出した扶養控除等（異動）申告書に、本人が寡婦、寡夫又は特別の寡婦に該当する旨を記載している人で、令和2年度税制改正後の寡婦又はひとり親に該当しないこととなった人も異動申告が必要となります。年末調整時の申告の要否について、詳しくは、7ページの【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】を参照してください。

(2) 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認

イ 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

- (イ) 控除対象扶養親族（又は特定扶養親族、同居老親等、その他の老人扶養親族）や障害者（又は同居特別障害者、その他の特別障害者）の数、寡婦、ひとり親、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うこととなりますが、申告された控除対象扶養親族や障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

(注) 年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」（以下「配偶者控除等申告書」といいます。）を給与の支払者に提出する必要があります。したがって、扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、配偶者控除又は配偶者特別控除については、配偶者控除等申告書の提出を受けてください。

なお、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に所定の事項を記載し、給与の支払者に提出する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書には、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載することとされており、給与の支払者は給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）の本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要がありますので、ご注意ください。

(注) 一定の要件のもと、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載を省略できる場合があります（76ページ参照）。

〔記載例〕 扶養控除等（異動）申告書

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	老人扶養親族 (40歳以上)	令和2年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和2年中に異動があった場合に記載してください。以下同。)
A 源泉控除対象配偶者 (注1)	ヤマカワアキコ	7 7 18 8 9 9 10 10 1 1 1 2 2	特定扶養親族 (平10.12生～平11.11生)	400,000 円	東京都練馬区宗町 23-7	
	山川明子	52 10 5				
	ヤマカワイチロウ	8 18 19 9 0 10 1 1 1 2 2 3 3		0 円		
	山川一郎	16 5 17				
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平17.1.1以降生)			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			
			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
左記の内容(この欄の記載に当たっては、表面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください)						
<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 一般の障害者 <input type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者 <input type="checkbox"/> 勤労学生 <small>上の該当する項目及び欄にチェックを行い、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。</small>						
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続柄
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)						
16歳未満の扶養親族 (平17.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象別令和2年中の所得の見積額
	ヤマカワミチ子	9 9 0 0 1 1 2 2 3 3 4 4	子	19 7 5	東京都練馬区宗町 23-7	0 円
○単身児童扶養者 令和2年4月1日以降に提出される「給与所得者の扶養親族申告書」については、単身児童扶養者に係る記載は不要です。						

- (ロ) 控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、**年末調整を行う日の現況により**判定しますが、その判定の要素となる**①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額により、②年齢は、本年12月31日（所得者本人やその親族が年の途中で死亡したり、所得者本人が年の途中で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時）の現況により**判定します。

(注) 1 年末調整を行った後、本年12月31日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（74ページ参照）。

2 控除対象扶養親族などが本年の途中で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することになりますから、本年分については扶養控除などの控除の対象となります。

3 合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前）、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

なお、合計所得金額の計算に当たっては、94ページ〔参考〕所得の種類・収入・必要経費の範囲等をご覧ください。

- (ハ) これらの控除対象扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません（97ページ年末調整Q&A〔問4〕参照）。

① 次のような所得で所得税が課されないもの

- ㊶ 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
- ㊷ 遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の勤務に基づいて支給されるものに限り、）
- ㊸ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など
- ㊹ 生活用動産の売却による譲渡所得
- ㊺ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等

② 利子所得又は配当所得のうち、

- ㊱ 源泉分離課税とされるもの
- ㊲ 確定申告をしないことを選択した次の利子等又は配当等

〔利子等〕

㊳特定公社債の利子、㊴公社債投資信託（その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの又はその受益権が金融商品取引所に上場若しくは外国金融商品市場において売買されているものに限り、）の収益の分配、㊵公募公社債等運用投資信託の収益の分配及び㊶国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等

〔配当等〕

㊷上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、㊸公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、㊹特定投資法人の投資口の配当等、㊺公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、㊻公募特定受益証券発行信託の収益の分配、㊼特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限り、）及び㊽これら以外の配当等で1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

- ③ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び一定の割引債の償還差益
- ④ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

- ロ 扶養親族等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

● 扶養親族

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

- (注) 1 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が48万円以下になります。
- 2 公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は108万円以下）であれば、合計所得金額が48万円以下になります。
- 3 扶養親族が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、扶養親族の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が48万円以下になります。
- ※ 上記（注）の1から3までについては、下記の「同一生計配偶者」の場合も同様です。この場合、3の「扶養親族」は「配偶者」と読み替えてください。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます（97ページ年末調整Q&A〔問3〕参照）。
- 2 ここでいう「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 3 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、所得者と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

● 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、**年齢16歳以上の人（平成17年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）については、控除対象扶養親族に該当しません。生年月日により控除対象扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

● 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢19歳以上23歳未満の人（平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 同居老親等

老人扶養親族のうち、**所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）**で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

〔注意事項〕

- 1 申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。
- 2 所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。
 - (1) 所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。
 - ※ 老親等が老人ホームなどへ入所している場合には、その老人ホームが居所となりますので、所得者等と同居しているとはいえません。
 - (2) その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。
 - (3) 所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

● **同一生計配偶者**

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、**合計所得金額が48万円以下の人**をいいます。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、16ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。

● **障害者（特別障害者）**

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
 - ※ 重度の判定について、いわゆる「療育手帳」には、一般的に障害の程度が重度の場合は「A」（「マルA」、「A2」など）、その他の場合には「B」などと表示されています。
 - なお、療育手帳の区分（障害の程度）について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの各自治体へお尋ねください。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級の人、は、特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。

- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人——このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

〔注意事項〕

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

● **同居特別障害者**

同一生計配偶者又は扶養親族のうち**特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、16ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 申告された特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。

● **寡 婦**

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人
 - イ 扶養親族を有すること。
 - ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人
 - イ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,777,778円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

〔注意事項〕

ここでいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人をいいます。

- 1 その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の**未届の夫**である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
- 2 その人が住民票に世帯主と記載されていない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の**未届の妻**である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

● ひとり親

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

- (1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子に限ります。）を有すること。
- (2) 合計所得金額が500万円以下であること。
- (3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

【注意事項】

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、16ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 ここでいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人をいいます。
 - (1) その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
 - (2) その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

● 勤労学生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます（98ページ年末調整Q & A〔問5〕参照）。

- (1) 次に掲げる学校等の**児童、生徒、学生又は訓練生**であること。
 - ① 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
 - ② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
 - ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- (2) **合計所得金額が75万円以下**であること。

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が75万円以下になります。
- (3) 合計所得金額のうち**給与所得等以外の所得金額が10万円以下**であること。

(注) 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

【注意事項】

上記(1)の②又は③の生徒又は訓練生である人が勤労学生控除を受けるためには、次の証明書を扶養控除等（異動）申告書に添付して提出又は提示する必要があります。専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書の有無により判定します。

- ① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し
- ② その人が①の課程を履修する生徒又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書

● 国外居住親族

非居住者である親族をいいます。

(注) 「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

〔注意事項〕

国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に、次の証明書を添付又は提示する必要があります。

- ① 親族関係書類
- ② 送金関係書類

(注) 1 親族関係書類は、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に添付又は提示する必要があります。

また、送金関係書類は年末調整の際に添付又は提示する必要があります。

2 年末調整の際に、国外居住親族に係る扶養控除等を受けようとする場合は、既に給与の支払者に提出した扶養控除等（異動）申告書の「生計を一にする事実」欄にその年に国外居住親族に対して送金等をした金額を追記する必要があります。または、「生計を一にする事実」欄に記載した扶養控除等（異動）申告書を別途作成して提出しても差し支えありません。

3 親族関係書類及び送金関係書類は、次に掲げる書類になります。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、訳文も提出又は提示する必要があります。

イ 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族がその給与所得者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

ロ 「送金関係書類」とは、次の書類で、給与所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

(3) 扶養控除等（異動）申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

〔記載例〕 源泉徴収簿（上記の扶養控除等（異動）申告書の場合）

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者		一般の扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等	従たる給与から控除する源泉控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
		当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無	同居老親等	その他				当初
有・無	有	無	無	1	人						・一般の障害者 本人・配・扶（人） ・特別障害者 本人・配・扶（人） ・同居特別障害者 配・扶（人） ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	当初	有・無
	有	無	人	人	人	人	人	人	人	人		人	有
	有	無	人	人	人	人	人	人	人	人		人	無

(注) 源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載しているものですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿の様式を用いて行うことにします。

2-2 基礎控除申告書等の受理と内容の確認

(1) 基礎控除申告書等の受理

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除及び所得金額調整控除^(注1)は、各人から提出された基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書（以下これらの申告書を「基礎控除申告書等」といいます。）に基づいて行うことになっていきますから、基礎控除申告書等の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(注) 1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除をいいます。以下同じです。

2 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、非居住者である配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

3 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書については、3様式の兼用様式となっています。

(2) 基礎控除申告書の内容の確認

基礎控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

基礎控除とは

基礎控除とは、所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

【基礎控除額の計算の順序】

基礎控除額は、基礎控除申告書で求めることができるようになっていますので、次の1～3の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認めます。

なお、3の「区分Ⅰ」欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の計算において使用しますので、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けない場合は、「区分Ⅰ」欄に記載する必要はありません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4:1」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4:2」を参照) 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	控除額
判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(A) 48万円
定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32万円
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16万円

区分Ⅰ ↓

基礎控除の額

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

1 2 3

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄に記載します。

2 所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載

上記1で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「900万円以下(A)」から「2,450万円超2,500万円以下」までの該当する□にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

3 「区分I」欄の記載

上記2の判定結果が「900万円以下(A)」から「950万円超1,000万円以下(C)」までに該当する場合は、A、B又はCの判定結果を「区分I」欄に記載します。

(3) 配偶者控除等申告書の内容の確認

配偶者控除等申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限り、）が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円）を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

- (注) 1 配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。
- 2 所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,195万円（所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円）を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。
- 3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。
- 2 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。）のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいいます。
- 3 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）をいいます。
- 4 年途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、死亡した配偶者が再婚した配偶者のいずれか1人に限られます（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限り）が生計を一にする配偶者（合計所得金額が133万円以下の人に限り）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、**配偶者の合計所得金額が48万円以下であるとき又は133万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。**

- (注) 1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。
 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は201万6千円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は214万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

【注意事項】

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等申告書で求めることができるようになっていきますので、次の1～5の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。

～記載に当たってのご注意～

- ①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が950万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。
 - 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中のまたる給与の収入金額が950万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「所得」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅰ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を必ずご確認ください。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

判定

- 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭26.1.1以前生) (配偶者控除)
- 48万円以下かつ年齢70歳未満 (配偶者特別控除)
- 48万円超95万円以下 (配偶者控除)
- 95万円超133万円以下 (配偶者特別控除)

区分Ⅱ (上の1～4を記載)

区分Ⅰ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (*印の金額)	配偶者控除の額	配偶者特別控除の額
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円

概要 配偶者控除 配偶者特別控除

- 1 所得者の合計所得金額の見積額の計算**
 基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄及び「区分Ⅰ」欄を記載します（記載に当たっては、21・22ページの【基礎控除額の計算の順序】1～3を参照してください）。
- 2 配偶者の合計所得金額の見積額の計算（*）**
 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄に記載します。
- 3 配偶者の合計所得金額の区分の判定及び「区分Ⅱ」欄の記載**
 上記2で計算した合計額及び「配偶者の生年月日」欄を基に「判定」欄の「48万円以下かつ年齢70歳以上（昭26.1.1以前生）」から「95万円超133万円以下」までの該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

4 「控除額の計算」の表に、上記1の判定による区分(A～C)及び上記3の判定による区分(①～④)を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

5 上記4により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

(注) 区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

(4) 所得金額調整控除申告書の内容の確認

所得金額調整控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

所得金額調整控除とは

所得金額調整控除とは、所得者（その年中の給与の収入金額が850万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与所得の金額から15万円を限度として、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を給与所得の金額から控除するというものです。

〔注意事項〕

1 年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合における「給与の収入金額」が850万円を超えるかどうかの判定は、主たる給与の支払者（扶養控除等（異動）申告書の提出先）から受ける給与などの年末調整の対象となる給与^(注1)の総額が850万円を超えるかどうかにより行います^(注2)（98ページ年末調整Q&A〔問6〕参照）。

(注) 1 年末調整の対象となる給与については56ページを参照してください。

2 給与の支払を受ける人が基礎控除申告書や配偶者控除等申告書の作成に当たって行う「本年中の合計所得金額の見積額」の計算において、給与の支払を受ける人が2か所以上から給与の支払を受けている場合には、その給与の全部を基にその計算を行う必要があります。

2 例えば、同一世帯に属する夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます（98ページ年末調整Q&A〔問7〕参照）。

(5) 基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額等の源泉徴収簿への記入

基礎控除申告書及び配偶者控除等申告書の内容について確認を終えた後、それらの申告書の記載に基づいて、基礎控除の額及び配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を各人の源泉徴収簿の「基礎控除額⑨」欄及び「配偶者（特別）控除額⑰」欄にそれぞれ記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を各人の源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄で計算します（所得金額調整控除額は、年末調整の対象となる給与の総額を計算した後に計算しますので、源泉徴収簿に所得金額調整控除の適用がある旨を記載しておくとう便利です。）。

〔記載例〕 基礎控除申告書等と源泉徴収簿への記入

(令和2年分 基礎控除申告書等)

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7
税務署長 〒160-8501 東京都練馬区栄町23-7	給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。

- あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下でかつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
- 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が950万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができます。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		6,973,000

○控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	1,000万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2,450万円超 2,500万円以下			16万円
	<input type="checkbox"/>			

区分Ⅰ A (基礎控除の額) **480,000**円

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		400,000

○控除額の計算

		区分Ⅱ										配偶者控除の額			
		①	②	③	④(上記①配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)>(*印の金額))	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円			
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円			
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円			

判定: 48万円以下かつ年齢70歳以上 (1) 配偶者控除
 (昭26.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》
 48万円以下かつ年齢70歳未満 (2)
 48万円超95万円以下 (3) 配偶者特別控除
 95万円超133万円以下 (4)

区分Ⅱ ② (上の①-④を控除)

配偶者控除の額 **380,000**円

配偶者特別控除の額

◆所得金額調整控除申告書◆

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

○年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件

□ あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★ 特別障害者に該当する事実
□ 同一生計配偶者等が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
□ 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

年末調整のしかた
・手
・控除額の確認
・手順

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

(源泉徴収簿)

区	分	金額	税	額
給料・手当等	①		③	
賞与等	④		⑥	
計	⑦		⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨			
所得金額調整控除額(※)	⑩			
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪			
社会保険料等申告による社会保険料の控除分	⑫			
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬			
生命保険料の控除額	⑭			
地震保険料の控除額	⑮			
配偶者(特別)控除額	⑯	380,000		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰			
基礎控除額	⑱	480,000		
所得控除額の合計額	⑲			
差引課税給与所得金額(⑲-⑳)及び算出所得税額	㉑			㉒

※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。
適用有

配偶者の合計所得金額 (400,000円)

旧長期損害保険料支払額 (円)

⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額

⑬のうち国民年金保険料等の金額

(注) この記載例では、所得金額調整控除の適用がある人について、源泉徴収簿に「適用有」として、適用がある旨を記載しています。

2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「保険料控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

● 生命保険料控除

生命保険料とは

生命保険料控除の対象となる生命保険料は、次の(1)に掲げる生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で**所得者本人が支払ったものに限られます**。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

(注) 次に掲げる保険料や掛金は、生命保険料控除の対象となりません。

- ① 保険期間などが5年未満の生命保険契約などで、その期間満了の日に生存している場合又はその期間中に特定の感染症など特別の事由で死亡した場合に限り保険金等が支払われることになっている、いわゆる貯蓄保険の保険料
- ② 外国生命保険会社等と国外で締結した生命保険契約等に基づく保険料
- ③ 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金
- ④ 傷害保険契約に基づく保険料
- ⑤ 信用保険契約に基づく保険料

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等とは、次に掲げる保険契約等をいいます。

ただし、その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、**保険金、共済金その他の給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）**となっていることが必要です。

(注) 契約者が誰であるかは要件とされていません（98ページ年末調整Q&A〔問8〕参照）。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等については国内で締結したものに限りです。）
- ② 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」といいます。）
- ③ 次の組合等と締結した生命共済に係る契約又はこれに類する共済に係る契約（以下「生命共済契約等」といいます。）
 - 農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農協等」といいます。）
 - 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（以下「漁協等」といいます。）
 - 消費生活協同組合連合会
 - 共済事業を行う特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会
 - 神奈川県民共済生活協同組合、教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合又は電気通信産業労働者共済生活協同組合

- 全国理容生活衛生同業組合連合会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - ④ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、病院又は診療所に入院して医療費を支払ったことその他の一定の事由（以下「医療費等支払事由」といいます。）に基因して保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等又は外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
 - ⑤ 確定給付企業年金に係る規約
 - ⑥ 適格退職年金契約
- (2) 生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」は、次のとおりです。

イ 一般の生命保険料

生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（ロの「介護医療保険料」及びハの「個人年金保険料」を除きます。）をいい、「新生命保険料」と「旧生命保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約等の範囲
新生命保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等 (注) 右の1から3までの契約等に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等などの一定のものに限ります。	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 4 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等
旧生命保険料	平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約 3 (1)③に掲げる契約 4 (1)④に掲げる契約 5 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等

ロ 介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる「介護医療保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（イの「新生命保険料」を除きます。）をいいます。

区分	内 容	契約等の範囲
介護医療保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものなど一定のもの	1 (1)④に掲げる契約 2 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる(1)②又は③に掲げる契約のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ハ 個人年金保険料

生命保険料控除の対象となる「個人年金保険料」とは、年金を給付する定めのある一定の生命保険契約等（退職年金を給付する定めのあるものは除かれます。）のうち、一定の要件

を満たすものに基づいて支払った次の保険料等をいい、「新個人年金保険料」と「旧個人年金保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約の範囲
新個人年金保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	次の契約で年金の給付を目的とするもの 1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの (注) 傷害特約や疾病特約等が付されている契 約の場合には、その特約に関する要件を除 いたところで所定の要件等を満たす契約に 該当するかどうかを判定します。
旧個人年金保険料	平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	

また、個人年金保険料の対象となる保険契約等ごとの要件は、次の表のとおりです。

区 分	契 約 の 範 囲	契 約 の 要 件
1 上記(1)①の契約	契約の内容が次の(1)から(4)までの要件を満たすもの (1) 年金以外の金銭の支払（剰余金の分配及び解約返戻金の支払は除きます。）は、被保険者が死亡し又は重度の障害に該当することとなった場合に限り行うものであること。 (2) (1)の金銭の額は、その契約の締結日以後の期間又は支払保険料の総額に応じて逡増的に定められていること。 (3) 年金の支払は、その支払期間を通じて年1回以上定期に行うものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。 (4) 剰余金の分配は、年金支払開始日前に行わないもの又はその年の払込保険料の範囲内の額とするものであること。	1 年金の受取人 保険料等の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合には、これらの者のいずれかとするものであること。 2 保険料等の払込方法 年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 3 年金の支払方法 年金の支払は、次のいずれかとするものであること。 (1) 年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で、その契約で定める日以後10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 (2) 年金受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであること。 (3) (1)の年金の支払のほか、被保険者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、年金の支払開始日以後10年以上の期間にわたって、又はその者が生存している期間にわたって定期に行うものであること。
2 旧簡易生命保険契約	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件を満たすもの	
3 農協等・漁協等と締結した生命共済契約等	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件に相当する要件その他の財務省令で定める要件を満たすもの	
4 3以外の生命共済契約等	一定の要件を満たすものとして、財務大臣の指定するもの	

(3) 支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。

新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。

- (4) 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剰余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

〔注意事項〕

- 1 保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）だけであるかどうか。
- 2 本人自身が支払ったものであるかどうか。
なお、給与の支払者が負担した保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となります。
- 3 本年中に支払ったものであるかどうか。
この場合の支払った金額については、次のように取り扱われます。
 - (1) 払込期日が到来した保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。
 - (2) 保険料の払込みのない契約を有効に継続させるため、保険会社などが貸付けを行ってその払込みに充当する処理を行ういわゆる「振替貸付」によって保険料の払込みに充てられた金額は、支払った保険料に含まれます。
 - (3) 翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

- 4 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料などの金額から、これらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。
この場合、数口の契約があるときは、保険料の区分ごとに、支払った保険料の合計額からその剰余金などの合計額を差し引いた残額が、控除の対象となる新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額となります。
- 5 新個人年金保険料を新生命保険料に含めるなど支払った保険料を他の区分の保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。
- 6 個人年金保険契約等で傷害特約、疾病特約等が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

証明書類

旧生命保険料にあつては、本年中に支払った一契約の保険料の金額（本年において剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けた場合又は分配を受ける剰余金や割戻しを受ける割戻金をもって生命保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金や割戻金の額を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあつては、金額の多少にかかわらず全てのものについて、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等^(注1)に係る電磁的記録印刷書面^(注2)を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

なお、令和2年10月以降の年末調整では、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その保険料控除申告書に添付すべき証明書類等の提出又は提示に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等^(注1)が付されたものを保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供できるようになりました。

(注) 1 電子証明書等とは、証明書類の発行者（保険会社等）の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をいいます（33ページの「地震保険料控除」及び39ページの「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の証明書類においても同様です。).

2 電磁的記録印刷書面とは、電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます（33ページの「地震保険料控除」及び39ページの「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の証明書類においても同様です。).

なお、控除証明書等データから電磁的記録印刷書面を作成することができるシステムを国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載していますので、ご利用ください。

この場合の証明書類については、次のように取り扱われます。

(1) 証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として生命保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

(2) 次の保険料については、「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険等の契約者の氏名」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、その勤務先で確認すれば、証明書類を提出又は提示しなくてもよいことになっています。

① 勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料

② 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約に基づいて支払った保険料

(注) 確認した場合は、保険料控除申告書などに確認した旨を明らかにしておいてください。

(3) ここでいう証明書類とは、保険会社や郵便局などが発行した、保険料などの領収書や支払った生命保険料の金額と保険契約者などの氏名を証明するために特に発行した書類をいいます。

なお、郵便振替などを利用して支払った生命保険料の証明書類については、保険契約者の氏名に代えて、保険証券や年金証書の記号と番号が記載されていればよいことになっています。

(4) 月払契約により支払った生命保険料の証明書類には、「本年中に支払った生命保険料の金額」に代えて、毎月の払込保険料の金額と本年1月から9月までの払込みの状況がわかる事項が記載されていればよいことになっています。

生命保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている生命保険料の控除額が、一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確認します。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額（①、②、③のうち最も大きい金額）、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額（④、⑤、⑥のうち最も大きい金額）の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は最高12万円が限度となります。

保険料の区分		控除額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ^(注1)	上記①及び②の金額の合計額 (最高4万円) (③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ^(注1)	上記④及び⑤の金額の合計額 (最高4万円) (⑥)

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001円から50,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

(注) 1 支払った旧生命保険料又は旧個人年金保険料の金額が6万円を超える場合には、③又は⑥の金額よりも②又は⑤の金額の方が大きくなりますので、②又は⑤の金額が控除額となります。
2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

【記載例】 保険料控除申告書（生命保険料控除）

（令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書）

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認
				氏名	あなたとの続柄			
××生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	新・旧	(a) 24,000円	
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧	(a) 36,000円	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 24,000円		Aの金額を下回る計算式Ⅰ（新保険料等専用）に当てはめて計算した金額		① 22,000円	計(①+②) ③ 40,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 36,000円		Bの金額を下回る計算式Ⅱ（旧保険料等専用）に当てはめて計算した金額		② 30,500円	②と③のいずれか大きい金額 ④ 40,000円	
××生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻		(a) 48,000円	
							(a)	
							(a)	
(a)の金額の合計額		C 48,000円		Cの金額を下回る計算式Ⅰ（新保険料等専用）に当てはめて計算した金額		⑤ 32,000円		
〇〇生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	本人	新・旧	(a) 72,000円	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D		Dの金額を下回る計算式Ⅰ（新保険料等専用）に当てはめて計算した金額		④	計(④+⑤) ⑥ 40,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 72,000円		Eの金額を下回る計算式Ⅱ（旧保険料等専用）に当てはめて計算した金額		⑤ 43,000円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 43,000円	
計算式Ⅰ（新保険料等専用）※				計算式Ⅱ（旧保険料等専用）※				生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 115,000円
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		$(A、C又はD) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$		25,001円から50,000円まで		$(B又はE) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$		
40,001円から80,000円まで		$(A、C又はD) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$		50,001円から100,000円まで		$(B又はE) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

● 地震保険料控除

地震保険料とは

- (1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。

地震保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料又は掛金です。

- ① 損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの（損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- ② 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約又は火災共済契約
- ③ 農業共済組合又は農業共済組合連合会と締結した火災共済契約又は建物共済契約
- ④ 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約又は火災共済契約
- ⑤ 火災等共済組合と締結した火災共済契約
- ⑥ 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約又は自然災害共済契約
- ⑦ 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約

- ①教職員共済生活協同組合 ②全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
③電気通信産業労働者共済生活協同組合

- (注) 1 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害をいいます。
2 次に掲げる保険料又は掛金は地震保険料控除の対象となりません。
イ 地震等損害により臨時に生ずる費用又はその資産の取壊し若しくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金
ロ 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が $\frac{20}{100}$ 未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料又は掛金（(注) 2 イに掲げるものを除きます。）

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(\ast 3)}}{\text{火災}^{(\ast 1)}\text{による損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(\ast 2)}} < \frac{20}{100}$$

- (※) 1 「火災」は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除きます。
2 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
3 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
4 損害保険契約等において地震等損害により家屋等について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金の額が、地震保険に関する法律施行令第2条《保険金額の限度額》に規定する金額（原則として家屋については5,000万円、家財については1,000万円）以上とされている保険契約については、上記計算式にかかわらず地震保険料控除の対象となります。

- (2) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、「支払った地震保険料の金額」になります。

(3) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。

(注) 「長期損害保険契約等」とは、平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、次の全てに該当するものをいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。

- ① 保険期間又は共済期間の満期後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上であること
- ② 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

(4) この地震保険料控除は、本人から提出された保険料控除申告書に基づいて控除することになっています。

〔注意事項〕

1 保険の目的

家屋や家財を保険又は共済の目的とする損害保険契約等は、本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人の所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としているものであるかどうか。

2 保険料の支払内容等

(1) 本人自身が支払ったものであるかどうか。

給与の支払者が負担した地震保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象になります。

(2) 本年中に支払ったものであるかどうか。

いわゆる「振替貸付」により保険料の払込みに充てられた金額や、いわゆる「前納保険料」があるときは、生命保険料の場合と同様に取り扱われますので29ページを参照してください。

(3) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

証明書類

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として地震保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

なお、証明書類として使用される書面の内容などについては、生命保険料の場合と同じですから、29・30ページを参照してください。

地震保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている地震保険料の控除額が、次により正しく計算されているかどうかを確かめます。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	一律に5万円

- (注) 1 ここでの地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。
- 2 一つの契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。
- 3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔記載例〕 保険料控除申告書（地震保険料控除）

（令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書）

地震 保 険 料 控 除	保険会社等の 名称	保険等の 種類(目的)	保 険 期 間	保 険 等 の 契 約 者 の 氏 名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額)	給 与 の 支 払 者 の 確 認
				保険等の対象となった家 屋等に居住又は家財を 利用している者等の氏名	あなた との 続 柄			
地 震 保 険 料 控 除	〇〇火災	地震 (建物)	5年	山川 太郎		地震	30,000	円
				同上	本人	旧長期		
地 震 保 険 料 控 除	△△火災	積立 傷害	20年	同上		地震	19,600	円
				同上	同上	旧長期		
地 震 保 険 料 控 除	①のうち地震保険料の金額の合計額						② 30,000	円
	①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③ 19,600	円
地 震 保 険 料 控 除 額	$\left[\begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{30,000円} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{③の金額(③の金額が} \\ \text{10,000円を超える場合は、} \\ \text{③} \times 1/2 + 5,000\text{円)} \text{ ※} \\ \text{14,800円} \end{array} \right]$						④ (最高50,000円)	
	=						44,800 円	

● 社会保険料控除

社会保険料とは

- (1) 社会保険料控除の対象となる社会保険料は、次に掲げるものです。
- ① 健康保険、雇用保険、船員保険又は農業者年金の保険料で被保険者として負担するもの
 - ② 健康保険法附則又は船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金
 - ③ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
 - ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）
 - ⑤ 介護保険法の規定による介護保険料
 - ⑥ 国民年金の保険料で被保険者として負担するもの及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
 - ⑦ 厚生年金保険の保険料で被保険者として負担するもの及び存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金
 - ⑧ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料
 - ⑨ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による掛金（地方公務員等共済組合にあっては特別掛金を含みます。）
 - ⑩ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
 - ⑪ 恩給法の規定による納金
 - ⑫ 地方公共団体の条例により組織された互助会が行う職員の相互扶助に関する制度で一定の要件を備えているものとして所轄税務署長の承認を受けた制度に基づき、その互助会の構成員である職員が負担する掛金
 - ⑬ 公庫等の復帰希望職員の掛金
- (注) ①及び②には、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員保険法の被保険者とみなされた労務供給船員が支払う船員保険の保険料を含みます。
- (2) 社会保険料には、次の①と②があり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになります。
- ① 健康保険や厚生年金保険、雇用保険などの保険料や掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの
 - ② 国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように本人が直接支払っているもの
- (注) 介護保険の保険料については、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人は原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています。
- (3) 本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。
- (注) 後期高齢者医療制度の保険料について、本人と生計を一にする親族が負担すべき保険料を本人が口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った本人の社会保険料として控除できます。
なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できません（99ページ年末調整Q&A〔問9〕参照）。

証明書類

上記(1)に掲げる社会保険料のうち、⑥の保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として社会保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

ここでいう証明書類とは、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明

書などをいいます。

(注) 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要はありません。

毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計

- (1) 本年中に給与から差し引かれた社会保険料等の総額を集計します。この集計は、給与の総額等を集計するとき（56ページ参照）に併せて行っても差し支えありません。
- (2) この集計に当たっては、本年中に他から転職してきた人については、その人が前の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けた給与から差し引かれた社会保険料等も含めて集計してください（その人が転職前の勤務先から交付を受けた本年分の「給与所得の源泉徴収票」などにより確認してください）。
- (3) 給与の支払者が負担した社会保険料等の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となりますので、これも集計に含めます。

(注) 特定の小規模企業共済等掛金は毎月の給与から社会保険料と併せて控除されますので、源泉徴収簿では、これらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。

〔注意事項〕

本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{（前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額）} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年の年末調整の際に控除しても差し支えありません。

※ 2年前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合は、各年分に対応する社会保険料控除証明書を本人自らが年分ごとに切り取り、保険料控除申告書に添付して給与等の支払者へ提出又は提示することとなります。

● 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは

- (1) 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金
 - ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）
 - ③ 地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金
- （注）掛金を前納したことにより前納減額金の支払を受けているときは、支払った掛金の額からその前納減額金を差し引いた残額が控除の対象となります。
- (2) この小規模企業共済等掛金には、①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものなどがあり、その全額が控除されます。このうち、②の本人が直接支払ったものについては、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになっています。

証明書類

上記(2)①の毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類は必要はありませんが、②の本人が直接支払ったものについては、支払った掛金の金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

〔注意事項〕

- 1 本人が直接掛金を支払っている場合、保険料控除申告書に、その掛金を支払ったことの証明書類を添付して提出又は提示されているかどうか。
- 2 本人が本年中に支払ったものだけを控除の対象としているかどうか。未払のものや前払したものが含まれていないかどうか。
この場合、翌年以後に納付期日の到来する掛金を一括して支払ったいわゆる「前納掛金」については、社会保険料を前納した場合と同様に取り扱われますので、社会保険料控除の**〔注意事項〕**（36ページ）を参照してください。
- 3 前納減額金の支払を受けている場合には、支払った掛金の額からその前納減額金が差し引かれているかどうか。
- 4 毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は社会保険料とともに本年中に差し引かれた金額を集計する必要があります（36ページの「毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計」を参照してください。）。

(3) 保険料控除額の源泉徴収簿への記入

保険料控除申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の該当欄に社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金の控除額、生命保険料の控除額及び地震保険料の控除額をそれぞれ記入します。また、「旧長期損害保険料」の支払がある人については、その支払額を源泉徴収簿の「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します。

なお、源泉徴収簿で集計した本年中の給与から差し引かれた社会保険料等の合計額も、該当欄に転記します。

〔記載例〕 源泉徴収簿への記入

(源泉徴収簿)

寺	12	21	600,000	90,182	509,818	2	19,100
	計	①	7,170,000	②	1,081,827	6,088,173	③
賞	6	10	900,000	137,520	762,480	2	(税率16.336%) 124,558
	12	25	900,000	137,520	762,480	2	(税率%)
	計	④	1,800,000	⑤	275,040	1,524,960	⑥

(合計額)

区	分	金	額	税	額
給料・手当等	①		円	③	円
賞与等	④			⑥	
計	⑦			⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨				
所得金額調整控除額(※)	⑩	(1円未満は上げ、最高150,000円)			※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪				
社会保険料等	⑫	1,356,867			配偶者の合計所得金額(円)
申告による社会保険料の控除分	⑬				
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭				旧長期損害保険料支払額(円)
生命保険料の控除額	⑮	115,000			(19,600円)
地震保険料の控除額	⑯	44,800			⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額
配偶者(特別)控除額	⑰				(円)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱				㉑のうち国民年金保険料

(令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は保約者の氏名	保険金等の受取人氏名	新・旧区分	給与者の確認
××生命	養老	10年 山川太郎	山川明子	新(妻)	① 24,000円
▲▲生命	養老	10年 同上	同上	新(妻)	② 36,000円
(a)の金額の合計額		A 24,000円		③ 40,000円	
(b)の金額の合計額		B 36,000円		④ 40,000円	
××生命	介護	10年 山川太郎	山川明子	新(妻)	(a) 48,000円
(a)の金額の合計額		C 48,000円		⑤ 32,000円	
〇〇生命	〇〇年金	30年 山川太郎	山川太郎	新(本人)	(a) 72,000円
(a)の金額の合計額		D 72,000円		⑥ 40,000円	
(a)の金額の合計額		E 72,000円		⑦ 43,000円	
計算式Ⅰ(新保険料等) ※		計算式Ⅱ(旧保険料等) ※		生命保険料控除額計(②+③+④)	
A、C又はDの金額		B又はEの金額		115,000円	
20,000円以下		25,000円以下			
20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで			
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで			
80,001円以上		100,001円以上			

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	給与者の確認
〇〇火災	地震(建物)	5年	山川太郎	地震	30,000円
△△火災	積立傷害	20年	同上	地震(旧長期)	19,600円
(a)の金額の合計額		B 30,000円		⑧ 30,000円	
(a)の金額の合計額		C 19,600円		⑨ 19,600円	
地震保険料控除額		Bの金額(最高50,000円) + Cの金額(10,000円を超える場合は10,000円×1/2+5,000円) ※		⑩ 44,800円	

(1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の受理

イ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除^(注)を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、各人から提出された「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます。))に基づいて控除を行うことができることになっていきますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書を年末調整のときまでに提出するよう指導してください。

(注) 以下「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」は、40ページ(1)の住宅借入金等特別控除及び43ページ(2)の特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

ロ 住宅借入金等特別控除申告書には、次に掲げる証明書の添付が必要です^(注1)。

- ① その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」^(注2)(以下「控除証明書」といいます。)
- ② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」^(注2)(以下「年末残高等証明書」といいます。)

(注) 1 令和2年10月以降の年末調整では、住宅借入金等特別控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その住宅借入金等特別控除申告書に添付すべき証明書類等の提出又は提示に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等が付されたものを住宅借入金等特別控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供できるようになりました。

2 これらの証明書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を含みます(令和2年10月1日以後に住宅借入金等特別控除申告書を提出する場合に限ります。)

なお、これらの証明書の添付についての具体的な手続は、次のようになります。

(イ) 平成23年以後に住宅を居住の用に供した場合

税務署から送付された令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書(「平成32年分」と記載されたものを含みます。以下同じです。)の用紙の下の部分が控除証明書になっていますから、令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書に住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

(ロ) 平成22年以前に住宅を居住の用に供した場合

前年以前の年末調整において既にこの控除の適用を受けており、かつ、本年も同一の給与の支払者の下においてこの控除の適用を受ける場合には、控除証明書の添付を要しないこととされていますから、令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書に既に年末調整でこの控除の適用を受けている旨の表示(具体的には、備考欄の「有」の文字を○で囲みます。)を行うほか、住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出先である給与の支払者が前年以前に住宅借入金等特別控除申告書を提出した給与の支払者と異なることとなった場合や、居住の用に供した年の翌々年以後に初めて年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることとなった場合などには、住所地の所轄税務署に申請をして控除証明書の交付を受け、これを令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書に添付します(平成24年6月以後に再交付を受けた控除証明書及び住宅借入金等特別控除申告書は、兼用様式となっていることから、住所地の所轄税務署への申請の必要はありません。)

税務署から送付されたこれらの住宅借入金等特別控除申告書や控除証明書を給与の支払を受ける人が紛失したときなどには、本人から税務署にこれらの書類の再交付を申請するよう指導してください。

ハ 住宅借入金等特別控除申告書の受理等に当たっては、次のことに注意してください。

- (イ) 住宅借入金等特別控除申告書は、控除を受けることとなる各年分の一括して税務署から所得者本人に送付していますが、本年分の年末調整の際には、そのうち令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出を受けてください。

- (ロ) 住宅借入金等特別控除申告書は、給与の支払者の下で保管することとされていますが、税務署から再交付された控除証明書が住宅借入金等特別控除申告書に添付されて提出された場合には、その添付された控除証明書についても保管しておくようにしてください。
- (注) 従業員から提出された「平成32年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の「平成32年分」部分については、補正をしていただく必要はありません。

お知らせ

平成28年分から住宅借入金等特別控除申告書に給与の支払者の法人番号を記載する必要があります（個人事業者を除きます）。

なお、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、平成28年分以降の住宅借入金等特別控除申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要となりましたが、平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されています。

平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄に斜線を引くなどしてマイナンバー（個人番号）を記載しないよう周知しているところですが、各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤ってマイナンバー（個人番号）が記載されていた場合は、マイナンバー（個人番号）をマスキングするなどの対応をしていただきますようお願いします。

※ 住宅借入金等特別控除申告書は、居住年により様式が異なります。具体的な記載方法は、53ページ以降の記載例をご覧ください。

(2) 住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認

住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

以下においては、主に令和2年分の年末調整に関する事項を掲載しております。

制度全体の概要については、「源泉徴収のあらまし」などで確認してください。

※ 個人が、消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合における適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別控除については、令和2年分の年末調整においては適用されませんのでご注意ください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除制度の概要

(1) 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合（本則）

個人が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）をして、平成23年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等をした部分に限ります。）をその人の居住の用に供した場合（その家屋をその取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。以下(1)及び(2)において同じです。）において、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務（以下「住宅借入金等」といいます。）を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、それぞれ次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

(注) 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに下記(2)イ、ロ及びハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

居住者が、住宅の取得等をして、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が住宅借入金等を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後15年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

(注) 平成19年分以後の所得税（個人住民税は平成19年度分以後）について、国税（所得税）から地方税（個人住民税）への税源移譲が実施され、多くの方は所得税額が減少することとなりました。このため、上記イによる控除額を国税（所得税）から控除しきれないこととなる場合があります、そのための対応としてこの特例が設けられています。

また、平成21年度税制改正により、個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」が創設され、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」の詳しい内容につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

ハ 認定住宅の新築等の場合

個人が、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。）若しくは認定低炭素住宅（「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの^(注1)をいいます。）（以下これらを「認定住宅」と総称します。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得（以下「認定住宅の新築等」といいます。）をして、平成23年1月1日（認定低炭素住宅にあつては平成24年12月4日）から令和3年12月31日までの間に、その認定住宅をその人の居住の用に供した場合において、その人がその認定住宅の新築等のための住宅借入金等（以下「認定住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、認定住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除としてその年分の所得税の額から控除されます^(注2)。

(注) 1 低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する場合に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

2 個人が、認定住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、認定住宅新築等特別税額控除（個人が、認定住宅の新築等をして、平成23年1月1日（認定低炭素住宅については平成26年4月1日）から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における認定住宅の構造等の標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、居住年以後10年間の各年において、上記イ及びハの住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

ニ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった個人が、一定の要件を満たす住宅の新築取得等（住宅の取得等又は認定住宅の新築等をいいます。）をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から令和3年12月31日までの間に、その人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の再取得等のための住宅借入金等を有するときは、その人の選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住年以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

〔住宅借入金等特別控除額の概要一覧表（令和元年12月31日居住開始分まで掲載）〕

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控除限度額	
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額		
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	控除の特例	1～10年目	0.6%		—			15万円	
		11～15年目	0.4%					10万円	
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	控除の特例	1～10年目	0.6%	—				12万円	
		11～15年目	0.4%					8万円	
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—		40万円	
	優良住宅 認定長期	10年間	1.2%					60万円	
	額の特例 住宅に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%			—		48万円	
平成24年1月1日（認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日）から平成24年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—		30万円	
	住宅 認定	10年間	1.0%			—		40万円	
	額の特例 住宅に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%			—		48万円	
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	本則	10年間	1.0%	—				20万円	
	住宅 認定	10年間	1.0%			—		30万円	
	額の特例 住宅に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%			—		36万円	
平成26年4月1日（特別特定取得に係るものは令和元年10月1日）から令和元年12月31日まで	本則	特別特定取得 特定取得	1～10年目	1.0%			—		40万円
		特別特定取得 特定取得以外	10年間	1.0%			—		40万円
		特別特定取得 特定取得以外	10年間	1.0%	—				20万円
	認定住宅	特別特定取得 特定取得	1～10年目	1.0%					50万円
		特別特定取得 特定取得以外	10年間	1.0%					50万円
		特別特定取得 特定取得以外	10年間	1.0%			—		30万円
	額の特例 住宅に係る控除 住宅の再取得	特別特定取得 特定取得	1～10年目	1.2%					60万円
特別特定取得 特定取得以外		10年間	1.2%					60万円	

・年末調整のしかた
・手続
・控除額の確認
・順序

- (注) 1 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。
- 2 最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要がありますので、ご注意ください。
- 3 住宅の取得等を行った人が、その居住用家屋を居住の用に供した年の前々年からその居住の用に供した年までの間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例や中高層耐火建築物等の建設のための買換え（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けている場合には、この住宅借入金等特別控除を受けることはできません。また、この住宅借入金等特別控除を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年又は翌々年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、これらの課税の特例の適用を受けることとなったときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分の所得税について修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。
- 4 特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額をいいます。以下同じです。）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
- 5 特別特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。

(2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除

イ 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等

特定個人^(注1)が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「バリアフリー改修工事等」といいます。）をして、平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記(1)イ、ロ又はニとの選択により、居住年以後5年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額がバリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

(令和元年12月31日居住開始分まで掲載)

住宅を居住の用に供した日	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成28年1月1日から令和元年12月31日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※1)	1.0%	5年	12.5万円 ^(※4)
	②うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用 ^(※2)	250万円 ^(※3)	2.0%		

(※1) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(※2) 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります。また、特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります。

(※3) 特定取得^(注7)以外の場合は200万円となります。

(※4) 特定取得以外の場合は12万円となります。

(注) 1 特定個人とは、①年齢が50歳以上である者、②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④前記の②若しくは③に該当する者又は年齢が65歳以上の者（以下「高齢者等」といいます。）である親族と同居を常況としている者、のいずれかに該当する個人をいいます。

2 高齢者等居住改修工事等とは、家屋について行う、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（その改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築基準法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

3 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに上記(2)イ、下記ロ及びハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

4 ここでいう特定断熱改修工事等とは、次のロ(注)2の特定断熱改修工事等をいいます。

5 ここでいう特定多世帯同居改修工事等とは、下記ハ(注)1の特定多世帯同居改修工事等をいいます。

6 特定耐久性向上改修工事等とは、特定断熱改修工事等と併せて家屋について行う次に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（一定の工事で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づくものに限り、）で、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（その改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

- (1) 小屋裏の換気性を高める工事
 - (2) 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事
 - (3) 外壁を通気構造等とする工事
 - (4) 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事
 - (5) 土台の防腐又は防蟻のために行う工事
 - (6) 外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事
 - (7) 床下の防湿性を高める工事
 - (8) 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
 - (9) 高さが400mm以上の基礎が有する機能を代替する雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事
 - (10) 地盤の防蟻のために行う工事
 - (11) 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事
- 7 特定取得とは、個人の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の増改築等をいいます。

ロ 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、断熱改修工事等^(注1)又は特定断熱改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」といいます。）をして、平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記(1)イ、ロ又は二つの選択により、居住年以後5年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額が省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

（令和元年12月31日居住開始分まで掲載）

住宅を居住の用に供した日	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成28年1月1日から令和元年12月31日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※1)	1.0%	5年	12.5万円 ^(※4)
	②うち特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用 ^(※2)	250万円 ^(※3)	2.0%		

(※1) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(※2) 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります。また、特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります。

(※3) 特定取得^(注6)以外の場合は200万円となります。

(※4) 特定取得以外の場合は12万円となります。

(注) 1 断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②天井等、③壁若しくは④床等の断熱工事）で次の要件を満たすものであり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（その改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます（2において同じです。）。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上（平成29年3月31日以前に居住の用に供した場合は、平成25年基準相当以上）となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること（2に該当するものを除きます。）

- 2 特定断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替で、次に掲げる要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書により証明された改修工事（その改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。
 - イ 1に掲げる工事で、次のロ(イ)及び(ロ)の要件を満たす工事
 - ロ ①居室の窓の改修工事、又は①と併せて行う②天井等、③壁若しくは④床等の断熱工事で、次の(イ)及び(ハ)の要件を満たす工事
 - (イ) 改修した各部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準相当以上となること
 - (ロ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が平成28年基準相当となること
 - (ハ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階以上上がること及び改修後の住宅全体の省エネ性能について断熱等性能等級が等級4、又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること
- 3 ここでいう特定多世帯同居改修工事等とは、次のハ(注)1の特定多世帯同居改修工事等をいいます。
- 4 ここでいう特定耐久性向上改修工事等とは、上記イ(注)6の特定耐久性向上改修工事等をいいます。
- 5 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに上記(2)イ、ロ及び下記ハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。
- 6 特定取得とは、上記イ(注)7の特定取得をいいます。

ハ 特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、特定多世帯同居改修工事等^(注1)を含む増改築等（以下「三世帯同居対応改修工事等」といいます。）をして、平成28年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記(1)イ、ロ又は二つの選択により、居住年以後5年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額が三世帯同居対応改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

(令和元年12月31日居住開始分まで掲載)

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成28年4月1日から令和元年12月31日まで	①三世帯同居対応改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※)	1.0%	5年	12.5万円
	②うち特定多世帯同居改修工事等に係る費用	250万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注)1 特定多世帯同居改修工事等とは、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体になって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

2 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに上記(2)イ、ロ及びハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

(3) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等とは、次の表の区分に並び、それぞれ次の表に掲げる要件に該当するものをいい、自己の居住の用に供する家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限られます。

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
居住用家屋の新築又は新築住宅の取得	新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 住宅借入金等を有していること
認定住宅の新築又は新築住宅の取得	新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであること又は都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物に該当するものであること若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物に該当するもの ^(注) であることにつき認定通知書の写し等の書類により証明がされたもの (注) 特定建築物に該当する家屋については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供するものについて適用されます。 ⑤ 認定住宅借入金等を有していること
既存住宅の取得	取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 建築後使用されたことのあるものであること ⑤ 次のいずれかに該当する家屋であること イ 家屋が建築された日から取得の日までの期間が20年（耐火建築物については25年）以内であること ロ 取得の日前2年以内に地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する建物であると証明されたもの ハ イ又はロの要件に当てはまらない家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて一定の申請手続をし、かつ、居住の用に供する日（その取得の日から6か月以内の日に限ります。）までにその耐震改修（住宅耐震改修特別控除の適用を受けるものを除きます。）によりその家屋が耐震基準に適合することにつき証明されたものであること。 (注) 平成26年4月1日以後に家屋を取得するの場合に限ります。 ⑥ 住宅借入金等を有していること
増改築等	自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う工事（平成20年12月31日までに居住の用に供した場合は、自己の居住の用に供している家屋について行う工事に限ります。）で、次に掲げる要件を満たすもの ① 次に掲げる増改築等の工事で当該工事に該当するものであることについて証明されたもの イ 増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事 ロ マンション等の区分所有建物のうちその人の区分所有する部分の床、間仕切壁又は主要構造部である壁等について行う一定の修繕又は模様替（イに該当するものを除きます。）の工事 ハ 家屋（マンション等の区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限ります。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ又はロに該当するものを除きます。）の工事 ニ 家屋について行う地震に対する安全性に関する一定の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハまでに該当するものを除きます。）の工事 ホ 家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからニまでに該当するものを除きます。）の工事

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
増改築等	<p>へ 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（平成23年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替とし、イからホまでに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>② その工事に要した費用の額（その工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下「補助金等」といいます。）の交付を受ける場合には、その工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が100万円を超えること</p> <p>③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑧ 住宅借入金等を有していること</p> <p>⑨ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
バリアフリー改修工事等	<p>特定個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う高齢者等居住改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからへまでに掲げる工事で、高齢者等居住改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その高齢者等居住改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
省エネ改修工事等	<p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからへまでに掲げる工事で、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額（特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p>

特定増改築等

区分		住宅の取得等に該当するための要件
特定増改築等	省エネ改修工事等	⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること ⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること
	三世帯同居対応改修工事等	個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定多世帯同居改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからへまでに掲げる工事で、特定多世帯同居改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの ① 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること ② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること ③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること ⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること ⑧ その工事をした後の家屋が、その人の主としてその居住の用に供すると認められるものであること

(4) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等

イ 住宅借入金等特別控除（認定住宅に係るものを含みます。）の場合

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、割賦による償還期間又は賦払期間が10年以上の次に掲げる借入金又は債務（これらに類する一定の債務を含みます。）をいい、その家屋の新築又は購入とともにするその住宅の敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は年1%未満）のものなど一定のものを除きます。

- ① 住宅の取得等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- ② 建設業者に対する住宅の取得等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の取得等の対価についての債務
- ③ 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会を当事者とする中古家屋の取得に伴う債務の承継に関する契約に基づく賦払債務
- ④ 住宅の取得等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の取得等の対価についての債務

ロ バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務又は債務者の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされている一定の借入金で次に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は年1%未満）のものなど一定のものを除きます。

- ① 住宅の増改築等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- ② 建設業者に対する住宅の増改築等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋

の分譲を行う一定の者に対する住宅の増改築等の対価についての債務

- ③ 住宅の増改築等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- ④ 住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約においてその借入金に係る債務を有する者（二人以上の個人が共同で借り入れた場合には、その二人以上の個人の全員）の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

ハ 省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ①から③までに掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます。

ニ 三世同居対応改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

三世同居対応改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ①から③までに掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます。

(5) 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

イ 当初居住年に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」といいます。）の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（以下「転任命令等」といいます。）により、その家屋をその人の居住の用に供しなくなった場合であっても、再びその家屋をその人の居住の用に供した場合（当初居住年が平成24年以前である場合には、当初居住年の翌年以後再びその家屋をその人の居住の用に供した場合）には、一定の要件の下で、その住宅の取得等又は認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」といいます。）以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

なお、この適用を受けるためには、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」及び年末残高等証明書などを添付した確定申告書を提出する必要があります。

（注） この制度は、平成21年1月1日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されます。

ロ 当初居住年の翌年以後に転居した場合

住宅の取得等又は認定住宅の新築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人が、転任命令等により、当該控除の適用を受けていた家屋をその人の居住の用に供しなくなったことにより当該控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再びその人の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、その住宅の取得等又は認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再居住年以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

なお、この再適用を受けるためには、その家屋を居住の用に供しなくなる日までにその居

住の用に供しないこととなる事情の詳細その他一定の事項を記載した「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に、未使用分の控除証明書及び住宅借入金等特別控除申告書を添付してその家屋の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」及び年末残高等証明書などを添付した確定申告書を提出する必要があります。

上記イ又はロの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除については、確定申告をした翌年以後の年分については、年末調整の際に控除を受けることができます。

(6) 非居住者が住宅の取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用

平成28年4月1日以後に非居住者が住宅の取得等をした場合には、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

住宅借入金等の年末残高の計算

本年の年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人は、令和元年分以前の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた人ですから、ここでは、本年の年末調整の際にこの控除を受ける人を対象に、住宅借入金等の年末残高の計算の方法について説明します。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算は、次の(1)から(3)までに掲げるところにより行います。

- (1) 連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の算式により、控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{連帯債務による} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高 (円)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{控除を受ける人が} \\ \text{負担すべき割合} \\ \text{(％)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{連帯債務による住宅借入金等の年末} \\ \text{残高のうち控除を受ける人が負担す} \\ \text{べき部分の年末残高 (円)} \end{array}}$$

「控除を受ける人が負担すべき割合」については、原則として、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」又は「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記入した負担割合によります。

(注) 年末調整において（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。

なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

また、居住日の属する年分が平成31年から令和3年までの各年分である個人に対し、令和2年10月1日以後に税務署から送付する控除証明書には、控除を受けるべき人が負担すべき割合が記載されています（この負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要です。）。

- (2) 住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合には、それぞれその家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額に相当する部分の金額だけが対象となります。

また、家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額は、その住宅の取得等又は増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は交付を受ける補助金等の額を、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）を受けた場合は住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引いた額となります。

- (3) その取得した家屋又は増改築等をした部分に自己の居住用以外の用に供する部分がある場合には、住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額に、その取得した家屋の床面積のうち占める居住用部分の床面積の割合又はその増改築等に要した費用の総額のうち占める居住用部分の増改築等に要した費用の額の割合をそれぞれ乗じて、居住用部分の住宅借入金

等の年末残高の合計額を計算します。

なお、上記(1)から(3)までの2以上に該当するときは、(1)から(3)の順に計算（例えば、(2)と(3)に該当するときは、(2)により計算した金額を基にして(3)の金額を計算）します。

(注) 次に掲げる人などは、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算方法などが異なることがありますので、詳しい計算方法などで不明な点については、最寄りの税務署に、お電話にてお尋ねください（税務署では、自動音声により窓口のご案内をしています。）。

- ① 2回以上の増改築等の住宅借入金等について控除を受ける人
- ② 新築又は購入した家屋をその居住の用に供した年の翌年以後に増改築等をした部分を居住の用に供したことにより、新築又は購入した家屋の住宅借入金等と増改築等の住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける人

【注意事項】

- 1 その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡による場合には、死亡した日まで引き続いて自己の居住の用に供していれば、その年については死亡した日の住宅借入金等の残高を基に控除を受けることができます。

(注) 1 居住の用に供することができなくなったことが災害によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、その家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除き、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（災害関係）」といいます。）。

また、災害により居住の用に供することができなくなった家屋が、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する場合には、この適用期間の特例（災害関係）と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を重複して受けることができます。

なお、これらの適用は、災害により平成28年1月1日以後に、その家屋を居住の用に供することができなくなった個人の平成29年分以後の所得税について適用されます。

2 居住の用に供することができなくなったことが東日本大震災によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（東日本大震災関係）」といいます。）。

また、この適用期間の特例（東日本大震災関係）と住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例については、重複して適用を受けることができます。

- 2 令和2年分の合計所得金額が3,000万円を超える人は、本年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は受けられませんので、特に、給与所得以外の所得がある人についてはご注意ください。
- 3 予定額による証明である旨を付記してある「年末残高等証明書」に基づき（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた後、その住宅借入金等の返済が遅延したこと又は一部を繰上返済したことなどにより実際の住宅借入金等の年末残高がこの証明書に記載された額と異なることとなった場合には、改めて借入等を行っている金融機関等から実際の返済等の額による「年末残高等証明書」の交付を受け、これに基づいて正しい申告書を提出し直す必要があります。
- 4 連帯債務となっている住宅借入金等がある場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の残高に、その住宅に係る持分を取得するためにその住宅借入金等について負担すべきものとした割合を乗じて計算した金額に基づいて記載します。
- 5 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限り）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- 6 住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた人は、住宅借入金等の年末残高の合計額がその住宅の取得等の対価の額又は費用の額を超えるかどうかの判定に当たり、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの特例の適用を受けた金額を差し引いた金額に基づいて記載します。

〔設例1〕 平成26年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和2年分について年末調整でこの控除を受ける例（取得した家屋を居住用以外の用途に供している部分がある場合）

1	家屋の取得の対価の額	14,000,000円	
2	敷地の取得の対価の額	17,000,000円	
3	取得した家屋の総床面積	120.00㎡	Ⓐ
4	取得した家屋の居住用部分の床面積	84.00㎡	Ⓑ
5	取得した敷地の総面積	140.00㎡	Ⓒ
6	取得した敷地の居住用部分の面積	98.00㎡	Ⓓ
7	家屋の取得年月日	平成26年2月17日	
8	取得した家屋に居住した年月日	平成26年3月12日	
9	〇〇銀行からの借入金の年末残高	11,000,000円	Ⓔ
10	〇〇銀行からの借入金の返済期間	20年	
11	□□銀行からの借入金の年末残高	9,000,000円	Ⓕ
12	□□銀行からの借入金の返済期間	20年	
13	平成26年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額	155,400円	

（設例1の説明）

- この設例は、取得した家屋の一部を店舗等の居住用以外の用途に供している場合の例です。
- 住宅借入金等特別控除額の計算
 - 取得した家屋及びその敷地には居住用部分と居住用以外の部分とがありますので、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額は、借入金の年末残高20,000,000円（Ⓔ+Ⓕ）に家屋の総床面積又は敷地の総面積のうちに占める居住用部分の床面積又は面積の割合を乗じて計算した金額とされます。
 設例の場合は、家屋の居住用部分の割合（Ⓑ／Ⓐ）と敷地の居住用部分の割合（Ⓓ／Ⓒ）がいずれも同じため、次のようになります。

$$（住宅借入金等の年末残高の合計額 20,000,000円） \times 70\% = 14,000,000円$$
 （注）③欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%とします。
 - 上記(1)で計算した金額が控除額の計算の基礎となりますので、この金額に基づき住宅借入金等特別控除額を計算すると140,000円となります。
 [7年目の控除額の計算]

$$14,000,000円 \times 1\% = 140,000円 \text{（100円未満の端数切捨て）}$$

〔設例1の記載例〕 住宅借入金等特別控除申告書（年末残高等証明書）

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都練馬区栄町23-7	
	氏名	山川 太郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	11,000,000円
	当初金額	平成26年 2月 16日	13,000,000円
償還期間又は賦払期間	平成26年 2月から の 20年 月間 令和16年 1月まで		
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円		
(摘要)			

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和2年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和2年11月27日

(住宅借入金等に係る債権者等)
所在地 東京都中央区新富2-6-1
名称 株式会社 ○○銀行 之○株
式
銀行

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都練馬区栄町23-7	
	氏名	山川 太郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	9,000,000円
	当初金額	平成26年 2月 16日	10,000,000円
償還期間又は賦払期間	平成26年 2月から の 20年 月間 令和16年 1月まで		
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円		
(摘要)			

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和2年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和2年11月27日

(住宅借入金等に係る債権者等)
所在地 東京都千代田区九段南1-1-15
名称 株式会社 ○○銀行 之○株
式
銀行

給与の支払者受付印は押印しなくても差し支えありません。

給与の支払者が法人である場合は、給与の支払者の法人番号を記載してください（給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要はありません。）

なお、平成25年入居以前の場合、「法人番号」欄はありませんので、余白に記載してください。

平成32年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ)	あなたの氏名	山川太郎
給与の支払者の法人番号	東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	金額等	項目	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高	20,000,000	⑥ 増改築等に係る借入金等の年末残高	14,000,000	⑦ 増改築等の費用の額	31,000,000	⑧ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	70
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	⑦ 増改築等の費用の額	17,000,000	⑨ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	20,000,000	⑩ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑨)	14,000,000
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積の割合	84.00	⑧ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	70	⑩ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑨)	14,000,000	⑪ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×1%)	140,000
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	120.00	⑨ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	20,000,000	⑫ 年間所得の見積額	7,000,000	⑬ 連帯債務による住宅借入金等の年末残高	
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	140.00	⑩ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑨)	14,000,000	⑭ 備考			

① 新築又は購入に係る借入金等の計算
② 家屋又は土地等の取得対価の額
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積の割合
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)
⑥ 増改築等に係る借入金等の年末残高
⑦ 増改築等の費用の額
⑧ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合
⑨ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)
⑩ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑨)
⑪ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×1%)
⑫ 年間所得の見積額
⑬ 連帯債務による住宅借入金等の年末残高

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

この申告書は、平成32年分まで保存し、平成32年分の年末調整を受ける時までには給与の支払者に提出していただく必要があります。

(合計額)

平成32年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

176-0006

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成27年 10月16日

東京都練馬区栄町23-7
山川 太郎 様

練馬東 税務署長 財務事務官〇〇〇〇 之○税
務
署
長

新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	項目	増改築等	項目
① 居住開始年月日	平成26年 3月12日		① 居住開始年月日		① 増改築等の費用の額		
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	② ⑧のうち居住用部分の費用の額		② 特定増改築等の費用の額		
③ 家屋又は土地等の総床面積又は総面積	120.00	140.00	③ 住宅借入金等特別控除額		③ 住宅借入金等特別控除額		155,400
④ ⑧のうち居住用部分の床面積又は面積	84.00	98.00					

(平成26年中居住用者)

マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。各人から提出された申告書にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マスキングなどの対応をしてください。

〔設例 2〕 令和元年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 2 年分について年末調整でこの控除を受ける例（連帯債務者がいる場合）

1	家屋及びその敷地の取得の対価の額	家屋 20,000,000円 土地 22,000,000円	（左のうち本人の持分（1/2） 10,000,000円 11,000,000円）
2	取得した家屋の総床面積		100.00m ²
3	取得した家屋の居住用部分の床面積		100.00m ²
4	取得した敷地の総面積		120.00m ²
5	取得した敷地の居住用部分の面積		120.00m ²
6	家屋及びその敷地の取得年月日		令和元年10月24日
7	取得した家屋に居住した年月日		令和元年10月31日
8	〇〇銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		9,500,000円
9	〇〇銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
10	□□銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		10,000,000円
11	□□銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
12	連帯債務である住宅借入金等に対する本人負担割合		〇〇銀行 50% □□銀行 50%
13	令和元年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額		100,000円

（設例 2 の説明）

1 この設例は、住宅借入金等が連帯債務となっている場合の例です。

2 住宅借入金等特別控除額の計算

(1) 連帯債務となっている〇〇銀行からの借入金の年末残高9,500,000円と□□銀行からの借入金の年末残高10,000,000円のうち、本人の負担すべき部分の金額を計算します。

$$9,500,000円 \times 50\% + 10,000,000円 \times 50\% = 9,750,000円$$

(2) (1)で計算した金額9,750,000円は、家屋及びその敷地の取得の対価の額（本人の持分相当額）21,000,000円以下となりますので、9,750,000円が控除額の計算の基礎となります。

（注） この設例の場合は、取得した家屋の総床面積及びその敷地の総面積の全てが居住の用に供されているため、居住用部分のあん分計算を行う必要はありません。

(3) 住宅借入金等のうち本人の負担すべき部分の金額9,750,000円に控除率1%を乗じて住宅借入金等特別控除額を計算すると97,500円となります。

〔2年目の控除額の計算〕

$$9,750,000円 \times 1\% = 97,500円 \text{ (100円未満の端数切捨て)}$$

〔設例2の記載例〕 住宅借入金等特別控除申告書（住宅借入金等特別控除証明書及び年末残高等証明書）

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都港区芝5-8-1
氏名	田中 三郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 9,500,000円
	当初金額	令和元年 10月 24日 10,000,000円
償還期間又は賦払期間	令和元年 10月から 令和21年 9月まで	の 20年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額		円
(摘要)	連帯債務者 田中恵美	

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和2年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和2年11月27日

(住宅借入金等に係る債権者等)
所在地 東京都中央区新富2-6-1

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都港区芝5-8-1
氏名	田中 三郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 10,000,000円
	当初金額	令和元年 10月 24日 11,000,000円
償還期間又は賦払期間	令和元年 10月から 令和21年 9月まで	の 20年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額		円
(摘要)	連帯債務者 田中恵美	

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和2年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和2年11月27日

(住宅借入金等に係る債権者等)
所在地 東京都千代田区九段南1-1-15

給与の支払者が法人である場合は、給与の支払者の法人番号を記載してください(給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー(個人番号)を記載する必要はありません)。

なお、平成25年入居以前の場合、「法人番号」欄はありませんので、余白に記載してください。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

令和2年分

給与の支払者(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) 株式会社 (フリガナ) 田中三郎 (印) 田中三郎

給与の支払者の法人番号

あなたの住所又は居所 東京都港区芝5-8-1

給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区大手町1-3-3

年末調整の際、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算
	①住宅のみ	②土地等のみ	③住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	19,500,000	()	()	19,500,000
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	()	()	()	9,750,000
①と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	②と①の少ない方	②と①の少ない方	②と①の少ない方	9,750,000
③×「居住用割合」	()	()	()	9,750,000
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	9,750,000			10,000,000
特定増改築等の費用の額(注2)				
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注2)				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×1%)	97,500			00

令和2年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和1年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

東京都港区芝5-8-1

田中三郎 様

令和2年10月16日

芝 税務署長 財務事務官○○○ (之印) 田中三郎

家屋に関する事項			土地等に関する事項		
⑦居住開始年月日(特別特定)	⑧取得対価の額	⑨居住用割合	⑩取得対価等の額	⑪居住用割合	⑫連帯債務割合
令和1年10月31日	10,000,000円	100.0%	11,000,000円	100.0%	50.0%

増改築等に関する事項			特別期間(11年目～15年目)における控除額		
⑬居住開始年月日	⑭増改築等の費用の額	⑮特定増改築等の費用の額	⑯居住用割合	⑰連帯債務割合	⑱控除額
年月日	円	円	%	%	円
	100,000				60,600

給与の支払者受付印は押印しなくても差し支えありません。

(各年末残高)の合計額

居住日の属する年分が平成30年以前の年分である個人で連帯債務による住宅借入金等の残高がある場合には、備考欄に他の連帯債務者から、連帯債務者であること等の文言、住所及び氏名の記入等を受けてください。また、その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。

〔記載例〕
私は、連帯債務者として、住宅借入金等の残高19,500,000円のうち9,750,000円を負担することとしています。
東京都港区芝5-8-1 田中恵美
勤務先: 新宿区三栄町24 △△株式会社

(注) 住宅借入金等特別控除の確定申告をした際に、家屋と土地の取得対価の額を区分しないでその合計額を記入した場合には、その合計額が住宅借入金等特別控除証明書の「証明事項」の「家屋に関する事項」欄に「計×××円」と記載されています。この場合には、住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算」は、「①住宅のみ」欄に証明事項の「家屋に関する事項」欄の金額や面積を移記して計算を行います。

3 年税額の計算

以上で給与の支払を受ける人の一人一人の所得控除と税額控除の額とが確認されたわけですが、次に、令和2年分の給与の総額について納付しなければならない最終的な年税額を計算します。この年税額を求める手順とこれに使用する書類等は次のとおりです。

手 順	使 用 す る 書 類 等
1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	源泉徴収簿
2 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算	源泉徴収簿 令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（84ページ以下参照） 所得金額調整控除申告書
3 扶養控除額等の合計額の計算	源泉徴収簿 令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表（120ページ参照）
4 所得控除額の合計額の計算	源泉徴収簿
5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	源泉徴収簿 令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（93ページ参照）
6 年調年税額の計算	源泉徴収簿 住宅借入金等特別控除申告書

以下、手順に従って説明します。

3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計

(1) 給与と徴収税額等の集計

給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額をそれぞれ集計して、年末調整の対象となる給与の総額と徴収税額の合計額を計算します。

この際、併せて毎月の給与から差し引いた社会保険料及び小規模企業共済等掛金（以下「社会保険料等」といいます。）の額を集計しておくと便利です（社会保険料については36ページ、小規模企業共済等掛金については37ページ参照）。

(2) 集計に当たっての注意事項

1 未払給与とその税額

本年中に支給日が到来して支払の確定した給与は、未払となっている場合でも本年の年末調整の対象となりますから、その未払給与と未徴収の税額とを集計に含めます（97ページ年末調整Q&A〔問2〕参照）。

逆に、前年分の未払給与で、本年に繰り越して支払った給与やその給与からの徴収税額は、既に前年の年末調整の対象とされていますから、集計には含めません。

2 現物給与とその税額

食事の支給や、各種保険料の使用者負担などの現物給与のうち課税の対象となるものについては、その支給額と徴収税額とを、それぞれ給与の総額と徴収税額の合計額に含めて集計します。

3 本年最後に支払う給与の税額

年末調整をする本年最後に支払う給与については、通常の月分としての税額計算を省略して

もよいことになっていますが、この場合にはその給与に対する徴収税額はないものとして集計します。

この給与の通常の月分としての税額は、年末調整により一括精算されることとなります。

(注) この場合の具体的な精算のしかたについては、63ページ以降で説明します。

4 年途中で再就職した人の取扱い

年途中で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うこととなりますから、前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認することとなりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

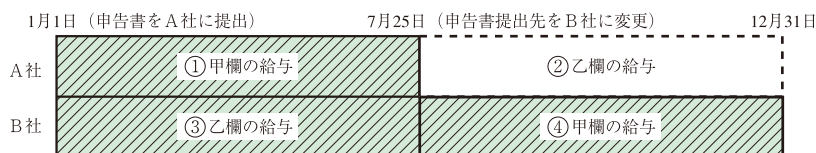
5 前年分の年末調整による過不足額

前年分の年末調整による過納額や不足額を本年に繰り越して充当したり徴収したりしている場合でも、これらに関係なく、徴収税額は本年の給与から徴収すべきであった税額によって集計します。

6 年途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人の取扱い

2か所以上から給与の支払を受けている人で、年途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人については、前の提出先（下図のA社）からその変更の時までに支払を受けた給与と、後の提出先（下図のB社）から支払を受けた給与の全部とが年末調整の対象となりますから、その両方の給与と徴収税額をそれぞれ集計します。

この関係を図示すると、次のようになります。



(注) 斜線の部分（①、③及び④の合計）がB社において実施する年末調整の対象となる給与です。

〔記載例〕 源泉徴収簿（給与の総額等の集計と「年末調整」欄の記入）

本年最後に支払う給与（12月給与）についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

(源泉徴収簿)

12	12:21	600,000	90,182	509,818	2	19,100	19,100
計	①	7,170,000	② 1,081,827	6,088,173		③ 226,260	226,260
賞 与 等	6 6:10	900,000	137,520	762,480	2	(税率 16.336%) 124,558	124,558
	12 12:25	900,000	137,520	762,480	2	(税率 — %)	
						(税率 %)	
	計	④	1,800,000	⑤ 275,040	1,524,960		⑥ 124,558

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 7,170,000 円	③ 226,260 円
賞 与 等	④ 1,800,000	⑥ 124,558
計	⑦ 8,970,000	⑧ 350,818

3-2 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算

(1) 上記3-1により求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「年末調整」の「計⑦」欄の金額）を、84ページ以降にある「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（以下「給与所得控除後の金額の算出表」といいます。）に当てはめて、「給与等の金額」欄に対応する「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄の金額を求めます。

- (注) 1 本年分の給与の総額が551,000円未満の場合には、給与所得控除後の給与等の金額は「0」となります。
 2 本年分の給与の総額が660万円以上の人については、給与所得控除後の金額の算出表の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に該当する金額の表示がなく、算式が示されていますので、この算式に従って計算します。
 この場合、求めた給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額によります。

〔例〕 給与所得控除後の給与等の金額の計算

- ◎ 給与の総額 7,654,321円
 算式 $7,654,321円 \times 90\% - 1,100,000円 = 5,788,888.9円$ (切り捨て)
 ◎ 給与所得控除後の給与等の金額 5,788,888円

(2) 所得金額調整控除の適用を受ける人については、既に所得金額調整控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、次の算式により、上記(1)で求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「年末調整」の「計⑦」欄の金額）から所得金額調整控除額を求め、その控除額を源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄に記入します。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{本年分の給与の総額}^{(注1)} - 850\text{万円}) \times 10\% \text{ (最高15万円)}$$

- (注) 1 1,000万円を超える場合には、1,000万円
 2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔例〕 所得金額調整控除額の計算

- ◎ 給与の総額 8,765,432円
 算式 $(8,765,432円 - 8,500,000円) \times 10\% = 26,543.2円$ (切り上げ)
 ◎ 所得金額調整控除額 26,544円

〔記載例〕 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算

(給与所得控除後の金額の算出表)

(源泉徴収簿)				(給与所得控除後の金額の算出表)		
区分	金額	税額		給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	
給料・手当等	① 7,170,000円	③ 226,260円		以上	未満	
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 124,558				
計	⑦ 8,970,000	⑧ 350,818		6,600,000円	8,500,000円	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 7,020,000			8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
所得金額調整控除額 ($((⑦ - 8,500,000円) \times 10\%)$ 、マイナスの場合は0)	⑩ 47,000		* 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。 適用有			
給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後) (⑨ - ⑩)	⑪ 6,973,000					

(8,970,000円 - 8,500,000円) × 10%

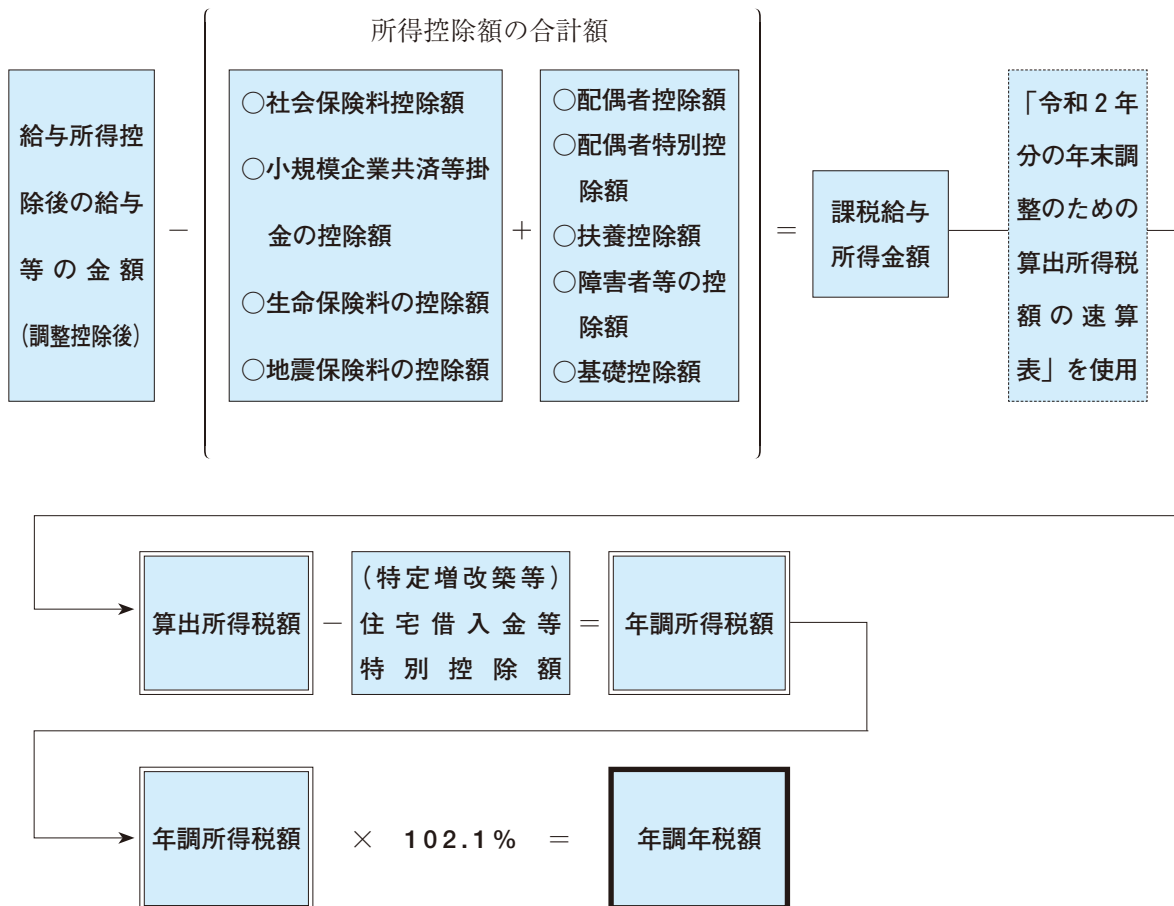
(8,970,000円 - 1,950,000円)

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ

「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」の計算が終わると、これを基にして令和2年分の最終的な年税額（「年調年税額」）を求める具体的な計算に入ります。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。



・年末調整のしかた
・年税額の計算
・過不足額の精算

- ※1 これらの計算は、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って行います。
- 2 年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

3-4 扶養控除額等の合計額の計算

(1) 扶養控除、障害者控除などについては、既に扶養控除等（異動）申告書に基づき確認を終えていますので、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄の記載に従ってこれらの控除額の合計額を求め、その合計金額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記入します。

扶養控除等（異動）申告書に基づく控除額の合計額は、120ページの「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を使って求めると便利です。

(注) 1 令和2年分源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄には、基礎控除額及び配偶者控除額は含まれません。

2 基礎控除額、配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、21ページの「2-2 基礎控除申告書等の受理と内容の確認」を参照してください。

(2) 令和2年分の扶養控除額等の金額は、次の表のとおりです。

控 除 の 種 類		控 除 額	
(1) 扶養控除 年齢16歳以上の 人 (平成17年1月 1日以前生)	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族 年齢19歳以上23歳未満の人(平成10年1月2日～平成14年1月1日生)	630,000円	
	老人扶養親族 年齢70歳以上の 人 (昭和26年1月1日以前生)	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
(2) 障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
(3) 寡婦控除		270,000円	
(4) ひとり親控除		350,000円	
(5) 勤労学生控除		270,000円	

(注) 基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除は、別途、各人から提出された「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に基づき確認し、基礎控除額については、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「基礎控除額⑲」欄に、配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者(特別)控除額⑳」欄にそれぞれ記入することになっています(25ページ参照)。

3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算

(1) 課税給与所得金額の計算

イ 源泉徴収簿の「年末調整」欄に記載されている次の控除額を合計し、この合計額（以下「所得控除額の合計額」といいます。）を「所得控除額の合計額⑳」欄に記入します。

- (イ) 社会保険料等控除額（給与等からの控除分⑫、申告による社会保険料の控除分⑬、申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑭）
- (ロ) 生命保険料の控除額⑮
- (ハ) 地震保険料の控除額⑯
- (ニ) 配偶者（特別）控除額⑰
- (ホ) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱
- (ヘ) 基礎控除額⑲

ロ 「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）⑪」欄の金額から「所得控除額の合計額⑳」欄の金額を控除した残りの金額を「差引課税給与所得金額㉑」欄に記入します（記載例参照）。

この課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てます。

(2) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

イ 「差引課税給与所得金額㉑」欄の金額（課税給与所得金額）に応じ、「令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（93ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って所得税額（以下「算出所得税額」といいます。）を計算します。

〔例〕

◎ 差引課税給与所得金額（「㉑」欄の金額） 4,216,000円

◎ 算式（令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

$$4,216,000円 \times 20\% - 427,500円 = 415,700円$$

ロ 上記により求めた算出所得税額を「算出所得税額㉒」欄に記入します。

〔記載例〕 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

（源泉徴収簿）

区	分	金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000円	③ 226,260円
賞与等	④	1,800,000	⑥ 124,558
計	⑦	8,970,000	⑧ 350,818
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000	※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。 適用有 配偶者の合計所得金額 (400,000円) 旧長期損害保険料支払額 (19,600円) ⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (—円) ⑬のうち国民年金保険料等の金額
所得金額調整控除額(※) ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	6,973,000	
社会保険料等 給与等からの控除分(②+⑤)	⑫	1,356,867	
申告による社会保険料の控除分	⑬	0	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0	
生命保険料の控除額	⑮	115,000	
地震保険料の控除額	⑯	44,800	
配偶者(特別)控除額	⑰	380,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	380,000	
基礎控除額	⑲	480,000	
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳	2,756,667	(—円)
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑	4,216,000	㉒ 415,700

$$(4,216,000円 \times 20\% - 427,500円)$$

（令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円々	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円々 6,950,000円々	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円々 9,000,000円々	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円々 18,000,000円々	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円々 18,050,000円々	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

3-6 年調年税額の計算

(1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受ける人については、既に住宅借入金等特別控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、この申告書に基づいて、その住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑭」欄(令和元年中に居住を開始した人にあつては、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑧」欄)に記載の控除額を源泉徴収簿の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑳」欄に記入します。

(2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額㉒」欄の金額から「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額㉓」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額㉔」欄に記入します。

この場合、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額㉓」欄の金額が「算出所得税額㉒」欄の金額より多いため控除しきれないときは、「年調所得税額㉔」欄に「0」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

(注) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額㉓」欄の金額を転記してください。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(3) 年調年税額の計算

年末調整において年税額を計算する際には、復興特別所得税を含めた年税額(年調年税額)を算出する必要があります。

そのため、「年調所得税額㉔」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額㉕」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます)。

〔記載例〕 年調年税額の計算と源泉徴収簿の記入

(住宅借入金等特別控除申告書)

等 特 別 控 除 額 の 計 算	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪ (最高 2,000万円) 円	年 間 所 得 の 見 積 額 備 考
	特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫ (下の⑬) 円	
	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬ (最高 万円) 円	
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額(⑪×1%)	⑭ (100円未満の端数切捨て) 円 140,000	

(注1) ⑬欄の⑬の記入に当たっては、④割合又は⑥の割合を書き、異なる場
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控

(源泉徴収簿)

整	差引課税給与所得金額(①-⑭)及び算出所得税額	⑲ (100円未満切捨て) 4,216,000	⑳ 415,700
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額		㉓ 140,000
	年調所得税額(⑲-㉓、マイナスの場合は0)		㉔ 275,700
	年 調 年 税 額 (㉔ × 102.1%)		㉕ (100円未満切捨て) 281,400
	差引超過額又は不足額(㉕-⑧)		㉖ 69,418

(275,700円×102.1%) (100円未満切捨て)

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりまから、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになりまから、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。

ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。

(イ) 「年調年税額⑮」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。

(ロ) 「⑮」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになりま。

(ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額⑳」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

※ 「⑳」欄への「超過額」の記入については、下記の〔記載例〕のような表示ではなく、その超過額の前に「▲」を付すように表示しても差し支えありませんが、「㉑」欄において「㉑-㉒-㉓」を計算する際に、「㉑」をマイナスの額として計算することがないようにご注意ください（具体的な表示方法は、66ページの（設例2）の源泉徴収簿を参照してください）。

〔記載例〕 源泉徴収簿（過不足額の算出）

区	分	金 額	税 額
給 料	手 当 等	① 7,170,000 円	③ 226,260 円
賞 与	等	④ 1,800,000	⑥ 124,558
計		⑦ 8,970,000	⑧ 350,818

調 整	差引課税給与所得金額(①-④)及び算出所得税額	⑲ ^(1,000円未満切捨て) 4,216,000	⑳ 415,700
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉑ 140,000
	年調所得税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)		㉒ 275,700
	年 調 年 税 額 (㉒ × 1 0 2 . 1 %)		㉓ ^(100円未満切捨て) 281,400
	差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉓ - ⑧)		㉔ 69,418
	超 過 額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉕
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉖	
	差引還付する金額(㉔-㉕-㉖)	㉗	69,418

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法（設例1）と、㉔本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法（設例2）とがあります。

(設例1) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	5,870,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	140,536円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	836,110円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者 (所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人

・年末調整のしかた
・年税額の計算
・過不足額の精算

甲種乙種		所 属		職 名		住 所		氏 名		整 理 番 号				
		経理課		事務職員		東京都港区西麻布3-3-5		鈴木 一郎		21				
								58年1月30日						
令 和 2 年 分 給 料 ・ 手 当 等	区 分	支 給 日	総 支 給 金 額	社会保険料等控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額				
	1	1/24	362,000円	51,846円	310,154円	2人	5,490円		5,490円	同様の税額につき月別還付又は徴収する金額				
	2	2/25	362,000円	51,846円	310,154円	2人	5,490円		5,490円	扶養控除等の申告				
	3	3/25	362,000円	51,846円	310,154円	2人	5,490円		5,490円	扶養控除等の申告				
	4	4/24	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	5	5/25	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	6	6/25	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	7	7/24	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	8	8/25	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	9	9/25	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	10	10/26	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	11	11/25	366,000円	51,804円	314,196円	2人	5,740円		5,740円	扶養控除等の申告				
	12	12/25	366,000円	51,804円	314,196円	2人	—	—	▲29,736円	▲29,736円	扶養控除等の申告			
計		① 4,380,000円	② 621,774円	3,758,226円		③ 62,390円				区 分 金 額 税 額				
賞 与 等	7	7/31	660,000円	94,941円	565,059円	2人	(税率6.126%) 34,615円		34,615円	給 料 ・ 手 当 等 ① 4,380,000円				
	12	12/10	830,000円	119,395円	710,605円	2人	(税率6.126%) 43,531円		43,531円	賞 与 ④ 1,490,000円				
	計		④ 1,490,000円	⑤ 214,336円	1,275,664円		⑥ 78,146円			計 ⑦ 5,870,000円				
											給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 ⑧ 4,254,400円		※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。	
											所得金額調整控除額(※) ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)		⑩ 0円	
											給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑧-⑩)		⑪ 4,254,400円	
											社会保険料等からの控除分(②+③)		⑫ 836,110円	
											申告による社会保険料の控除分		⑬ 0円	
											申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑭ 0円	
											生命保険料の控除額		⑮ 71,550円	
											地震保険料の控除額		⑯ 45,000円	
											配偶者(特別)控除額		⑰ 380,000円	
											扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱ 380,000円	
										基礎控除額		⑲ 480,000円		
										所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		⑳ 2,192,660円		
										差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額		㉑ 2,061,000円		
										(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉒		
										年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)		㉓ 108,600円		
										年 調 年 税 額 (㉓ × 102.1%)		㉔ 110,800円		
										差引(超過額)又は不足額(㉔-㉑)		㉕ 29,736円		
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉖		
										未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉗		
										差引還付する金額(㉖-㉗-㉕)		㉘ 29,736円		
										同上的に本年中に還付する金額		㉙ 29,736円		
										うち翌年において還付する金額		㉚		
										本年最後の給与から徴収する金額		㉛		
										翌年に繰り越して徴収する金額		㉜		

(設例1の説明)

- この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額5,870,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(84ページ以下参照)によって求めると4,254,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 社会保険料等の836,110円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円 $(50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円)$ と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 $(56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円)$ との合計額の71,550円となります。
- 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)4,254,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が48万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(23ページ参照)の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(120ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額380,000円です。
- 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。
- 所得控除額の合計額2,192,660円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
836,110円	+ 71,550円	+ 45,000円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円

= 2,192,660円

- 差引課税給与所得金額2,061,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
4,254,400円	- 2,192,660円	= 2,061,740円 → 2,061,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

- 差引課税給与所得金額2,061,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(93ページ参照)によって求めると、108,600円となります。

課税給与所得金額	税率	控除額	算出所得税額
2,061,000円	× 10%	- 97,500円	= 108,600円

- この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 年調所得税額108,600円に102.1%を乗じて求めた110,800円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 年調年税額110,800円と1月から12月までに徴収された税額の合計額140,536円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が29,736円多いため超過額29,736円が生じます。
- この超過額29,736円は、過納額として本人に還付することになります。

(設例2) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合
 (配偶者に所得があり、配偶者特別控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	7,074,500円
2	同上の給与に対する徴収税額	216,842円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	1,084,604円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	53,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	59,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	89,000円
5	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	28,000円
6	生計を一にする配偶者 (給与所得の金額125万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族 (年初2人、4月から1人)	1人
8	特定扶養親族	1人

・年末調整のしかた
 ・年税額の計算
 ・過不足額の精算

甲種 乙種		所属	経理課	職名	事務職員	住所	(郵便番号) 78-0063	東京都練馬区東大泉7-31-35	氏名	(フリガナ) ヲツノ ジョウ 佐藤 次郎	整理番号	10
令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿	区分	支給年月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額		
	1	1/24	431,500	67,140	364,360	3人	6,090	6,090	6,090	扶養親族等の申告		
	2	2/25	431,500	67,140	364,360	3	6,090	6,090	6,090	扶養親族等の申告		
	3	3/25	431,500	67,140	364,360	3	6,090	6,090	6,090	扶養親族等の申告		
	4	4/24	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	5	5/25	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	6	6/25	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	7	7/24	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	8	8/25	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	9	9/25	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	10	10/26	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
	11	11/25	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	8,070	扶養親族等の申告		
12	12/25	440,000	67,232	372,768	2	8,070	8,070	▲63,142	▲55,072	扶養親族等の申告		
計	①	5,254,500	②806,508	4,447,992	③	90,900				扶養親族等の申告		
給与	7	7/10	870,000	132,936	737,064	2	(税率 8.168%) 60,203		60,203	扶養親族等の申告		
賞与	12	12/10	950,000	145,160	804,840	2	(税率 8.168%) 65,739		65,739	扶養親族等の申告		
計	④	1,820,000	⑤	278,096	1,541,904	⑥	125,942		125,942	扶養親族等の申告		
源泉徴収	区別給料・手当等 ① 5,254,500円 賞与等 ④ 1,820,000円 計 ⑦ 7,074,500円 給与所得控除後の給与等の金額 ⑧ 5,267,050円 所得金額調整控除額(※) ⑩ 0円 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) ⑪ 5,267,050円 社会保険料等申告による社会保険料の控除分 ⑬ 0円 申告による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑭ 0円 生命保険料の控除額 ⑮ 85,500円 地震保険料の控除額 ⑯ 15,000円 配偶者(特別)控除額 ⑰ 110,000円 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑱ 1,010,000円 基礎控除額 ⑲ 480,000円 所得控除額の合計額 ⑳ 2,785,104円 差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額 ㉑ 2,481,000円 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (⑳-㉑、マイナスの場合は0) ㉒ 150,600円 年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0) ㉓ 153,700円 年調年税額(㉑×102.1%) ㉔ 153,700円 差引(超過額)又は不足額(㉔-⑧) ㉕ ▲63,142円 超過額(本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額) ㉖ 8,070円 差引還付する金額(㉔-㉖) ㉗ 55,072円 以上の本年中に還付する金額(㉗) ㉘ 55,072円 不足額(本年最後の給与から徴収する金額) ㉙ 0円 不足額の精算(翌年に繰り越して徴収する金額) ㉚ 0円											

(設例2の説明)

1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。

2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額7,074,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(84ページ以下参照)によって求めると5,267,050円(7,074,500円×90%－1,100,000円)になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

3 社会保険料等の1,084,604円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます。

4 生命保険料の控除額85,500円は、本年中に支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

$$\begin{array}{r} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 53,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \begin{array}{r} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 38,250\text{円} \end{array}$$

[個人年金保険料の控除額]

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 59,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = \begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 34,750\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 89,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 47,250\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 34,750\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 47,250\text{円} \end{array} = 82,000\text{円} \rightarrow \begin{array}{r} \text{新個人年金保険料と} \\ \text{旧個人年金保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,250円ですから、個人年金保険料の控除額は47,250円となります。

[生命保険料の控除額の合計]

$$\begin{array}{r} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 38,250\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 47,250\text{円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 85,500\text{円} \end{array}$$

5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となる旧長期損害保険料のみで、その合計額が28,000円ですから、旧長期損害保険料に対応した地震保険料控除額の最高限度額の15,000円となります。

6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)5,267,050円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)、配偶者の合計所得金額が125万円超95万円超133万円以下(区分Ⅱ:④)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(23ページ参照)の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「④(120万円超125万円以下)」が交わる欄の金額110,000円が配偶者特別控除額となります。

7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(120ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「2人」欄の金額760,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「へ」欄により特定扶養親族の250,000円を加算した1,010,000円です。

8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。

9 所得控除額の合計額2,785,104円は、次により計算します。

$$\begin{array}{r} \text{社会保険料} \\ \text{等の控除額} \\ 1,084,604\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 85,500\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{地震保険料} \\ \text{の控除額} \\ 15,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{配偶者特別} \\ \text{控除額} \\ 110,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{扶養控除額等} \\ 1,010,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{基礎控除額} \\ 480,000\text{円} \end{array} = 2,785,104\text{円}$$

- 10 差引課税給与所得金額2,481,000円は、次により計算します。
- | | | |
|-------------------------------|---------------|--|
| 給与所得控除後
の給与等の金額
(調整控除後) | 所得控除額
の合計額 | 差引課税給与
所得金額 |
| 5,267,050円 | - 2,785,104円 | = 2,481,946円→2,481,000円 (1,000円未満の端数切捨て) |
- 11 差引課税給与所得金額2,481,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(93ページ参照)によって求めると、150,600円となります。
- | | | | |
|--------------|-------|-----------|------------|
| 課税給与
所得金額 | 税率 | 控除額 | 算出所得税額 |
| 2,481,000円 | × 10% | - 97,500円 | = 150,600円 |
- 12 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額150,600円に102.1%を乗じて求めた153,700円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額153,700円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与については税額計算のみ)の合計額216,842円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が63,142円多いため超過額63,142円が生じます。
- 15 この超過額63,142円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額8,070円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額55,072円(63,142円-8,070円)は、過納額として本人に還付することになります。

(2) 過納額の還付(超過額の精算)

イ 給与の支払者から還付する場合

- (イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分(通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分)として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。
- したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額を納付することになります。
- (ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。
- (ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄(⑲~㉓)に記入します。

〔注意事項〕

- 1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の方法と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額(その月分の税額)は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。

なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。

- 2 年末調整をした給与のうちに未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額のうちには、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ 税務署から還付する場合（給与の支払者が還付できない場合）

(イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

- ① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ② 徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

(ロ) (イ)の①から③までのいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人の過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと過納額の請求及び受領に関する委任状とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を令和3年に繰り越して還付しているときは、令和3年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

[参 考]

◎ **過納額が生じる場合**

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年の中途で控除対象扶養親族が増えたり、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年の中途で本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年の中途で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額があった場合（毎月の給与に係る源泉徴収税額の算出の際に、源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けた場合を除きます。）

(3) 不足額の徴収

イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70%未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。

(注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

(設例3) 最後に、これまでの説明の中で掲げた山川太郎さんの例を取りまとめてみると、次のようになります。

1	年間給与総額 (他の所得なし)	8,970,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	350,818円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	1,356,867円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	24,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	36,000円
	支払った介護医療保険料	48,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	72,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	30,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	19,600円
	(注) 支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者 (給与所得の金額40万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族 (年齢16歳)	1人
8	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額	140,000円

・年末調整のしかた
・年税額の計算
・過不足額の精算

甲種 乙種	所属	経理課	職名	経理係長	住所	氏名	整理号																																																																																														
					東京都練馬区栄町23-7	山川太郎	8																																																																																														
令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿	区分	支給年月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前月の税額	前月の差引税額	前月の徴収税額	前月の差引税額	前月の徴収税額																																																																																						
	1	1:20	590,000円	90,063円	499,937円	2人	18,120円		18,120円																																																																																												
	2	2:20	590,000円	90,063円	499,937円	2人	18,120円		18,120円																																																																																												
	3	3:19	590,000円	90,063円	499,937円	2人	18,120円		18,120円																																																																																												
	4	4:20	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	5	5:20	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	6	6:19	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	7	7:20	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	8	8:20	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	9	9:23	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	10	10:20	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
	11	11:20	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																												
12	12:21	600,000円	90,182円	509,818円	2人	19,100円		19,100円																																																																																													
	計	① 7,170,000	② 1,081,827	6,088,173		③ 226,260		226,260																																																																																													
賞与等	6	6:10	900,000	137,520	762,480	2	124,558		124,558																																																																																												
	12	12:25	900,000	137,520	762,480	2	124,558	過納 ▲69,418	▲69,418																																																																																												
	計	④ 1,800,000	⑤ 275,040	1,524,960		⑥ 124,558		▲69,418																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>金</td> <td>税</td> </tr> <tr> <td>給料・手当等</td> <td>⑦</td> <td>7,170,000円</td> <td>⑧ 226,260円</td> </tr> <tr> <td>賞与等</td> <td>⑨</td> <td>1,800,000</td> <td>⑩ 124,558</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑪</td> <td>8,970,000</td> <td>⑫ 350,818</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額</td> <td>⑬</td> <td>7,020,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額調整控除額(※)</td> <td>⑭</td> <td>47,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)</td> <td>⑮</td> <td>6,973,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料等からの控除分(⑫+⑬)</td> <td>⑯</td> <td>1,356,867</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告による社会保険料の控除分</td> <td>⑰</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告による小規模企業共済等掛金の控除分</td> <td>⑱</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料の控除額</td> <td>⑲</td> <td>115,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料の控除額</td> <td>⑳</td> <td>44,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者(特別)控除額</td> <td>㉑</td> <td>380,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額</td> <td>㉒</td> <td>380,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>㉓</td> <td>480,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得控除額の合計額</td> <td>㉔</td> <td>2,756,667</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引課税給与所得金額(⑮-㉔)及び算出所得税額</td> <td>㉕</td> <td>4,216,000</td> <td>㉖ 415,700</td> </tr> <tr> <td>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額</td> <td>㉗</td> <td>140,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調所得税額(㉕-㉗、マイナスの場合は0)</td> <td>㉘</td> <td>275,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調年税額(㉘×10.2.1%)</td> <td>㉙</td> <td>281,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引(超過額)又は不足額(㉙-㉖)</td> <td>㉚</td> <td>69,418</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過額</td> <td>㉛</td> <td>69,418</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>㉜</td> <td>69,418</td> <td></td> </tr> </table>										区	分	金	税	給料・手当等	⑦	7,170,000円	⑧ 226,260円	賞与等	⑨	1,800,000	⑩ 124,558	計	⑪	8,970,000	⑫ 350,818	給与所得控除後の給与等の金額	⑬	7,020,000		所得金額調整控除額(※)	⑭	47,000		給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑮	6,973,000		社会保険料等からの控除分(⑫+⑬)	⑯	1,356,867		申告による社会保険料の控除分	⑰	0		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑱	0		生命保険料の控除額	⑲	115,000		地震保険料の控除額	⑳	44,800		配偶者(特別)控除額	㉑	380,000		扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	㉒	380,000		基礎控除額	㉓	480,000		所得控除額の合計額	㉔	2,756,667		差引課税給与所得金額(⑮-㉔)及び算出所得税額	㉕	4,216,000	㉖ 415,700	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉗	140,000		年調所得税額(㉕-㉗、マイナスの場合は0)	㉘	275,700		年調年税額(㉘×10.2.1%)	㉙	281,400		差引(超過額)又は不足額(㉙-㉖)	㉚	69,418		超過額	㉛	69,418		不足額	㉜	69,418	
区	分	金	税																																																																																																		
給料・手当等	⑦	7,170,000円	⑧ 226,260円																																																																																																		
賞与等	⑨	1,800,000	⑩ 124,558																																																																																																		
計	⑪	8,970,000	⑫ 350,818																																																																																																		
給与所得控除後の給与等の金額	⑬	7,020,000																																																																																																			
所得金額調整控除額(※)	⑭	47,000																																																																																																			
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑮	6,973,000																																																																																																			
社会保険料等からの控除分(⑫+⑬)	⑯	1,356,867																																																																																																			
申告による社会保険料の控除分	⑰	0																																																																																																			
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑱	0																																																																																																			
生命保険料の控除額	⑲	115,000																																																																																																			
地震保険料の控除額	⑳	44,800																																																																																																			
配偶者(特別)控除額	㉑	380,000																																																																																																			
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	㉒	380,000																																																																																																			
基礎控除額	㉓	480,000																																																																																																			
所得控除額の合計額	㉔	2,756,667																																																																																																			
差引課税給与所得金額(⑮-㉔)及び算出所得税額	㉕	4,216,000	㉖ 415,700																																																																																																		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉗	140,000																																																																																																			
年調所得税額(㉕-㉗、マイナスの場合は0)	㉘	275,700																																																																																																			
年調年税額(㉘×10.2.1%)	㉙	281,400																																																																																																			
差引(超過額)又は不足額(㉙-㉖)	㉚	69,418																																																																																																			
超過額	㉛	69,418																																																																																																			
不足額	㉜	69,418																																																																																																			

(設例3の説明)

- 1 この設例は、これまでの説明の中で適宜記載例として掲げてきたものを取りまとめたもので、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,970,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（84ページ以下参照）によって求めると7,020,000円（8,970,000円－1,950,000円）になります。
- 3 本年分の給与の総額が850万円超で、年齢23歳未満の扶養親族を有するため、所得金額調整控除の適用があります。このため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）は、給与所得控除後の給与等の金額7,020,000円から次により求めた所得金額調整控除額47,000円を控除した6,973,000円（7,020,000円－47,000円）となります。

〔所得金額調整控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{本年分の給与の総額} \\ (8,970,000\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\% = 47,000\text{円} \\ \text{所得金額調整控除額} \end{array}$$

- 4 社会保険料等の1,356,867円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 5 生命保険料の控除額115,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 24,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} = 22,000\text{円} \\ \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 36,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} = 30,500\text{円} \\ \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,000\text{円} + \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 30,500\text{円} = 52,500\text{円} \rightarrow \text{新生命保険料と} \\ \text{旧生命保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は40,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{介護医療保} \\ \text{険料の金額} \\ 48,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = 32,000\text{円} \\ \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 72,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = 43,000\text{円} \\ \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \end{array}$$

〔生命保険料の控除額の合計〕

$$\begin{array}{r} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 40,000\text{円} + \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \\ 32,000\text{円} + \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 43,000\text{円} = \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 115,000\text{円} \end{array}$$

- 6 地震保険料の控除額44,800円は、本年中に支払った地震保険料の合計額30,000円及び旧長期損害保険料の合計額19,600円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

$$\begin{array}{r} \text{地震保険料に} \\ \text{係る控除額} \\ 30,000\text{円} + \text{旧長期損害保険料に係る控除額} \\ 19,600\text{円} \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円} = 44,800\text{円} \end{array}$$

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

7 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）6,973,000円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が40万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表（23ページ参照）の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

8 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」（120ページ参照）の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額380,000円です。

9 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。

10 所得控除額の合計額2,756,667円は、次により計算します。

社会保険料 等の控除額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	配偶者 控除額	扶養控除額等	基礎控除額
1,356,867円	+ 115,000円	+ 44,800円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円

= 2,756,667円

11 差引課税給与所得金額4,216,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額 の合計額	差引課税給与 所得金額
6,973,000円	- 2,756,667円	= 4,216,333円 → 4,216,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

12 差引課税給与所得金額4,216,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（93ページ参照）によって求めると、415,700円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
4,216,000円	× 20%	- 427,500円	= 415,700円

13 算出所得税額415,700円から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額140,000円を控除すると、年調所得税額は275,700円となります。

（注）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（源泉徴収簿の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額）を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

14 年調所得税額275,700円に102.1%を乗じて求めた281,400円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。

15 年調年税額281,400円と1月から12月までに徴収された税額の合計額350,818円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が69,418円多いため超過額69,418円が生じます。

16 この超過額69,418円は、過納額として本人に還付することになります。

5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

- (1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。
- (2) その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。
 - イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。
 - ロ 不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください（100ページ年末調整Q&A〔問13〕参照）。また、所得税徴収高計算書（納付書）に整理番号が印字（記載）されているかどうかを確認してください。

〔記載例1〕 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

国税収納資金（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) ¥11234567890

区分 支払年月日 人 員 額 税 額

俸給・給料等 (01)	021221	28	7700000	73920
賞与(役員賞与を除く) (02)	021225	25	1500000	0
日雇労働者の賃金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)	021221	1	120000	12252
役員賞与 (03)				
同上の支払確定年月日				

住所 (所在地) (電話番号 XX-XXXX-XXXX)
東京都〇〇区△△△3-3
氏名 (名称) □□□株式会社

年末調整による不足税額 (04) 58590
年末調整による超過税額 (05) ▲ 27582
本 税 27582
延滞税
合計額 ¥27582

納期等の区分 令和 年 月 0212

証券受領 証券受領 証券番号 領出人 (領収日付印)

合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先
この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。左記の合計額を精算しました。

〔記載例2〕 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

国税収納資金（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) ¥11234567890

区分 支払年月日 人 員 額 税 額

俸給・給料等 (01)	021221	16	4350000	51860
賞与(役員賞与を除く) (02)	021225	9	4250000	74254
日雇労働者の賃金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)	021221	1	80000	8168
役員賞与 (03)				
同上の支払確定年月日				

住所 (所在地) (電話番号 XX-XXXX-XXXX)
東京都〇〇区△△△2-8-12
氏名 (名称) 株式会社 □□□

年末調整による不足税額 (04)
年末調整による超過税額 (05) ▲ 134282
本 税 0
延滞税
合計額 ¥0

納期等の区分 令和 年 月 0212

証券受領 証券受領 証券番号 領出人 (領収日付印)

合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先
この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。左記の合計額を精算しました。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円-134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

・年末調整のしかた
・税額の納付
・年末調整再調整

6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整

(1) 年末調整後に給与の追加払があった場合

年末調整が終わった後、本年中に本年分の給与を追加して支払うこととなった場合には、この追加支給額を先の年末調整の対象となった給与の総額に加えて年末調整のやり直しをすることになります。

しかし、翌年になってから給与の改定が行われ、本年にまで遡って支給されることになった場合の新旧給与の差額は、その給与の改定が行われた年分の所得となりますから、本年分の年末調整をやり直す必要はありません。

(2) 年末調整後に扶養親族等の数が異動した場合

年末調整が終わった後、子が結婚して控除対象扶養親族の数が減少したり、受給者本人が障害者に該当することとなった場合などには、これらの異動事項の申告を受け、その異動後の控除対象扶養親族の数などを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです（99ページ年末調整Q&A〔問10〕、〔問11〕参照）。

(3) 年末調整後に配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の所得の見積額に差額が生じた場合

年末調整が終わった後、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の合計所得金額の見積額と確定した合計所得金額に差額が生じたことにより、配偶者控除額又は配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです（99ページ年末調整Q&A〔問12〕参照）。

(4) 年末調整後に保険料を支払ったような場合

イ 年末調整が終わった後、本年中に生命保険料や地震保険料などを支払った人がいる場合には、保険料控除申告書によって申告を受け、その異動後の状況により保険料控除額を再計算し、これを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

ロ また、社会保険料のうち国民年金の保険料若しくは国民年金基金の掛金、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料（1口9,000円を超えるもの）、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料について、翌年1月末日までにその証明書類を提出することを条件として年末調整を行った場合で、その証明書類がその期日までに提出されないときは、それらの保険料を除いたところで生命保険料控除の額や地震保険料控除の額などを計算して年末調整のやり直しをし、不足額を徴収することになります。

(5) 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

年末調整が終わった後、給与所得者から住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合には、その申告を基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

Ⅳ 令和3年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和2年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和3年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 令和3年から変わる事項

1 - 1 扶養控除等（異動）申告書の変更

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、扶養控除等（異動）申告書の「主たる給与から控除を受ける」欄の「C」に「ひとり親」が追加され、「特別の寡婦」及び「寡夫」が削除されました。

また、寡婦控除やひとり親控除の適用を受けようとする場合は、寡婦又はひとり親に該当する事実（死別、離婚、生死不明の別など）を記載する必要はないこととされたため、「主たる給与から控除を受ける」欄の「C」の「左記の内容」欄が「障害者又は勤労学生の内容」欄に変更となりました（寡婦又はひとり親に該当する場合は、該当する控除にチェックを付すのみとなります）。

なお、源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求める際、所得者がひとり親に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。詳しくは、78ページの「(5) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数」を参照してください。

- (2) 「住民税に関する事項」の「単身児童扶養者」欄が削除されました。

1 - 2 源泉徴収簿の変更

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に「ひとり親」が追加され、「特別の寡婦」及び「寡夫」が削除されました。

2 実務上の留意事項

2 - 1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者^(注1)及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載をする必要がありますが、一定の要件^(注2)の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合があります。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。以下同じです。

※ 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できません。

2 給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑥までの申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑥ 所得金額調整控除申告書

ロ 給与の支払者は、「令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

(注) 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については、本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります（本人確認については、下記4）「マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合の本人確認」を参照してください。）。

2 受理した「令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和3年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

(注) 上記(1)のイのなお書き及び(注) 2、ロ(注)並びにハ(注)については、「令和3年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の場合も同様です。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等(異動)申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に年齢16歳未満の扶養親族を記載(マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。)することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

(4) マイナンバー(個人番号)の提供を受ける場合の本人確認

給与の支払者が、給与所得者からマイナンバー(個人番号)の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認(番号確認)^(注1)と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認(身元確認)^(注2)を行う必要があります。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 マイナンバーカード(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード^(注3)(番号確認) + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など(身元確認)^{*}
^{*} 給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー(個人番号)の提供を行う給与所得者本人のみとなります(源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります^(注4))。

- (注) 1 番号確認については、上記書類等で確認するほか、一度本人確認を実施の上作成した特定個人情報ファイル(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報データベース)を参照することにより確認することも認められています。
- 2 身元確認については、マイナンバー(個人番号)の提供をする者が従業員であり、採用時等に一度本人確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。
- 3 通知カードを番号確認書類として使用するためには、通知カードの記載事項が住民票の氏名、住所等と一致している必要があります。また、令和2年5月25日以後交付される「個人番号通知書」については、番号確認書類として使用できませんのでご注意ください。
- 4 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。

《マイナンバー(社会保障・税番号制度)の詳細やお問合せ》

- ・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178
平日9時30分~20時、土日祝日9時30分~17時30分(年末年始 12月29日~1月3日を除く)
- ※ 紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
 - ・「マイナンバー制度」、「マイナポータル」又は「マイナポイント」に関すること 050-3816-9405
 - ・「マイナンバーカード」、「電子証明書」、「個人番号通知書・通知カード」又は「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止」について 050-3818-1250



《国税に関する社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉(法人番号を含む)の最新情報》

- 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

(5) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行います。この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます^(注1)。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうち障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「源泉徴収税額表」を参照してください。

(注) 1 扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。

「扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人が提出した扶養控除等（異動）申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与等の支払を受ける人を、その配偶者の提出した扶養控除等（異動）申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。

夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等（異動）申告書に親族関係書類が添付等された扶養親族等に限りま

2 - 2 源泉徴収簿の作成

(1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、かつ、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したものですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

(2) 給与の支払を受ける各人ごとに、令和3年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄

② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄

③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄

④ 源泉徴収税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、令和2年分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額③」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額③」欄の金額を転記します。

V 給与所得者の確定申告

1 給与所得者が確定申告を必要とする場合

給与所得者は、給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、多くの人は確定申告をする必要はありません。

しかし、給与所得者のうちには、給与所得以外の所得があったり、一定の場合には年末調整が行われなないなどの理由で、確定申告をしなければならない人がいます。

確定申告をしなければならない人は、本年中の所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額との合計額よりも多い人で、次のいずれかに該当する人です。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

ただし、2か所以上から給与を受ける給与所得者であっても、その給与収入の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与収入の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、さらに、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、給与の支払を受ける際に源泉徴収をされないことになっている人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

これらに該当する人は、令和3年2月16日（火）から3月15日（月）までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出することになります。

なお、還付申告は、令和3年2月15日（月）以前でも行うことができます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

2 退職所得がある人の場合

退職所得については、一般的に、所得税及び復興特別所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものがある場合には、他の源泉徴収されている退職金も含めて確定申告をする必要があります。

なお、前記1の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については、申告をしなければなりません。

3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合

給与についての源泉徴収の段階では、雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は確定申告によって受けることになります。

給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- ① 年途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与について源泉徴収された税額が納め過ぎとなる人
- ② 災害により住宅や家財についてその価額の50%以上の損害を受けたため、災害減免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- ③ 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。）
- ④ 支払った医療費の金額が、10万円か所得金額の合計額の5%相当額のいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- ⑤ 国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）、認定特定非営利活動法人の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法又は租税特別措置法の規定による寄附金控除を受けようとする人
- ⑥ 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- ⑦ 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- ⑧ 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- ⑨ 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42%の税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- ⑩ 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- ⑪ 認定特定非営利活動法人に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- ⑫ 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ⑬ 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人や一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- ⑭ 特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例を受けようとする人
- ⑮ 健康の保持増進及び疾病の予防のために健康診断等を受け、かつ、一定の医薬品（スイッチ OTC 医薬品）に係る購入費の合計額が1万2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けようとする人

◎ 給与所得者の特定支出控除の特例

給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、確定申告書等を提出することにより、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の} \\ \text{給与等の金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定支出の額の合計額のうち給} \\ \text{与所得控除額の2分の1に相当} \\ \text{する金額を超える部分の金額} \end{array} \right) = \text{給与所得の金額}$$

この特定支出とは、①通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出、②勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行のための支出、③転任に伴う転居のための支出、④職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出、⑤職務の遂行に直接必要な資格の取得費、⑥転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費、⑦職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出（支出の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

なお、この特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、特定支出の金額等を証する書類の添付等が必要です。

詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページに掲載しています。）をご覧ください。

なお、源泉徴収税額の還付を受けるために、確定申告をする給与所得者に対して注意事項を周知するための文例を112ページに掲載していますので、社内LAN、掲示板等への掲載や従業員へ交付するなど是非ご活用ください。

Ⅵ 電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が161万9,000円以上660万円未満のものについては、1,000円、2,000円又は4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	階 差	同一階差の 最小値	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,618,999円まで			給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,000円	1,619,000円	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。
1,620,000円から 1,623,999円まで	2,000円	1,620,000円	① $\frac{\text{給与の総額} - \text{同一階差の最小値}}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。)
1,624,000円から 6,599,999円まで	4,000円	1,624,000円	② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から			給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

① $\frac{5,310,000\text{円} - 1,624,000\text{円}}{4,000\text{円}} = 921 \cdots \text{余り} 2,000\text{円}$

② $5,310,000\text{円} - 2,000\text{円} = 5,308,000\text{円} \cdots \text{年調給与額}$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の 計 算 式
1円から 550,999円まで	0円
551,000 〳 1,618,999 〳	A - 550,000円
1,619,000 〳 1,619,999 〳	A × 60% + 97,600円
1,620,000 〳 1,621,999 〳	A × 60% + 98,000円
1,622,000 〳 1,623,999 〳	A × 60% + 98,800円
1,624,000 〳 1,627,999 〳	A × 60% + 99,600円
1,628,000 〳 1,799,999 〳	A × 60% + 100,000円
1,800,000 〳 3,599,999 〳	A × 70% - 80,000円
3,600,000 〳 6,599,999 〳	A × 80% - 440,000円
6,600,000 〳 8,499,999 〳	A × 90% - 1,100,000円
8,500,000 〳 20,000,000 〳	A - 1,950,000円

- (注) 1 Aは年調給与額を表します。
 2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。
 3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。
 4 所得金額調整控除の適用を受ける人については、上記の表により計算した給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除して給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます（具体的な計算については、58ページを参照してください）。
 なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額の計算	扶 養 控 除 額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
2	基礎控除額及び配偶者（特別）控除額の計算	基 礎 控 除 額（注）	最高480,000円
		配 偶 者 控 除 額（注）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配 偶 者 特 別 控 除 額（注）	最高380,000円
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と寡婦又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人がひとり親の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社 会 保 険 料 控 除 額	支払った保険料の全額
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 の 控 除 額	支払った掛金の全額
		生 命 保 険 料 の 控 除 額	最高120,000円（具体的な計算については、30・31ページ参照）
		地 震 保 険 料 の 控 除 額	最高50,000円（具体的な計算については、34ページ参照）

（注） 基礎控除額は基礎控除申告書を、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は配偶者控除等申告書を、それぞれ参照してください。

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{算出所得税額}$$

課 税 給 与 所 得 金 額		税 率 (A)	控 除 額 (B)
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〳	10 %	97,500円
3,300,000円 〳	6,950,000円 〳	20 %	427,500円
6,950,000円 〳	9,000,000円 〳	23 %	636,000円
9,000,000円 〳	18,000,000円 〳	33 %	1,536,000円
18,000,000円 〳	18,050,000円 〳	40 %	2,796,000円

（注） 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多く場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

(一)

(～2,171,999円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
551,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,163,200	1,972,000	1,976,000	1,300,400
			1,776,000	1,780,000	1,165,600	1,976,000	1,980,000	1,303,200
			1,780,000	1,784,000	1,168,000	1,980,000	1,984,000	1,306,000
			1,784,000	1,788,000	1,170,400	1,984,000	1,988,000	1,308,800
			1,788,000	1,792,000	1,172,800	1,988,000	1,992,000	1,311,600
551,000	1,619,000	給与等の金額から550,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,175,200	1,992,000	1,996,000	1,314,400
			1,796,000	1,800,000	1,177,600	1,996,000	2,000,000	1,317,200
			1,800,000	1,804,000	1,180,000	2,000,000	2,004,000	1,320,000
			1,804,000	1,808,000	1,182,800	2,004,000	2,008,000	1,322,800
			1,808,000	1,812,000	1,185,600	2,008,000	2,012,000	1,325,600
1,619,000	1,620,000	1,069,000	1,812,000	1,816,000	1,188,400	2,012,000	2,016,000	1,328,400
1,620,000	1,622,000	1,070,000	1,816,000	1,820,000	1,191,200	2,016,000	2,020,000	1,331,200
1,622,000	1,624,000	1,072,000	1,820,000	1,824,000	1,194,000	2,020,000	2,024,000	1,334,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000	1,824,000	1,828,000	1,196,800	2,024,000	2,028,000	1,336,800
1,628,000	1,632,000	1,076,800	1,828,000	1,832,000	1,199,600	2,028,000	2,032,000	1,339,600
1,632,000	1,636,000	1,079,200	1,832,000	1,836,000	1,202,400	2,032,000	2,036,000	1,342,400
1,636,000	1,640,000	1,081,600	1,836,000	1,840,000	1,205,200	2,036,000	2,040,000	1,345,200
1,640,000	1,644,000	1,084,000	1,840,000	1,844,000	1,208,000	2,040,000	2,044,000	1,348,000
1,644,000	1,648,000	1,086,400	1,844,000	1,848,000	1,210,800	2,044,000	2,048,000	1,350,800
1,648,000	1,652,000	1,088,800	1,848,000	1,852,000	1,213,600	2,048,000	2,052,000	1,353,600
1,652,000	1,656,000	1,091,200	1,852,000	1,856,000	1,216,400	2,052,000	2,056,000	1,356,400
1,656,000	1,660,000	1,093,600	1,856,000	1,860,000	1,219,200	2,056,000	2,060,000	1,359,200
1,660,000	1,664,000	1,096,000	1,860,000	1,864,000	1,222,000	2,060,000	2,064,000	1,362,000
1,664,000	1,668,000	1,098,400	1,864,000	1,868,000	1,224,800	2,064,000	2,068,000	1,364,800
1,668,000	1,672,000	1,100,800	1,868,000	1,872,000	1,227,600	2,068,000	2,072,000	1,367,600
1,672,000	1,676,000	1,103,200	1,872,000	1,876,000	1,230,400	2,072,000	2,076,000	1,370,400
1,676,000	1,680,000	1,105,600	1,876,000	1,880,000	1,233,200	2,076,000	2,080,000	1,373,200
1,680,000	1,684,000	1,108,000	1,880,000	1,884,000	1,236,000	2,080,000	2,084,000	1,376,000
1,684,000	1,688,000	1,110,400	1,884,000	1,888,000	1,238,800	2,084,000	2,088,000	1,378,800
1,688,000	1,692,000	1,112,800	1,888,000	1,892,000	1,241,600	2,088,000	2,092,000	1,381,600
1,692,000	1,696,000	1,115,200	1,892,000	1,896,000	1,244,400	2,092,000	2,096,000	1,384,400
1,696,000	1,700,000	1,117,600	1,896,000	1,900,000	1,247,200	2,096,000	2,100,000	1,387,200
1,700,000	1,704,000	1,120,000	1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000
1,704,000	1,708,000	1,122,400	1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800
1,708,000	1,712,000	1,124,800	1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600
1,712,000	1,716,000	1,127,200	1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400
1,716,000	1,720,000	1,129,600	1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200
1,720,000	1,724,000	1,132,000	1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000
1,724,000	1,728,000	1,134,400	1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800
1,728,000	1,732,000	1,136,800	1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600
1,732,000	1,736,000	1,139,200	1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400
1,736,000	1,740,000	1,141,600	1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200
1,740,000	1,744,000	1,144,000	1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000
1,744,000	1,748,000	1,146,400	1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800
1,748,000	1,752,000	1,148,800	1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600
1,752,000	1,756,000	1,151,200	1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400
1,756,000	1,760,000	1,153,600	1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200
1,760,000	1,764,000	1,156,000	1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000
1,764,000	1,768,000	1,158,400	1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800
1,768,000	1,772,000	1,160,800	1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600

給与所得控除後の
給与等の金額の表

(二)

(2,172,000円～2,771,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400	2,572,000	2,576,000	1,720,400
2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200	2,576,000	2,580,000	1,723,200
2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000	2,580,000	2,584,000	1,726,000
2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800	2,584,000	2,588,000	1,728,800
2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600	2,588,000	2,592,000	1,731,600
2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400	2,592,000	2,596,000	1,734,400
2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200	2,596,000	2,600,000	1,737,200
2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000	2,600,000	2,604,000	1,740,000
2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800	2,604,000	2,608,000	1,742,800
2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600	2,608,000	2,612,000	1,745,600
2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400	2,612,000	2,616,000	1,748,400
2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200	2,616,000	2,620,000	1,751,200
2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000	2,620,000	2,624,000	1,754,000
2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800	2,624,000	2,628,000	1,756,800
2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600	2,628,000	2,632,000	1,759,600
2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400	2,632,000	2,636,000	1,762,400
2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200	2,636,000	2,640,000	1,765,200
2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000	2,640,000	2,644,000	1,768,000
2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800	2,644,000	2,648,000	1,770,800
2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600	2,648,000	2,652,000	1,773,600
2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400	2,652,000	2,656,000	1,776,400
2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200	2,656,000	2,660,000	1,779,200
2,260,000	2,264,000	1,502,000	2,460,000	2,464,000	1,642,000	2,660,000	2,664,000	1,782,000
2,264,000	2,268,000	1,504,800	2,464,000	2,468,000	1,644,800	2,664,000	2,668,000	1,784,800
2,268,000	2,272,000	1,507,600	2,468,000	2,472,000	1,647,600	2,668,000	2,672,000	1,787,600
2,272,000	2,276,000	1,510,400	2,472,000	2,476,000	1,650,400	2,672,000	2,676,000	1,790,400
2,276,000	2,280,000	1,513,200	2,476,000	2,480,000	1,653,200	2,676,000	2,680,000	1,793,200
2,280,000	2,284,000	1,516,000	2,480,000	2,484,000	1,656,000	2,680,000	2,684,000	1,796,000
2,284,000	2,288,000	1,518,800	2,484,000	2,488,000	1,658,800	2,684,000	2,688,000	1,798,800
2,288,000	2,292,000	1,521,600	2,488,000	2,492,000	1,661,600	2,688,000	2,692,000	1,801,600
2,292,000	2,296,000	1,524,400	2,492,000	2,496,000	1,664,400	2,692,000	2,696,000	1,804,400
2,296,000	2,300,000	1,527,200	2,496,000	2,500,000	1,667,200	2,696,000	2,700,000	1,807,200
2,300,000	2,304,000	1,530,000	2,500,000	2,504,000	1,670,000	2,700,000	2,704,000	1,810,000
2,304,000	2,308,000	1,532,800	2,504,000	2,508,000	1,672,800	2,704,000	2,708,000	1,812,800
2,308,000	2,312,000	1,535,600	2,508,000	2,512,000	1,675,600	2,708,000	2,712,000	1,815,600
2,312,000	2,316,000	1,538,400	2,512,000	2,516,000	1,678,400	2,712,000	2,716,000	1,818,400
2,316,000	2,320,000	1,541,200	2,516,000	2,520,000	1,681,200	2,716,000	2,720,000	1,821,200
2,320,000	2,324,000	1,544,000	2,520,000	2,524,000	1,684,000	2,720,000	2,724,000	1,824,000
2,324,000	2,328,000	1,546,800	2,524,000	2,528,000	1,686,800	2,724,000	2,728,000	1,826,800
2,328,000	2,332,000	1,549,600	2,528,000	2,532,000	1,689,600	2,728,000	2,732,000	1,829,600
2,332,000	2,336,000	1,552,400	2,532,000	2,536,000	1,692,400	2,732,000	2,736,000	1,832,400
2,336,000	2,340,000	1,555,200	2,536,000	2,540,000	1,695,200	2,736,000	2,740,000	1,835,200
2,340,000	2,344,000	1,558,000	2,540,000	2,544,000	1,698,000	2,740,000	2,744,000	1,838,000
2,344,000	2,348,000	1,560,800	2,544,000	2,548,000	1,700,800	2,744,000	2,748,000	1,840,800
2,348,000	2,352,000	1,563,600	2,548,000	2,552,000	1,703,600	2,748,000	2,752,000	1,843,600
2,352,000	2,356,000	1,566,400	2,552,000	2,556,000	1,706,400	2,752,000	2,756,000	1,846,400
2,356,000	2,360,000	1,569,200	2,556,000	2,560,000	1,709,200	2,756,000	2,760,000	1,849,200
2,360,000	2,364,000	1,572,000	2,560,000	2,564,000	1,712,000	2,760,000	2,764,000	1,852,000
2,364,000	2,368,000	1,574,800	2,564,000	2,568,000	1,714,800	2,764,000	2,768,000	1,854,800
2,368,000	2,372,000	1,577,600	2,568,000	2,572,000	1,717,600	2,768,000	2,772,000	1,857,600

給与所得控除後の金額の表

(三)

(2,772,000円～3,371,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		未	満		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400	3,172,000	3,176,000	2,140,400
2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200	3,176,000	3,180,000	2,143,200
2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000	3,180,000	3,184,000	2,146,000
2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800	3,184,000	3,188,000	2,148,800
2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600	3,188,000	3,192,000	2,151,600
2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400	3,192,000	3,196,000	2,154,400
2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200	3,196,000	3,200,000	2,157,200
2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000	3,200,000	3,204,000	2,160,000
2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800	3,204,000	3,208,000	2,162,800
2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600	3,208,000	3,212,000	2,165,600
2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400	3,212,000	3,216,000	2,168,400
2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200	3,216,000	3,220,000	2,171,200
2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000	3,220,000	3,224,000	2,174,000
2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800	3,224,000	3,228,000	2,176,800
2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600	3,228,000	3,232,000	2,179,600
2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400	3,232,000	3,236,000	2,182,400
2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200	3,236,000	3,240,000	2,185,200
2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000	3,240,000	3,244,000	2,188,000
2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800	3,244,000	3,248,000	2,190,800
2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600	3,248,000	3,252,000	2,193,600
2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400	3,252,000	3,256,000	2,196,400
2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200	3,256,000	3,260,000	2,199,200
2,860,000	2,864,000	1,922,000	3,060,000	3,064,000	2,062,000	3,260,000	3,264,000	2,202,000
2,864,000	2,868,000	1,924,800	3,064,000	3,068,000	2,064,800	3,264,000	3,268,000	2,204,800
2,868,000	2,872,000	1,927,600	3,068,000	3,072,000	2,067,600	3,268,000	3,272,000	2,207,600
2,872,000	2,876,000	1,930,400	3,072,000	3,076,000	2,070,400	3,272,000	3,276,000	2,210,400
2,876,000	2,880,000	1,933,200	3,076,000	3,080,000	2,073,200	3,276,000	3,280,000	2,213,200
2,880,000	2,884,000	1,936,000	3,080,000	3,084,000	2,076,000	3,280,000	3,284,000	2,216,000
2,884,000	2,888,000	1,938,800	3,084,000	3,088,000	2,078,800	3,284,000	3,288,000	2,218,800
2,888,000	2,892,000	1,941,600	3,088,000	3,092,000	2,081,600	3,288,000	3,292,000	2,221,600
2,892,000	2,896,000	1,944,400	3,092,000	3,096,000	2,084,400	3,292,000	3,296,000	2,224,400
2,896,000	2,900,000	1,947,200	3,096,000	3,100,000	2,087,200	3,296,000	3,300,000	2,227,200
2,900,000	2,904,000	1,950,000	3,100,000	3,104,000	2,090,000	3,300,000	3,304,000	2,230,000
2,904,000	2,908,000	1,952,800	3,104,000	3,108,000	2,092,800	3,304,000	3,308,000	2,232,800
2,908,000	2,912,000	1,955,600	3,108,000	3,112,000	2,095,600	3,308,000	3,312,000	2,235,600
2,912,000	2,916,000	1,958,400	3,112,000	3,116,000	2,098,400	3,312,000	3,316,000	2,238,400
2,916,000	2,920,000	1,961,200	3,116,000	3,120,000	2,101,200	3,316,000	3,320,000	2,241,200
2,920,000	2,924,000	1,964,000	3,120,000	3,124,000	2,104,000	3,320,000	3,324,000	2,244,000
2,924,000	2,928,000	1,966,800	3,124,000	3,128,000	2,106,800	3,324,000	3,328,000	2,246,800
2,928,000	2,932,000	1,969,600	3,128,000	3,132,000	2,109,600	3,328,000	3,332,000	2,249,600
2,932,000	2,936,000	1,972,400	3,132,000	3,136,000	2,112,400	3,332,000	3,336,000	2,252,400
2,936,000	2,940,000	1,975,200	3,136,000	3,140,000	2,115,200	3,336,000	3,340,000	2,255,200
2,940,000	2,944,000	1,978,000	3,140,000	3,144,000	2,118,000	3,340,000	3,344,000	2,258,000
2,944,000	2,948,000	1,980,800	3,144,000	3,148,000	2,120,800	3,344,000	3,348,000	2,260,800
2,948,000	2,952,000	1,983,600	3,148,000	3,152,000	2,123,600	3,348,000	3,352,000	2,263,600
2,952,000	2,956,000	1,986,400	3,152,000	3,156,000	2,126,400	3,352,000	3,356,000	2,266,400
2,956,000	2,960,000	1,989,200	3,156,000	3,160,000	2,129,200	3,356,000	3,360,000	2,269,200
2,960,000	2,964,000	1,992,000	3,160,000	3,164,000	2,132,000	3,360,000	3,364,000	2,272,000
2,964,000	2,968,000	1,994,800	3,164,000	3,168,000	2,134,800	3,364,000	3,368,000	2,274,800
2,968,000	2,972,000	1,997,600	3,168,000	3,172,000	2,137,600	3,368,000	3,372,000	2,277,600

給与所得控除後の
金額の表

(四)

(3,372,000円～3,971,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		未	満		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400	3,772,000	3,776,000	2,577,600
3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200	3,776,000	3,780,000	2,580,800
3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000	3,780,000	3,784,000	2,584,000
3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800	3,784,000	3,788,000	2,587,200
3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600	3,788,000	3,792,000	2,590,400
3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400	3,792,000	3,796,000	2,593,600
3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200	3,796,000	3,800,000	2,596,800
3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000	3,800,000	3,804,000	2,600,000
3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200	3,804,000	3,808,000	2,603,200
3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400	3,808,000	3,812,000	2,606,400
3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600	3,812,000	3,816,000	2,609,600
3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800	3,816,000	3,820,000	2,612,800
3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000	3,820,000	3,824,000	2,616,000
3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200	3,824,000	3,828,000	2,619,200
3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400	3,828,000	3,832,000	2,622,400
3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600	3,832,000	3,836,000	2,625,600
3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800	3,836,000	3,840,000	2,628,800
3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000	3,840,000	3,844,000	2,632,000
3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200	3,844,000	3,848,000	2,635,200
3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400	3,848,000	3,852,000	2,638,400
3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600	3,852,000	3,856,000	2,641,600
3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800	3,856,000	3,860,000	2,644,800
3,460,000	3,464,000	2,342,000	3,660,000	3,664,000	2,488,000	3,860,000	3,864,000	2,648,000
3,464,000	3,468,000	2,344,800	3,664,000	3,668,000	2,491,200	3,864,000	3,868,000	2,651,200
3,468,000	3,472,000	2,347,600	3,668,000	3,672,000	2,494,400	3,868,000	3,872,000	2,654,400
3,472,000	3,476,000	2,350,400	3,672,000	3,676,000	2,497,600	3,872,000	3,876,000	2,657,600
3,476,000	3,480,000	2,353,200	3,676,000	3,680,000	2,500,800	3,876,000	3,880,000	2,660,800
3,480,000	3,484,000	2,356,000	3,680,000	3,684,000	2,504,000	3,880,000	3,884,000	2,664,000
3,484,000	3,488,000	2,358,800	3,684,000	3,688,000	2,507,200	3,884,000	3,888,000	2,667,200
3,488,000	3,492,000	2,361,600	3,688,000	3,692,000	2,510,400	3,888,000	3,892,000	2,670,400
3,492,000	3,496,000	2,364,400	3,692,000	3,696,000	2,513,600	3,892,000	3,896,000	2,673,600
3,496,000	3,500,000	2,367,200	3,696,000	3,700,000	2,516,800	3,896,000	3,900,000	2,676,800
3,500,000	3,504,000	2,370,000	3,700,000	3,704,000	2,520,000	3,900,000	3,904,000	2,680,000
3,504,000	3,508,000	2,372,800	3,704,000	3,708,000	2,523,200	3,904,000	3,908,000	2,683,200
3,508,000	3,512,000	2,375,600	3,708,000	3,712,000	2,526,400	3,908,000	3,912,000	2,686,400
3,512,000	3,516,000	2,378,400	3,712,000	3,716,000	2,529,600	3,912,000	3,916,000	2,689,600
3,516,000	3,520,000	2,381,200	3,716,000	3,720,000	2,532,800	3,916,000	3,920,000	2,692,800
3,520,000	3,524,000	2,384,000	3,720,000	3,724,000	2,536,000	3,920,000	3,924,000	2,696,000
3,524,000	3,528,000	2,386,800	3,724,000	3,728,000	2,539,200	3,924,000	3,928,000	2,699,200
3,528,000	3,532,000	2,389,600	3,728,000	3,732,000	2,542,400	3,928,000	3,932,000	2,702,400
3,532,000	3,536,000	2,392,400	3,732,000	3,736,000	2,545,600	3,932,000	3,936,000	2,705,600
3,536,000	3,540,000	2,395,200	3,736,000	3,740,000	2,548,800	3,936,000	3,940,000	2,708,800
3,540,000	3,544,000	2,398,000	3,740,000	3,744,000	2,552,000	3,940,000	3,944,000	2,712,000
3,544,000	3,548,000	2,400,800	3,744,000	3,748,000	2,555,200	3,944,000	3,948,000	2,715,200
3,548,000	3,552,000	2,403,600	3,748,000	3,752,000	2,558,400	3,948,000	3,952,000	2,718,400
3,552,000	3,556,000	2,406,400	3,752,000	3,756,000	2,561,600	3,952,000	3,956,000	2,721,600
3,556,000	3,560,000	2,409,200	3,756,000	3,760,000	2,564,800	3,956,000	3,960,000	2,724,800
3,560,000	3,564,000	2,412,000	3,760,000	3,764,000	2,568,000	3,960,000	3,964,000	2,728,000
3,564,000	3,568,000	2,414,800	3,764,000	3,768,000	2,571,200	3,964,000	3,968,000	2,731,200
3,568,000	3,572,000	2,417,600	3,768,000	3,772,000	2,574,400	3,968,000	3,972,000	2,734,400

給与所得控除後の金額の表

(五)

(3,972,000円～4,571,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	未		以	未		以	未	
上	満		上	満		上	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600	4,372,000	4,376,000	3,057,600
3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800	4,376,000	4,380,000	3,060,800
3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000	4,380,000	4,384,000	3,064,000
3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200	4,384,000	4,388,000	3,067,200
3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400	4,388,000	4,392,000	3,070,400
3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600	4,392,000	4,396,000	3,073,600
3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800	4,396,000	4,400,000	3,076,800
4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000	4,400,000	4,404,000	3,080,000
4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200	4,404,000	4,408,000	3,083,200
4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400	4,408,000	4,412,000	3,086,400
4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600	4,412,000	4,416,000	3,089,600
4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800	4,416,000	4,420,000	3,092,800
4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000	4,420,000	4,424,000	3,096,000
4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200	4,424,000	4,428,000	3,099,200
4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400	4,428,000	4,432,000	3,102,400
4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600	4,432,000	4,436,000	3,105,600
4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800	4,436,000	4,440,000	3,108,800
4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000	4,440,000	4,444,000	3,112,000
4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200	4,444,000	4,448,000	3,115,200
4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400	4,448,000	4,452,000	3,118,400
4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600	4,452,000	4,456,000	3,121,600
4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800	4,456,000	4,460,000	3,124,800
4,060,000	4,064,000	2,808,000	4,260,000	4,264,000	2,968,000	4,460,000	4,464,000	3,128,000
4,064,000	4,068,000	2,811,200	4,264,000	4,268,000	2,971,200	4,464,000	4,468,000	3,131,200
4,068,000	4,072,000	2,814,400	4,268,000	4,272,000	2,974,400	4,468,000	4,472,000	3,134,400
4,072,000	4,076,000	2,817,600	4,272,000	4,276,000	2,977,600	4,472,000	4,476,000	3,137,600
4,076,000	4,080,000	2,820,800	4,276,000	4,280,000	2,980,800	4,476,000	4,480,000	3,140,800
4,080,000	4,084,000	2,824,000	4,280,000	4,284,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,144,000
4,084,000	4,088,000	2,827,200	4,284,000	4,288,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,147,200
4,088,000	4,092,000	2,830,400	4,288,000	4,292,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,150,400
4,092,000	4,096,000	2,833,600	4,292,000	4,296,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,153,600
4,096,000	4,100,000	2,836,800	4,296,000	4,300,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,156,800
4,100,000	4,104,000	2,840,000	4,300,000	4,304,000	3,000,000	4,500,000	4,504,000	3,160,000
4,104,000	4,108,000	2,843,200	4,304,000	4,308,000	3,003,200	4,504,000	4,508,000	3,163,200
4,108,000	4,112,000	2,846,400	4,308,000	4,312,000	3,006,400	4,508,000	4,512,000	3,166,400
4,112,000	4,116,000	2,849,600	4,312,000	4,316,000	3,009,600	4,512,000	4,516,000	3,169,600
4,116,000	4,120,000	2,852,800	4,316,000	4,320,000	3,012,800	4,516,000	4,520,000	3,172,800
4,120,000	4,124,000	2,856,000	4,320,000	4,324,000	3,016,000	4,520,000	4,524,000	3,176,000
4,124,000	4,128,000	2,859,200	4,324,000	4,328,000	3,019,200	4,524,000	4,528,000	3,179,200
4,128,000	4,132,000	2,862,400	4,328,000	4,332,000	3,022,400	4,528,000	4,532,000	3,182,400
4,132,000	4,136,000	2,865,600	4,332,000	4,336,000	3,025,600	4,532,000	4,536,000	3,185,600
4,136,000	4,140,000	2,868,800	4,336,000	4,340,000	3,028,800	4,536,000	4,540,000	3,188,800
4,140,000	4,144,000	2,872,000	4,340,000	4,344,000	3,032,000	4,540,000	4,544,000	3,192,000
4,144,000	4,148,000	2,875,200	4,344,000	4,348,000	3,035,200	4,544,000	4,548,000	3,195,200
4,148,000	4,152,000	2,878,400	4,348,000	4,352,000	3,038,400	4,548,000	4,552,000	3,198,400
4,152,000	4,156,000	2,881,600	4,352,000	4,356,000	3,041,600	4,552,000	4,556,000	3,201,600
4,156,000	4,160,000	2,884,800	4,356,000	4,360,000	3,044,800	4,556,000	4,560,000	3,204,800
4,160,000	4,164,000	2,888,000	4,360,000	4,364,000	3,048,000	4,560,000	4,564,000	3,208,000
4,164,000	4,168,000	2,891,200	4,364,000	4,368,000	3,051,200	4,564,000	4,568,000	3,211,200
4,168,000	4,172,000	2,894,400	4,368,000	4,372,000	3,054,400	4,568,000	4,572,000	3,214,400

給与所得控除後の
金額の表

(六)

(4,572,000円～5,171,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		未	満		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600	4,972,000	4,976,000	3,537,600
4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800	4,976,000	4,980,000	3,540,800
4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000	4,980,000	4,984,000	3,544,000
4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200	4,984,000	4,988,000	3,547,200
4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400	4,988,000	4,992,000	3,550,400
4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600	4,992,000	4,996,000	3,553,600
4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800	4,996,000	5,000,000	3,556,800
4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000	5,000,000	5,004,000	3,560,000
4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200	5,004,000	5,008,000	3,563,200
4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400	5,008,000	5,012,000	3,566,400
4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600	5,012,000	5,016,000	3,569,600
4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800	5,016,000	5,020,000	3,572,800
4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000	5,020,000	5,024,000	3,576,000
4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200	5,024,000	5,028,000	3,579,200
4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400	5,028,000	5,032,000	3,582,400
4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600	5,032,000	5,036,000	3,585,600
4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800	5,036,000	5,040,000	3,588,800
4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000	5,040,000	5,044,000	3,592,000
4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200	5,044,000	5,048,000	3,595,200
4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400	5,048,000	5,052,000	3,598,400
4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600	5,052,000	5,056,000	3,601,600
4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800	5,056,000	5,060,000	3,604,800
4,660,000	4,664,000	3,288,000	4,860,000	4,864,000	3,448,000	5,060,000	5,064,000	3,608,000
4,664,000	4,668,000	3,291,200	4,864,000	4,868,000	3,451,200	5,064,000	5,068,000	3,611,200
4,668,000	4,672,000	3,294,400	4,868,000	4,872,000	3,454,400	5,068,000	5,072,000	3,614,400
4,672,000	4,676,000	3,297,600	4,872,000	4,876,000	3,457,600	5,072,000	5,076,000	3,617,600
4,676,000	4,680,000	3,300,800	4,876,000	4,880,000	3,460,800	5,076,000	5,080,000	3,620,800
4,680,000	4,684,000	3,304,000	4,880,000	4,884,000	3,464,000	5,080,000	5,084,000	3,624,000
4,684,000	4,688,000	3,307,200	4,884,000	4,888,000	3,467,200	5,084,000	5,088,000	3,627,200
4,688,000	4,692,000	3,310,400	4,888,000	4,892,000	3,470,400	5,088,000	5,092,000	3,630,400
4,692,000	4,696,000	3,313,600	4,892,000	4,896,000	3,473,600	5,092,000	5,096,000	3,633,600
4,696,000	4,700,000	3,316,800	4,896,000	4,900,000	3,476,800	5,096,000	5,100,000	3,636,800
4,700,000	4,704,000	3,320,000	4,900,000	4,904,000	3,480,000	5,100,000	5,104,000	3,640,000
4,704,000	4,708,000	3,323,200	4,904,000	4,908,000	3,483,200	5,104,000	5,108,000	3,643,200
4,708,000	4,712,000	3,326,400	4,908,000	4,912,000	3,486,400	5,108,000	5,112,000	3,646,400
4,712,000	4,716,000	3,329,600	4,912,000	4,916,000	3,489,600	5,112,000	5,116,000	3,649,600
4,716,000	4,720,000	3,332,800	4,916,000	4,920,000	3,492,800	5,116,000	5,120,000	3,652,800
4,720,000	4,724,000	3,336,000	4,920,000	4,924,000	3,496,000	5,120,000	5,124,000	3,656,000
4,724,000	4,728,000	3,339,200	4,924,000	4,928,000	3,499,200	5,124,000	5,128,000	3,659,200
4,728,000	4,732,000	3,342,400	4,928,000	4,932,000	3,502,400	5,128,000	5,132,000	3,662,400
4,732,000	4,736,000	3,345,600	4,932,000	4,936,000	3,505,600	5,132,000	5,136,000	3,665,600
4,736,000	4,740,000	3,348,800	4,936,000	4,940,000	3,508,800	5,136,000	5,140,000	3,668,800
4,740,000	4,744,000	3,352,000	4,940,000	4,944,000	3,512,000	5,140,000	5,144,000	3,672,000
4,744,000	4,748,000	3,355,200	4,944,000	4,948,000	3,515,200	5,144,000	5,148,000	3,675,200
4,748,000	4,752,000	3,358,400	4,948,000	4,952,000	3,518,400	5,148,000	5,152,000	3,678,400
4,752,000	4,756,000	3,361,600	4,952,000	4,956,000	3,521,600	5,152,000	5,156,000	3,681,600
4,756,000	4,760,000	3,364,800	4,956,000	4,960,000	3,524,800	5,156,000	5,160,000	3,684,800
4,760,000	4,764,000	3,368,000	4,960,000	4,964,000	3,528,000	5,160,000	5,164,000	3,688,000
4,764,000	4,768,000	3,371,200	4,964,000	4,968,000	3,531,200	5,164,000	5,168,000	3,691,200
4,768,000	4,772,000	3,374,400	4,968,000	4,972,000	3,534,400	5,168,000	5,172,000	3,694,400

給与所得控除後の金額の表

(七)

(5,172,000円～5,771,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		未	満		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600	5,572,000	5,576,000	4,017,600
5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800	5,576,000	5,580,000	4,020,800
5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000	5,580,000	5,584,000	4,024,000
5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200	5,584,000	5,588,000	4,027,200
5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400	5,588,000	5,592,000	4,030,400
5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600	5,592,000	5,596,000	4,033,600
5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800	5,596,000	5,600,000	4,036,800
5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000	5,600,000	5,604,000	4,040,000
5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200	5,604,000	5,608,000	4,043,200
5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400	5,608,000	5,612,000	4,046,400
5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600	5,612,000	5,616,000	4,049,600
5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800	5,616,000	5,620,000	4,052,800
5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000	5,620,000	5,624,000	4,056,000
5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200	5,624,000	5,628,000	4,059,200
5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400	5,628,000	5,632,000	4,062,400
5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600	5,632,000	5,636,000	4,065,600
5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800	5,636,000	5,640,000	4,068,800
5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000	5,640,000	5,644,000	4,072,000
5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200	5,644,000	5,648,000	4,075,200
5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400	5,648,000	5,652,000	4,078,400
5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600	5,652,000	5,656,000	4,081,600
5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800	5,656,000	5,660,000	4,084,800
5,260,000	5,264,000	3,768,000	5,460,000	5,464,000	3,928,000	5,660,000	5,664,000	4,088,000
5,264,000	5,268,000	3,771,200	5,464,000	5,468,000	3,931,200	5,664,000	5,668,000	4,091,200
5,268,000	5,272,000	3,774,400	5,468,000	5,472,000	3,934,400	5,668,000	5,672,000	4,094,400
5,272,000	5,276,000	3,777,600	5,472,000	5,476,000	3,937,600	5,672,000	5,676,000	4,097,600
5,276,000	5,280,000	3,780,800	5,476,000	5,480,000	3,940,800	5,676,000	5,680,000	4,100,800
5,280,000	5,284,000	3,784,000	5,480,000	5,484,000	3,944,000	5,680,000	5,684,000	4,104,000
5,284,000	5,288,000	3,787,200	5,484,000	5,488,000	3,947,200	5,684,000	5,688,000	4,107,200
5,288,000	5,292,000	3,790,400	5,488,000	5,492,000	3,950,400	5,688,000	5,692,000	4,110,400
5,292,000	5,296,000	3,793,600	5,492,000	5,496,000	3,953,600	5,692,000	5,696,000	4,113,600
5,296,000	5,300,000	3,796,800	5,496,000	5,500,000	3,956,800	5,696,000	5,700,000	4,116,800
5,300,000	5,304,000	3,800,000	5,500,000	5,504,000	3,960,000	5,700,000	5,704,000	4,120,000
5,304,000	5,308,000	3,803,200	5,504,000	5,508,000	3,963,200	5,704,000	5,708,000	4,123,200
5,308,000	5,312,000	3,806,400	5,508,000	5,512,000	3,966,400	5,708,000	5,712,000	4,126,400
5,312,000	5,316,000	3,809,600	5,512,000	5,516,000	3,969,600	5,712,000	5,716,000	4,129,600
5,316,000	5,320,000	3,812,800	5,516,000	5,520,000	3,972,800	5,716,000	5,720,000	4,132,800
5,320,000	5,324,000	3,816,000	5,520,000	5,524,000	3,976,000	5,720,000	5,724,000	4,136,000
5,324,000	5,328,000	3,819,200	5,524,000	5,528,000	3,979,200	5,724,000	5,728,000	4,139,200
5,328,000	5,332,000	3,822,400	5,528,000	5,532,000	3,982,400	5,728,000	5,732,000	4,142,400
5,332,000	5,336,000	3,825,600	5,532,000	5,536,000	3,985,600	5,732,000	5,736,000	4,145,600
5,336,000	5,340,000	3,828,800	5,536,000	5,540,000	3,988,800	5,736,000	5,740,000	4,148,800
5,340,000	5,344,000	3,832,000	5,540,000	5,544,000	3,992,000	5,740,000	5,744,000	4,152,000
5,344,000	5,348,000	3,835,200	5,544,000	5,548,000	3,995,200	5,744,000	5,748,000	4,155,200
5,348,000	5,352,000	3,838,400	5,548,000	5,552,000	3,998,400	5,748,000	5,752,000	4,158,400
5,352,000	5,356,000	3,841,600	5,552,000	5,556,000	4,001,600	5,752,000	5,756,000	4,161,600
5,356,000	5,360,000	3,844,800	5,556,000	5,560,000	4,004,800	5,756,000	5,760,000	4,164,800
5,360,000	5,364,000	3,848,000	5,560,000	5,564,000	4,008,000	5,760,000	5,764,000	4,168,000
5,364,000	5,368,000	3,851,200	5,564,000	5,568,000	4,011,200	5,764,000	5,768,000	4,171,200
5,368,000	5,372,000	3,854,400	5,568,000	5,572,000	4,014,400	5,768,000	5,772,000	4,174,400

給与所得控除後の金額の表

(八)

(5,772,000円～6,371,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		未	満		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600	6,172,000	6,176,000	4,497,600
5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800	6,176,000	6,180,000	4,500,800
5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000	6,180,000	6,184,000	4,504,000
5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200	6,184,000	6,188,000	4,507,200
5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400	6,188,000	6,192,000	4,510,400
5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600	6,192,000	6,196,000	4,513,600
5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800	6,196,000	6,200,000	4,516,800
5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000	6,200,000	6,204,000	4,520,000
5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200	6,204,000	6,208,000	4,523,200
5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400	6,208,000	6,212,000	4,526,400
5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600	6,212,000	6,216,000	4,529,600
5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800	6,216,000	6,220,000	4,532,800
5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000	6,220,000	6,224,000	4,536,000
5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200	6,224,000	6,228,000	4,539,200
5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400	6,228,000	6,232,000	4,542,400
5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600	6,232,000	6,236,000	4,545,600
5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800	6,236,000	6,240,000	4,548,800
5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000	6,240,000	6,244,000	4,552,000
5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200	6,244,000	6,248,000	4,555,200
5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400	6,248,000	6,252,000	4,558,400
5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600	6,252,000	6,256,000	4,561,600
5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800	6,256,000	6,260,000	4,564,800
5,860,000	5,864,000	4,248,000	6,060,000	6,064,000	4,408,000	6,260,000	6,264,000	4,568,000
5,864,000	5,868,000	4,251,200	6,064,000	6,068,000	4,411,200	6,264,000	6,268,000	4,571,200
5,868,000	5,872,000	4,254,400	6,068,000	6,072,000	4,414,400	6,268,000	6,272,000	4,574,400
5,872,000	5,876,000	4,257,600	6,072,000	6,076,000	4,417,600	6,272,000	6,276,000	4,577,600
5,876,000	5,880,000	4,260,800	6,076,000	6,080,000	4,420,800	6,276,000	6,280,000	4,580,800
5,880,000	5,884,000	4,264,000	6,080,000	6,084,000	4,424,000	6,280,000	6,284,000	4,584,000
5,884,000	5,888,000	4,267,200	6,084,000	6,088,000	4,427,200	6,284,000	6,288,000	4,587,200
5,888,000	5,892,000	4,270,400	6,088,000	6,092,000	4,430,400	6,288,000	6,292,000	4,590,400
5,892,000	5,896,000	4,273,600	6,092,000	6,096,000	4,433,600	6,292,000	6,296,000	4,593,600
5,896,000	5,900,000	4,276,800	6,096,000	6,100,000	4,436,800	6,296,000	6,300,000	4,596,800
5,900,000	5,904,000	4,280,000	6,100,000	6,104,000	4,440,000	6,300,000	6,304,000	4,600,000
5,904,000	5,908,000	4,283,200	6,104,000	6,108,000	4,443,200	6,304,000	6,308,000	4,603,200
5,908,000	5,912,000	4,286,400	6,108,000	6,112,000	4,446,400	6,308,000	6,312,000	4,606,400
5,912,000	5,916,000	4,289,600	6,112,000	6,116,000	4,449,600	6,312,000	6,316,000	4,609,600
5,916,000	5,920,000	4,292,800	6,116,000	6,120,000	4,452,800	6,316,000	6,320,000	4,612,800
5,920,000	5,924,000	4,296,000	6,120,000	6,124,000	4,456,000	6,320,000	6,324,000	4,616,000
5,924,000	5,928,000	4,299,200	6,124,000	6,128,000	4,459,200	6,324,000	6,328,000	4,619,200
5,928,000	5,932,000	4,302,400	6,128,000	6,132,000	4,462,400	6,328,000	6,332,000	4,622,400
5,932,000	5,936,000	4,305,600	6,132,000	6,136,000	4,465,600	6,332,000	6,336,000	4,625,600
5,936,000	5,940,000	4,308,800	6,136,000	6,140,000	4,468,800	6,336,000	6,340,000	4,628,800
5,940,000	5,944,000	4,312,000	6,140,000	6,144,000	4,472,000	6,340,000	6,344,000	4,632,000
5,944,000	5,948,000	4,315,200	6,144,000	6,148,000	4,475,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200
5,948,000	5,952,000	4,318,400	6,148,000	6,152,000	4,478,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400
5,952,000	5,956,000	4,321,600	6,152,000	6,156,000	4,481,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600
5,956,000	5,960,000	4,324,800	6,156,000	6,160,000	4,484,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800
5,960,000	5,964,000	4,328,000	6,160,000	6,164,000	4,488,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000
5,964,000	5,968,000	4,331,200	6,164,000	6,168,000	4,491,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200
5,968,000	5,972,000	4,334,400	6,168,000	6,172,000	4,494,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400

給与所得控除後の金額の表

(九)

(6,372,000円～20,000,000円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,372,000	円 6,376,000	円 4,657,600	円 6,492,000	円 6,496,000	円 4,753,600	円 6,600,000	円 8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800			
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000			
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200			
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400			
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800			
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000			
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200			
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400			
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600	20,000,000円	18,050,000円	
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800			
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000			
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200			
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400			
6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600			
6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800			
6,440,000	6,444,000	4,712,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000			
6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200			
6,448,000	6,452,000	4,718,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400			
6,452,000	6,456,000	4,721,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600			
6,456,000	6,460,000	4,724,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800			
6,460,000	6,464,000	4,728,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000			
6,464,000	6,468,000	4,731,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200			
6,468,000	6,472,000	4,734,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400			
6,472,000	6,476,000	4,737,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600			
6,476,000	6,480,000	4,740,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800			
6,480,000	6,484,000	4,744,000						
6,484,000	6,488,000	4,747,200						
6,488,000	6,492,000	4,750,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、まず、この表の「給与等の金額」欄の該当する行を求め、次にその行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額を求めます。この金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の人の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。

令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円 〃 18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

〔参考〕 令和2年分の基礎控除額の表

所得者の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える所得者は、基礎控除の適用を受けることはできません。

〔参考〕 令和2年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額 ^(注3))			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

- (注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
 3 所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各金額に15万円を加えてください。

[参考] 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得者及び配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。
 なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は55万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります（84ページ参照）。
 また、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、それらの控除額を控除する必要があります。

2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、55万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。

- (2) 雑所得の金額は、次のイとロを合計した金額となります。

イ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和31年1月1日以前に生まれた人をいいます。

ロ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額

- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

4 配当所得

- (1) 株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。
- (2) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (3) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。
 - イ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
 - ロ 確定申告をしないことを選択した①上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、②公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、③特定投資法人の投資口の配当等、④公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑤公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑥特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び⑦これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
 - (2) 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります^(注1)。
 - ① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
 - ② 勤続年数が20年を超える場合……80万円+70万円×（勤続年数-20年）
- (注) 1 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。
- 2 障害者になったことに直接起因して退職した場合には、上記①又は②の金額に100万円を加算します。

7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・山林所得…山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得
- ・一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
(注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、収入金額に含まれません。
また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得
(注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等
(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・先物取引に係る雑所得等

令和2年分 年末調整チェック表

このチェック表は、年末調整事務について誤りやすい事項を取りまとめているので、給与事務担当の方が「年末調整のしかた」を読み終えられて、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

また、扶養控除等（異動）申告書などの記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例や記載例などを101ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目	
扶養控除等関係	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。	
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ・年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は48万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。	
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係	<input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成17年1月1日以前生）となっていますか。			<input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象扶養親族等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。			<input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。			<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか。			<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。
	<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。			
配偶者（特別）控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。	集計関係	<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したのものについて集計の対象としていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除額、配偶者特別控除額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑦」欄に正しく記入しましたか。		<input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です）。		税額計算関係	<input type="checkbox"/> 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。
生命保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	<input type="checkbox"/> 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。		
	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。	<input type="checkbox"/> 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出しましたか。		
	<input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。	<input type="checkbox"/> 年調年税額は、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。		
	<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。	納付関係		<input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書（納付書）に、税務署名、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）等が正しく印字（記載）されていますか。
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料		<input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成しましたか。	
地震保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。		その他	<input type="checkbox"/> 来年の源泉徴収事務の準備はできましたか。
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。			
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。			

年 末 調 整 Q & A

この「年末調整Q&A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

〔問1〕 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。

Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

〔答〕 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

（注）失業等給付は非課税とされています。

〔問2〕 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

〔答〕 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

〔問3〕 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

〔答〕 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

（注）扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。

〔問4〕 従業員Aから質問があったのですが、Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入70万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

〔答〕 扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の70万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額55万円を控除した後の合計所得金額は15万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

【問5】 当社では、本年中に、アルバイトAに対して120万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないかと」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

【答】 勤労による所得を有する一定の学生又は生徒等のうち、合計所得金額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人（以下「勤労学生」といいます。）は、「勤労学生控除」（控除額27万円）を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、収入金額が120万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載（一定の専修学校等の生徒等の場合は証明書類を添付）した扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることが必要ですので、注意してください。

【問6】 給与の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する日において、本年の給与の収入金額が850万円を超えるかどうか明らかではありません。給与の収入金額が850万円を超える場合は所得金額調整控除の適用を受けたいのですが、この場合、「所得金額調整控除申告書」の提出はどのようにすればよいのでしょうか。

【答】 「所得金額調整控除申告書」は、所得金額調整控除の適用を受けようとする旨等を記載するものであるため、給与の収入金額が850万円を超えるかどうか明らかではない場合であっても、所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与の支払者に提出してください。

なお、その年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超えなかった場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出をしたとしても、年末調整において所得金額調整控除が適用されることはありません。

【問7】 いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

【答】 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの人の扶養親族に該当する人については、これらの人のうちいずれか1人の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、1人の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除の適用については、扶養控除と異なり、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの人はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

【問8】 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

【答】 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の人が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

（注）保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

〔問9〕 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

〔問10〕 当社では、12月分の給与を12月16日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月24日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aは扶養控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕 控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問11〕 年末調整を終えた後に、従業員Aから12月31日に子が生まれたとの申し出がありました。この生まれた子については、扶養控除の対象にはならないと聞きましたが、Aの給与の収入金額が850万円を超える場合、所得金額調整控除の要件の対象とし、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

〔答〕 年齢16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象とはなりませんが、所得金額調整控除においては、年齢23歳未満の扶養親族を有することが要件の一つとされているため、年末に子が生まれた場合、この要件を満たすこととなります。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなりますが、年末調整後、その年の12月31日までの間に従業員等に子が生まれ、所得金額調整控除の適用要件を満たし年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与の支払者が作成するまでに、その異動があったことについてAさんからその異動に関する申し出があったときは、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。この場合においても「所得金額調整控除申告書」の提出は必要ですので、ご注意ください。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問12〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよいのでしょうか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与等の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の基礎控除申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

〔問13〕 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

〔答〕 たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いいたします。

〔問14〕 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に休業手当を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整をする必要があるのでしょうか。

〔答〕 給与の支払を受ける人は、その勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。

このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」（労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの）は所得税法の規定により非課税とされていますが、ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため、その支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要がありますし、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

（注） 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）の規定に基づいて、勤務先から休業手当を受け取っていない雇用保険法の被保険者に対して国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（この支援金に準じて被保険者でない労働者に支給される特別の給付金を含みます。）については、同法第7条の規定により租税は課されませんので、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要はありません。

各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に「各種申告書」を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

---【昨年から変わっています!!】---

- 「基礎控除」の適用を受けるためには「基礎控除申告書」を提出する必要があります。
- 「寡婦（寡夫）控除」の適用要件の改正などが行われ、新たに「ひとり親控除」が創設されました。これにより、年末調整の際に「扶養控除等申告書」の提出が必要となる場合があります。
- 「所得金額調整控除」が創設され、この適用を受けるためには「所得金額調整控除申告書」を提出する必要があります。

1 扶養控除（「扶養控除等申告書」を提出）

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下同じです。）のうち、合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円）以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

(注1) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成10年1月2日～平成14年1月1日生）の人をいいます。

(注2) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）の人をいいます。

2 障害者控除、勤労学生控除（「扶養控除等申告書」を提出）

控除の種類		控除額
障害者控除 本人 同一生計配偶者 扶養親族	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
勤労学生控除（本人のみ）		27万円

(注1) 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

(注2) 扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

(注3) 勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が75万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

3 寡婦控除、ひとり親控除（「扶養控除等申告書」を提出）

控除の種類	控除額
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円

(注1) 「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます（「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

(注2) 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が48万円以下の子に限り、）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます。

※ 上記の「寡婦控除」及び「ひとり親控除」は、令和2年度税制改正により、本年の年末調整から適用されます。
このため、次のような場合には、その旨を「扶養控除等申告書」に記載して提出する必要があります。

- ① 本年の年末調整において新たに「ひとり親」に該当することとなる場合（「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する旨の「扶養控除等申告書」を提出していた人が「ひとり親」に該当する場合を除きます。）
- ② 既に勤務先に提出している「扶養控除等申告書」に「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する旨の記載があり、本年の年末調整において上記の「寡婦」又は「ひとり親」に該当しない場合

4 配偶者控除、配偶者特別控除（「配偶者控除等申告書」を提出）

● 配偶者控除
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

(注) 老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）の人をいいます。

● 配偶者特別控除
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

5 各種の保険料控除（「保険料控除申告書」を提出）

控除の種類	控除額			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料 合計適用限度額	—	最高4万円	—
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		

(注) 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

6 所得金額調整控除（「所得金額調整控除申告書」を提出）

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円が給与所得の金額から控除されます。

7 基礎控除（「基礎控除申告書」を提出）

あなたの合計所得金額		控除額
2,400万円以下		48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

8 住宅借入金等特別控除（「住宅借入金等特別控除申告書」を提出）

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の金額が税額から控除されます。

年末調整を受ける際の注意事項

「扶養控除等(異動)申告書」、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」及び「保険料控除申告書」は、正しく記載して提出されていますか？

もし、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税及び復興特別所得税の追徴など）を行わなければなりません。

《令和2年分申告書記載事項チェック表》

「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にもう一度チェックしてみてください。

扶 養 控 除 等 申 告 書	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成17年1月1日以前生）の扶養親族ですか。	配 偶 者 控 除 等 申 告 書	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。	
	<input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）ですか。		<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。	
	<input type="checkbox"/> その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。		<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。	
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満（平成10年1月2日～平成14年1月1日生）ですか。		<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）ですか。	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者 ^(注) があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。		<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ48万円以下ですか。		保 険 料 控 除 申 告 書	<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。 ※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。			<input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。			<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。
<input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成17年1月2日以後生）の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。			
<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。			
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。			
	<input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。			

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

- 1 本年の途中で、控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 3 本年の途中で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

(注) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

☆ 「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」及び「令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載例を国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載していますのでご覧ください。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 の氏名(氏名)	給与の支払者の 名称(氏名)	株式会社 ○○○○	あなたの氏名	佐藤 和夫	あなたの生年月日	44年10月1日	扶
趣町	給与の支払者の 法人(個人)番号	11122334455667	あなたの個人番号	本人	あなたの住所 又は居所	東京都板橋区大山東町35-1	◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、除税対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。 ◎この申告書は、2人以上の扶養控除対象者を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。 ◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、除税対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。 ◎この申告書は、2人以上の扶養控除対象者を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。
板橋 市区町村長	給与の支払者の 所在地(住所)	東京都千代田区霞が関3	あなたの住所 又は居所	東京都板橋区大山東町35-1	配偶者 の有無	有/無	
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長等 の氏名(氏名)	給与の支払者の 名称(氏名)	株式会社 ○○○○	あなたの氏名	サトウ カズオ	あなたの生年月日	44年10月1日	◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、除税対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。 ◎この申告書は、2人以上の扶養控除対象者を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。
趣町	給与の支払者の 法人(個人)番号	11122334455667	あなたの個人番号	佐藤 和夫	世帯主の氏名	佐藤 和夫	
板橋 市区町村長	給与の支払者の 所在地(住所)	東京都千代田区霞が関3	あなたの住所 又は居所	東京都板橋区大山東町35-1	あなたの総柄	本人	
あなたの扶養控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、非居住者である配偶者又は控除対象扶養親族を有する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に必要です。							

- ▶① 所轄税務署長等
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶② 給与の支払者の法人（個人）番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。
(注) 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。
- ▶③ あなたの個人番号
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族(昭26.1.1以前生)	令和2年分の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由
1 源泉控除対象配偶者(注1)	サトウ ヨウコ	妻	44.10.01	<input type="checkbox"/>	370,000円	東京都板橋区大山東町35-1	
	佐藤 洋子	妻	48.2.2	<input type="checkbox"/>			
	サトウ マモル	子	11.2.4	<input checked="" type="checkbox"/>	0円	1234 Kokuzei Street... USA	
	佐藤 守	子	16.3.30	<input type="checkbox"/>	600,000円		
2 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1.1以前生)	サトウ シゲル	子	16.3.30	<input type="checkbox"/>	0円	東京都板橋区大山東町35-1	
	佐藤 茂	子	16.3.30	<input type="checkbox"/>			
	サトウ タカオ	父	17.5.8	<input checked="" type="checkbox"/>	300,000円	東京都板橋区大山東町35-1	
	佐藤 隆雄	父	17.5.8	<input type="checkbox"/>			

- ▶① A 源泉控除対象配偶者
あなた（令和2年中の合計所得金額の見積額が90万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和2年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。
- ▶② B 控除対象扶養親族
年齢16歳以上（平成17年1月1日以前生）の扶養親族について記載します。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- ▶③ 個人番号
源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶④ 老人扶養親族（昭26.1.1以前生）
控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
② その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」
- ▶⑤ 特定扶養親族（平10.1.2生～平14.1.1生）
控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成10年1月2日～平成14年1月1日生）の場合にチェックを付けます。
- ▶⑥ 非居住者である親族
源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付等が必要です。
※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- ▶⑦ 生計を一にする事実
「非居住者である親族」欄が「○」の場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類の添付等が必要です。
- ▶⑧ 異動月日及び事由
記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。
(例) 年の中途で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合⇒「令和2年○月○日 結婚」

注 Q チェック事項 A 表

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者 <input checked="" type="checkbox"/>	① ② ③ ④				左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由	
		区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族			
		一般の障害者			<input checked="" type="checkbox"/> (1人)			<input type="checkbox"/> 特別の寡婦
		特別障害者			(1人)			<input type="checkbox"/> 寡夫
同居特別障害者			(1人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生				
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						佐藤隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付		
<small>(注)1 源泉控除対象配偶者は、所得者(令和2年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。</small>								

① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成17年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。
(注)ひとり親に該当する場合、「令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書」には「ひとり親」欄は設けられていませんので、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法によりチェックを付けます。

④ 左記の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名などを記載します。
(注)寡婦又はひとり親に該当する場合、死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の所得の見積額など、寡婦又はひとり親に該当する事実の記載は必要ありません(令和2年度の税制改正により、これらの記載が不要となりました。)

【「寡婦(夫)控除」の適用要件などの改正】

令和2年度税制改正により、本年の年末調整から、新しい「寡婦控除」及び「ひとり親控除」が適用されます。

このため、次のような場合には、その旨を『扶養控除等申告書』に記載して勤務先に提出する必要があります。

- ① 本年の年末調整において新たに「ひとり親」に該当することとなる場合(「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する旨の『扶養控除等申告書』を提出していた人が「ひとり親」に該当する場合を除きます。)
- ② 既に勤務先に提出している『扶養控除等申告書』に「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する旨の記載があり、本年の年末調整において上記の「寡婦」又は「ひとり親」に該当しない場合

≪扶養控除等申告書の記載例≫

以下の記載例を参考に、適宜の方法により申告してください。

(改正前:「未婚のひとり親(寡婦(夫)、特別の寡婦に該当しない人)」→改正後:「ひとり親」の場合)

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者 <input checked="" type="checkbox"/>	① ② ③ ④				左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由	
		区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族			
		一般の障害者			(1人)			<input type="checkbox"/> 特別の寡婦
		特別障害者			(1人)			<input type="checkbox"/> 寡夫
同居特別障害者			(1人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生				
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。								

(改正前:「寡婦(特別の寡婦を除く)」、「寡夫」又は「特別の寡婦」→改正後:「非該当」の場合)

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者 <input checked="" type="checkbox"/>	① ② ③ ④				左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由	
		区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族			
		一般の障害者			(1人)			<input checked="" type="checkbox"/> 特別の寡婦
		特別障害者			(1人)			<input type="checkbox"/> 寡夫
同居特別障害者			(1人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生				
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。								

※ 詳しくは、「年末調整のしかた」の4ページ以降をご確認ください。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)	氏名(フリガナ)	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外所得の見積額	令和2年中の所得の見積額	異動月日及び事由							
									1	2	3				
									サトウマサル	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	18・10・15	東京都板橋区大山東町35-1	0円	円
									佐藤 隆						
② 単身児童扶養者	<input type="checkbox"/>	該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当証書の番号	生計を一にする児童の氏名	左記の児童の所得の見積額		異動月日及び事由								

① 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。

② 単身児童扶養者

令和2年4月1日以後に提出する給与所得者の扶養親族申告書には、記載不要となっています。
なお、既に記載済の「単身児童扶養者」欄について、訂正をするなどの特段の対応は不要です。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ ヤマカワ タロウ) あなたの氏名 山川 太郎 (印)

2 給与の支払者の法人番号 2|2|3|3|4|4|5|5|6|6|7|7|8 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7 (基・配・所)

3 給与所得者の配偶者控除等申告書

4 所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額		6,973,000

控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
判定	900万円超 950万円以下 (B)	
判定	950万円超 1,000万円以下 (C)	
判定	1,000万円超 2,400万円以下	
判定	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
判定	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額 480,000

所得金額調整控除申告書

配偶者控除の額 380,000

基礎控除の額 480,000

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ ヤマカワ タロウ) あなたの氏名 山川 太郎 (印)

2 給与の支払者の法人番号 2|2|3|3|4|4|5|5|6|6|7|7|8 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

▶1 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。
(注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額		6,973,000

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
判定	900万円超 950万円以下 (B)	
判定	950万円超 1,000万円以下 (C)	
判定	1,000万円超 2,400万円以下	
判定	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
判定	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額 480,000

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

▶1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和2年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちら

◆ 給与所得の計算欄

給与の収入金額	円	A
給与の収入金額 (A)		
1円以上 550,999円以下		0円
551,000円以上 1,618,999円以下	A - 550,000円	
1,619,000円以上 1,619,999円以下		1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下		1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下		1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下		1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) 000円	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) 000円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) 000円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	A - 1,950,000円	

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。
なお、所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです(①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。
① (給与の収入金額(※1) - 850万円) × 10%
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
② 給与所得控除後の給与等の金額(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※2) - 10万円
※2 10万円を超える場合は、10万円

▶2 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶3 区分I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記載します。
(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

注 Q チ
意
&
ツ
ク
項 A 表

3 給与と所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書)については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 - 上記①以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」に記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が650万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与と所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、「配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。」

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	7,7,8,8 9,9,0,0 1,1,2,2	52年 10月 5日
山川 明子	あなたと配偶者の住所又は居所 異なる場合の配偶者の住所又は居所	非同居者 である配偶者 生計を一にする事実

◆ 給与と所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
判定	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	
判定	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ
A (左のA～Cを参照)
基礎控除の額
480,000

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000

判定

<input type="checkbox"/>	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和26.1.1以前生)	①
<input checked="" type="checkbox"/>	48万円以下かつ年齢70歳未満	②
<input type="checkbox"/>	48万円超95万円以下	③
<input type="checkbox"/>	95万円超133万円以下	④

区分Ⅱ ② (上の0～④を参照)

○ 控除額の計算

区分Ⅱ

		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※印の金額)										配偶者控除の額	
		①	②	③	15万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 107万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	380,000
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要		配偶者控除										配偶者特別控除	

※左記の控除額の計算の方法を参照してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶ ① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶ ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与と所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ ③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する記号(①～④)を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果(A～C)と区分Ⅱの判定結果(①～④)を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶ ⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付し記載することで差し支えありません。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実
	あなたと同一生計配偶者又は特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	扶養親族等	8,8,9,9 0,0,1,1 2,2,3,3	令和16年 5月 17日	(裏面「3～24」を参照)
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	扶養親族等	ヤマカワ イチロウ	あなたと左記の者の住所又は居所 異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の合計 あなたとの合計 所得金額(見積額)
	扶養親族が年齢23歳未満(年10.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	山川 一郎	子 0	

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、本年中の合計所得金額が48万円以下(給与所得の場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶ ① 要件

該当する要件にチェックを付けます。なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。詳しくは、この年末調整のしつかつの17・18ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
 ※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶ ② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶ ③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。
 ※特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」と記載して差し支えありません。

注 Q チ
意 エ
& ツ
ク
項 A 表

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書の記載例

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

1	所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所)	株式会社 ○○○○ 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 東京都千代田区霞が関3-1-1	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所又は居所	ワタナベ タダシ 渡辺 正 東京都港区芝5-8-1
	2	3	保	

2	保険会社等 の種類 保険等の 種別 年等 被保険者の 氏名 保険金等の 受取人の 氏名 区分	●●生命 養老 10年 渡辺 正 渡辺 弘美 夫 ① 25,000 円	●●生命 養老 10年 同上 同上 新① ② 80,000 円	●●生命 介護 10年 渡辺 正 渡辺 弘美 妻 ③ 80,000 円	●●生命 〇〇年金 30年 渡辺 正 渡辺 正 本人 ④ 90,000 円	●●生命 〇〇年金 30年 同上 渡辺 正 新② ⑤ 30,000 円
	①の5年 間の合計額	A 25,000 円	B 80,000 円	C 80,000 円	D 90,000 円	E 30,000 円
	②の5年 間の合計額	22,500 円	45,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円
	③の5年 間の合計額	25,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円
	④の5年 間の合計額	25,000 円	45,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円
⑤の5年 間の合計額	25,000 円	45,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円	
計 算 式 I (新 保 険 料 等 用) ⑥	計 算 式 II (旧 保 険 料 等 用) ⑦	計 算 式 III (控 除 額)		計 算 式 IV (控 除 額)		120,000 円
⑧の5年 間の合計額	42,000 円	14,800 円	50,000 円	合計 (控除額)		106,800 円

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所)	株式会社 ○○○○ 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 東京都千代田区霞が関3-1-1	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所又は居所	ワタナベ タダシ 渡辺 正 東京都港区芝5-8-1
---	--	---	--------------------------------	---------------------------------

▶1 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。
(注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 生命保険料控除額の記入

2	保険会社等 の種類 保険等の 種別 年等 被保険者の 氏名 保険金等の 受取人の 氏名 区分	●●生命 養老 10年 渡辺 正 渡辺 弘美 夫 ① 25,000 円	●●生命 養老 10年 同上 同上 新① ② 80,000 円	●●生命 介護 10年 渡辺 正 渡辺 弘美 妻 ③ 80,000 円	●●生命 〇〇年金 30年 渡辺 正 渡辺 正 本人 ④ 90,000 円	●●生命 〇〇年金 30年 同上 渡辺 正 新② ⑤ 30,000 円
	①の5年 間の合計額	A 25,000 円	B 80,000 円	C 80,000 円	D 90,000 円	E 30,000 円
	②の5年 間の合計額	22,500 円	45,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円
	③の5年 間の合計額	25,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円
	④の5年 間の合計額	25,000 円	45,000 円	40,000 円	40,000 円	27,500 円
計 算 式 I (新 保 険 料 等 用) ⑥	計 算 式 II (旧 保 険 料 等 用) ⑦	計 算 式 III (控 除 額)		計 算 式 IV (控 除 額)		120,000 円
⑧の5年 間の合計額	42,000 円	14,800 円	50,000 円	合計 (控除額)		106,800 円

▶1 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「(新・旧の区分)」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年金保険料については親族を除きます。)であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

▶2 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和2年分 生命保険料控除証明書			
契約番号(証券記載番号) 〇〇〇〇△△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 〇年〇月〇日	保険期間 10年	年金支払開始日 令和18年7月1日
保険金受取人名 渡辺 弘美		保険受取人生年月日 〇年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料(A) 25,000円	配当金(相当額)(B) 0円	一般証明額(A-B) 25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)

- ①欄: $25,000円 \times 1/2 + 10,000円 = 22,500円$ (計算式 I)
- ②欄: $80,000円 \times 1/4 + 25,000円 = 45,000円$ (計算式 II)
- ③欄: $22,500円 + 45,000円 = 67,500円 \rightarrow$ 最高40,000円
- ④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額 $\rightarrow 45,000円$

▶3 介護保険料

(記載例の控除額の計算)

- ①欄: $80,000円 \times 1/4 + 20,000円 = 40,000円$ (計算式 I)

▶4 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)

- ④欄: $90,000円 \rightarrow$ 最高40,000円 (計算式 I)
- ⑤欄: $30,000円 \times 1/2 + 12,500円 = 27,500円$ (計算式 II)
- ⑥欄: $40,000円 + 27,500円 = 67,500円 \rightarrow$ 最高40,000円
- ⑦欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額 $\rightarrow 40,000円$

▶5 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)

- ④45,000円 + ⑦40,000円 + ⑧40,000円 = 125,000円 \rightarrow 最高120,000円

注 Q チ
意
&
ツ
ク
項 A 表

3 地震保険料控除額等の記入

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している要等の氏名		地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った地震保険料の金額(円)	給与の支払者の確認
	①	××火災	地震(建物)	5年	渡辺 正	本人	旧長期	42,000
▲▲火災		積立傷害	20年	渡辺 正	本人	地震(旧長期)	14,800	
④のうち地震保険料の金額の合計額							⑧ 42,000	円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							⑩ 14,800	円
地震保険料控除額 ⑧の金額 (最高50,000円) 42,000 円 + ⑩の金額が10,000円を超える場合は、⑧×1/2+5,000円 ※ 12,400 円 = (最高50,000円) 50,000 円								
②	社会保険の種類	保険料支払先名称	保険料を負担することになっている人の氏名		あなたが本年中に支払った保険料の金額			
合計(控除額)								円
③	種類						あなたが本年中に支払った掛金の金額	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金							
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金							
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金							
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金							
合計(控除額)							円	

▶① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和2年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	渡辺 正
証券番号	○○○○××××
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和2年1月1日から 令和6年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額
 42,000円(⑧の金額、最高50,000円)
 +12,400円(⑩の金額が10,000円を超える
 場合は⑧×1/2+5,000円、最高15,000円)
 =54,400円→最高50,000円

▶② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

		①		②		③		④			
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	該当者		扶養親族		寡婦		障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)		異動月日及び事由	
		本人	同一生計配偶者(注2)	本人	扶養親族	寡婦	ひとり親	佐藤隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付			
		一般の障害者		扶養親族	ひとり親						
		特別障害者		(人)	勤労学生						
同居特別障害者		(人)									
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。											
<small>(注1) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、同一生計配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 (注2) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。</small>											

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成18年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

(注) 寡婦、ひとり親に該当する方について、死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の所得の見積額など、寡婦又はひとり親に該当する事実の記載は必要ありません。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	注		異動月日及び事由
				控除対象外国外扶養親族	令和3年中の所得の見積額	
1 サトウマサル 佐藤 隆	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子 18.10.15	東京都板橋区大山東町 35-1	○	0円	
2					円	
3					円	

▶① 16歳未満の扶養親族(平18.1.2以後生)

年齢16歳未満(平成18年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。
※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやA T Mなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) 用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



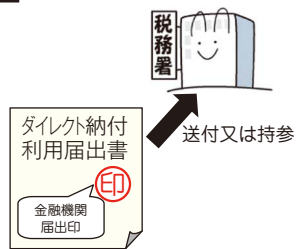
3 税務署又は金融機関等に対し電子納税やクレジットカード納付のための手続きを行います。

① **ダイレクト納付**を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書(116ページを切り離して、ご利用ください。なお、記載要領については115ページを参照してください。)を**所轄の税務署へ書面で提出**します。

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。



② **インターネットバンキング**で納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ **クレジットカード納付**を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては114ページをご覧ください。

○ スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

注 Q チ
意 エ
& ツ
事 ク
項 A 表

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☆☆ 電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税)☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (113ページをご覧ください。) の後、電子納税やクレジットカード納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の可否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付を省略いたします。

納付区分		支払額	戻付額	納付税額
給与所得等 (01)	令和 3 1 25 ~ 6 25	12	3,240,000	83,400
日雇労働者の賃金 (06)	~			
退職手当等 (07)	~			
税理士等の報酬 (08)	~			
役員賞与 (09)	~			
向の上支払確定年月日				
年末調整による不足税額 (04)				
年末調整による超過税額 (05)				
納付税額				83,400
延滞税				
合計額				83,400

納期特例分
 1 送付不要 2 送付希望

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

3. 納付

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
 すぐに納付する場合は、預貯金口座を選択した後画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。
 - ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので内容を確認し納付を行います。
 - ③ クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付を行います。
- ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

受信通知 (納付区分番号通知)

送信されたデータを確認してください。
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただきますので、ご了承ください。

※ 納付手続の進捗にご注意ください。
 選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ (外部サイト) において、別途、納付手続をされた場合、二度に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社国税商事
代表者等氏名	岡田太郎
受付番号	2021072409461219813
受付日時	2021/07/24 16:34:51
納付先	国税庁税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	
課税期間	自 令和3年04月 至 令和3年06月
合計金額	83,400円
徴収高計算書の送付の可否	送付不要

ダイレクト納付

届出された預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

① 今すぐに納付される方 納付日を指定される方

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
 (控えを取るか、印刷されることもお勧めします。)

取引機関番号	99999
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納付用暗証番号を入力してください。
納付区分	1234567890
有効期限	令和3年09月15日
納付金額	83,400円

インターネットバンキングで電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

② インターネットバンキング

クレジットカード納付

納付先	国税庁税務署
納付金額	83,400円

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスしてください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付先業者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

③ クレジットカード納付

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

納付内容 (納付先) は、確定された納付日の期日から確認いたします。前日まで「預貯金口座の残高」を確認ください。
 納付が納期に遅れた場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	国税庁税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	
課税期間 (04)	令和3年04月
課税期間 (05)	令和3年06月
登録名称	カンキョウイテイクサービスセンター
納付金額	83,400円

預貯金口座以下の口座から選択してください。

選択	金融機関名	預金種別	口座番号
<input checked="" type="radio"/>	国税庁銀行本店	普通預金	9999999
<input type="radio"/>	大手町銀行本店	普通預金	1234567

納付日を選択してください。
 納付日は、原則として納期前まで、お指定できません。
 納付日は、休日、祝日及び1月31日・1月30日は指定できません。

納付日: 令和 3 年 月 日

上記内容を確認し、上記内容で納付を行います。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

氏名(法人名及び代表者氏名) 印

令和××年 5月 7日 提出

電ケ関 税務署長 あて

私(当社)は、国税(以下「電子納税(ダイレクト方式)」)を利用することを届け出ます。なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよ、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1. 指定預貯金口座

(〒100-0004) 電話 03 (1234) 5678 (金融機関別行付)

住所 (所在地) 東京都千代田区大手町1-×-×

氏名 (法人名及び代表者氏名) カシキギインコクゼインコウジ ダイレクトシステムヤク コクゼイタロウ (フリガナ) 東京千代田区電ケ関3-×-× (申告納税地)

指定金融機関 株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎

1 預金種別 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号 (0915)1111111111

ゆうちょ銀行 記号番号

振替日時: 納付情報送付日時

利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

金融機関整理欄

受付印 印鑑照合 印

(口座識別番号)

(認証番号)

※記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 氏名(法人名及び代表者氏名)を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

116 ページの届出書を
切り取り線で
切りはなして
提出してください

約

一 国税庁の電子情報処理機構を使用して(当社)名義の国税の納付に必要の情報(以下「納付情報」という。)を送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記載された金額を指定預貯金口座から引き落とすこと、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落とすに当たっては当該約定の規定又は預貯金規定にかかわらず、私(当社)の小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金私帳請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金通帳及び振替日時に納付情報に記載された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛争が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

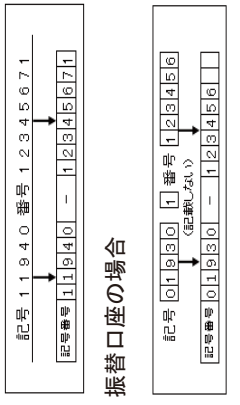
⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ **預貯金口座の名義とフリガナ**を記載します。
【注】 1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑧ **銀行等**をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】 お手持ちの口座の口座番号が桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。
【例】 0001234

⑨ **ゆうちょ銀行**をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】 前半の記号は必ず桁となります。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合



2 振替口座の場合

※記載内容等について、ご不明な点などがありましたら、税務署(管理運営部門)にお尋ねください。

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよ、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	(印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。)
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー
2 整理番号等未登録
3 重複入力
- 4 口座情報不完全
5 その他

入	力	訂正	入力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違
B 印鑑不鮮明
C 口座番号相違
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)
- F 住所相違
G 支店名相違
H その他

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

(認証番号)

ご存知ですか？非居住者等に支払う際の源泉徴収 ～誤りやすい事例～

非居住者や外国人（以下「非居住者等」といいます。）に対して、源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」を支払う場合には、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。したがって、取引において、非居住者等に何らかの支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当するかを確認していただく必要があります。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」で解説しておりますが、ここでは、非居住者等に支払う際の源泉徴収で、誤りやすい事例をご紹介します。

土地等の対価

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得した場合、その対価を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注）個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために取得した土地等で、その土地等の対価の額が1億円以下である場合は、その個人が支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。（法人が取得して対価を支払う場合には、1億円以下であっても源泉徴収をしなければなりません。）

不動産の賃借料等

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注）個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために土地や家屋を借りる場合に支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。（法人が借りて賃借料を支払う場合には、源泉徴収をしなければなりません。）

工業所有権、著作権等の使用料等

国内において業務を行う者が、非居住者等に支払う、工業所有権、著作権等の使用料又は取得の対価のうち、その国内業務に係るものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

給与等の人的役務の提供に対する報酬等

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬等のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注）非居住者等の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合があります。そのための手続など、詳しくは、「源泉徴収のあらまし」をご覧ください。どうか、最寄りの税務署にお尋ねください。

また、国税庁ホームページ「タックスアンサー（よくある質問）」もご利用ください。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/gensen36.htm>)

「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」 (120ページ)の使い方

【源泉徴収簿の「年末調整」欄の変更について】

平成30年度の税制改正により、基礎控除の見直しが行われたことに伴い、源泉徴収簿の「年末調整」欄が変更されています。

基礎控除額については、令和元年度は源泉徴収簿の⑩欄に含めて記載することになっていましたが、令和2年度は源泉徴収簿の⑪欄に別途記載することになります（基礎控除額については、令和元年度は「令和元年度分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により計算していましたが、令和2年度は、基礎控除申告書により求めることとなります。）。

○源泉徴収簿の変更点

令和元年度 源泉徴収簿（抜粋）	令和2年度 源泉徴収簿（抜粋）																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">地震保険料の控除額</td><td style="width: 50%;">⑭</td></tr> <tr><td>配偶者（特別）控除額</td><td>⑮</td></tr> <tr><td>扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額</td><td>⑯</td></tr> <tr><td>所得控除額の合計額 (⑩+⑪)+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯</td><td>⑰</td></tr> <tr><td>差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額</td><td>⑱ (1,000円未満切捨て)</td></tr> </table>	地震保険料の控除額	⑭	配偶者（特別）控除額	⑮	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	所得控除額の合計額 (⑩+⑪)+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑰	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">地震保険料の控除額</td><td style="width: 50%;">⑰</td></tr> <tr><td>配偶者（特別）控除額</td><td>⑱</td></tr> <tr><td>扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額</td><td>⑲</td></tr> <tr><td>基礎控除額</td><td>⑳</td></tr> <tr><td>所得控除額の合計額 (⑲+⑳)+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖</td><td>㉗</td></tr> <tr><td>差引課税給与所得金額(⑧-㉗)及び算出所得税額</td><td>㉘ (1,000円未満切捨て)</td></tr> </table>	地震保険料の控除額	⑰	配偶者（特別）控除額	⑱	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲	基礎控除額	⑳	所得控除額の合計額 (⑲+⑳)+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖	㉗	差引課税給与所得金額(⑧-㉗)及び算出所得税額	㉘ (1,000円未満切捨て)
地震保険料の控除額	⑭																						
配偶者（特別）控除額	⑮																						
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯																						
所得控除額の合計額 (⑩+⑪)+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑰																						
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)																						
地震保険料の控除額	⑰																						
配偶者（特別）控除額	⑱																						
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲																						
基礎控除額	⑳																						
所得控除額の合計額 (⑲+⑳)+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖	㉗																						
差引課税給与所得金額(⑧-㉗)及び算出所得税額	㉘ (1,000円未満切捨て)																						

【「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の使い方】

- まず、控除対象扶養親族の数の合計を求め、「① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の人数欄に対応する控除額を求めます。
※ 控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含みません。
- 次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 1及び2で求めた金額の合計額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記入します。

凡例	<input type="checkbox"/> 給与の支払を受ける人（所得者）（※の金額は所得者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 一般の控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 老配 老人控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 配特 配偶者特別控除の対象となる配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 扶 一般の控除対象扶養親族	<input type="checkbox"/> 扶 扶養親族のうち年齢16歳未満の人 <input type="checkbox"/> 特扶 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親 同居老親等である老人扶養親族 <input type="checkbox"/> 老扶 同居老親等以外の老人扶養親族 <input type="checkbox"/> 障 一般の障害者	<input type="checkbox"/> 同障 同居特別障害者 <input type="checkbox"/> 特障 同居特別障害者以外の特別障害者 <input type="checkbox"/> 寡 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり ひとり親
----	--	--	--

事例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	(参考) 配偶者(特別)控除額 ※ 源泉徴収簿の⑰欄に記載します。
	「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄 ※ 配偶者の数は含みません。	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄		
1 所得者又は勤労障害者、学生でない場合	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人 <input type="checkbox"/>	なし	① — 円 ② — 円 計 — 円	—
	(2) 控除対象配偶者がいる人 ※900万円以下 ※48万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/>	なし	① — 円 ② — 円 計 — 円	380,000円
	(3) 控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※48万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/>	1人	① 380,000円 ② — 円 計 380,000円	380,000円

事例		早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	(参考) 配偶者(特別)控除額 ※ 源泉徴収簿の⑰欄に記載します。	
		「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄 ※ 配偶者の数は含みません。	「②障害者等がある場合の控除額の加算額」欄			
1 所 又 得 又 者 又 が 勤 障 学 害 生 者、 生 寡 不 婦 育 な い 場 合	(4) 一般の障害者である控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人	※900万円超 950万円以下 ※48万円以下 	2人	ハ	① 760,000円 ②-ハ1人 270,000円 計 1,030,000円	260,000円
	(5) 控除対象配偶者、特定扶養親族及び同居老親等以外の老人扶養親族がいる人	※900万円以下 ※48万円以下 	2人	へ及びト	① 760,000円 ②-へ1人 250,000円 ②-ト1人 100,000円 計 1,110,000円	380,000円
	(6) 老人控除対象配偶者と同居特別障害者である控除対象扶養親族がいる人	※900万円以下 ※48万円以下 	1人	イ	① 380,000円 ②-イ1人 750,000円 計 1,130,000円	480,000円
	(7) 同居老親等である控除対象扶養親族がいる人		1人	ホ	① 380,000円 ②-ホ1人 200,000円 計 580,000円	-
	(8) 同居特別障害者以外の特別障害者である16歳未満の扶養親族と控除対象扶養親族がいる人		1人	ロ	① 380,000円 ②-ロ1人 400,000円 計 780,000円	-
2 所 有 得 者 が 一 般 般 の 障 害 害 者 者 で で	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人		なし	ハ	① -円 ②-ハ 270,000円 計 270,000円	-
	(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者と控除対象扶養親族がいる人	※900万円以下 ※130万円超 133万円以下 	1人	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円	30,000円
3 所 得 者 者 が 寡 寡 婦 婦 で 有 る 有 場 場 合 合	(1) 控除対象扶養親族がいない人		なし	ハ	① -円 ②-ハ 270,000円 計 270,000円	-
	(2) 控除対象扶養親族がいる人		2人	ハ	① 760,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,030,000円	-
4 所 得 有 者 者 が 一 一 人 人 親 親 合 合 で 有 る 有 場 場 合 合	控除対象扶養親族がいる人		1人	ニ	① 380,000円 ②-ニ 350,000円 計 730,000円	-

令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

◎ この表の使い方は、118ページを参照してください。

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額									
人	数	控	除	額	人	数	控	除	額
1	人	380,000		円	5	人	1,900,000		円
2	人	760,000			6	人	2,280,000		
3	人	1,140,000			7	人	2,660,000		
4	人	1,520,000			8人以上		7人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額		
②	障害者等の控除額がある場合	イ	同居特別障害者に当たる人がいる場合			1人につき	750,000		円
		ロ	同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合			1人につき	400,000		円
		ハ	一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる（人がいる）場合			左の一に該当するとき各	270,000		円
		ニ	所得者本人がひとり親に当たる場合				350,000		円
		ホ	同居老親等に当たる人がいる場合			1人につき	200,000		円
		ヘ	特定扶養親族に当たる人がいる場合			1人につき	250,000		円
		ト	同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合			1人につき	100,000		円

◎ 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります（この合計額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記載します）。

◎ 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者（22ページ参照）の数は含みません。

◎ 同一生計配偶者（17ページ参照）に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。

◎ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」により求め、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑰」欄に記載します。

◎ 基礎控除額については、「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書」により求め、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「基礎控除額⑲」欄に記載します。

（注）「②」欄のイからトまでの控除額は次のようになっています。

- (1) 「イ」欄の750,000円 …… 障害者控除額（同居特別障害者）の750,000円
- (2) 「ロ」欄の400,000円 …… 障害者控除額（特別障害者）の400,000円
- (3) 「ハ」欄の270,000円 …… 障害者控除額（一般の障害者）、寡婦控除額又は勤労学生控除額の270,000円
- (4) 「ニ」欄の350,000円 …… ひとり親控除額の350,000円
- (5) 「ホ」欄の200,000円 …… 控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額200,000円（580,000円－380,000円）
- (6) 「ヘ」欄の250,000円 …… 控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額250,000円（630,000円－380,000円）
- (7) 「ト」欄の100,000円 …… 控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額100,000円（480,000円－380,000円）